

第6期

(平成27年度～平成29年度)

恵庭市高齢者保健福祉計画

恵庭市介護保険事業計画

恵庭市

はじめに

恵庭市の高齢者人口は、平成26年10月1日時点で16,605人であり、総人口に占める割合は24.0%となっており、恵庭市民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあります。

一方、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者に到達する平成37年には高齢化率が30%を超えることが見込まれ、3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして創設されました。

今般、国が示した「第6期計画策定に係る指針」では、平成37年のあるべき姿を念頭に、将来の介護需要等を推計した、中長期的な視点での目標を設定することが求められています。

具体的には、平成37年までの各計画期間を通じて、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築することを目標として、「在宅医療・介護連携」、「認知症施策」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」といった各方策を段階的・効果的に推進することであり、これまでも増して長期的かつ一体性・連続性を意識した計画とすることが求められています。

また、高齢者一人ひとりができるだけ長い期間、健康でかつ有意義に暮らすための体制整備や、生きがいは、個人の生活のみならず、社会全体にとっても重要な課題となっています。

それに対応するためには、豊富な知識や経験を有する高齢者が、地域活動の担い手、支え手として活動できるよう、社会活動、生涯学習活動等を通しての生きがいはづくりの推進や、積極的な社会参画等によって、地域社会を支える力となっただけの仕組みづくりを構築して行くことが今後ますます必要となります。

第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画は、平成37年に至る長期的計画のスタートとしての位置づけにあります。

当面の計画期間である、平成27年度から平成29年度までの3年間に直面する課題へのアプローチといった短期・中期的視点と、次期計画以降、目標年である平成37年までを見据えた長期的視点、その両視点から高齢者施策全般に係る取組みを総合的かつ体系的に示す計画として、ここに策定します。

終わりに、計画策定にあたりご協力いただきました市民・各事業者の皆様をはじめ、度重なるご審議をいただきました恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員、市議会議員、関係機関の各位に心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも高齢社会対策の推進に向けてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年3月

恵庭市長 原 田 裕





第6期 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格・法的位置づけ	2
3	計画期間及び見直し時期	3
4	計画策定体制	3
5	計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）	4
6	その他計画との関係性	4
第2章	高齢者の現状と将来推計	5
1	高齢者人口の現状と将来推計	6
2	要支援・要介護認定者の現状と将来推計	9
3	日常生活圏域の現状と見直し	11
第3章	高齢者保健福祉の目標設定	13
1	基本理念と基本目標	14
2	計画推進の基本方針	15
3	施策の体系	20
第4章	施策体系別計画	27
	＜基本目標Ⅰ 地域における介護体制の充実＞	28
1	介護サービスの基盤整備	28
2	介護サービスの質の向上	30
3	認知症支援策の充実	31
4	低所得者対策の推進	35
	＜基本目標Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進＞	36
5	介護予防と健康・元気づくりの推進	36
6	地域生活を支える環境整備の推進	40
	＜基本目標Ⅲ 高齢者の社会参加と地域ケア体制の推進＞	42
7	積極的な社会参加の推進	42
8	地域ケアの推進	44
	＜基本目標Ⅳ 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築＞	48
9	地域包括ケアシステムの構築	48

第5章	新しい介護予防・日常生活支援総合事業 -----	49
1	総合事業の趣旨 -----	50
2	新しい総合事業実施に向けた本市の考え方 -----	50
第6章	介護保険サービスの実績と見込み -----	53
1	居宅サービス -----	54
2	施設サービス -----	60
3	地域密着型サービス -----	61
4	介護保険サービスの利用促進 -----	63
第7章	介護保険の費用の推計と保険料 -----	65
1	保険給付費の見込み -----	66
2	第1号被保険者の保険料設定 -----	69
資料編	-----	73
1	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の設置 -----	74
2	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員名簿 -----	75
3	計画策定体制 -----	75
4	平成25年度介護アンケート調査報告書（要介護認定者） -----	77
5	平成26年度介護アンケート調査報告書（一般高齢者） -----	109



第1章 計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人*1 だった75歳以上の高齢者は、最新のデータでは約1560万人*2 となっており、介護保険制度開始後13年で実に1.7倍もの増加となっています。また、「団塊の世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）」が75歳以上となる2025（平成37）年には2000万人を突破し、「後期高齢者2000万人社会」の到来が予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025（平成37）年の65歳以上高齢化率は30%を超え、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるとされており、特に、都市部における高齢化の急激な進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予測され、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」、これは多くの人々に共通する願いであり、これらを実現するために必要な介護サービス基盤等の整備は勿論のこと、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していかなければなりません。

そのため、本計画では2025（平成37）年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

*1 出展「国勢調査」（各年10月1日現在）

*2 出展「人口推計」（総務省統計局）

2 計画の性格・法的位置づけ

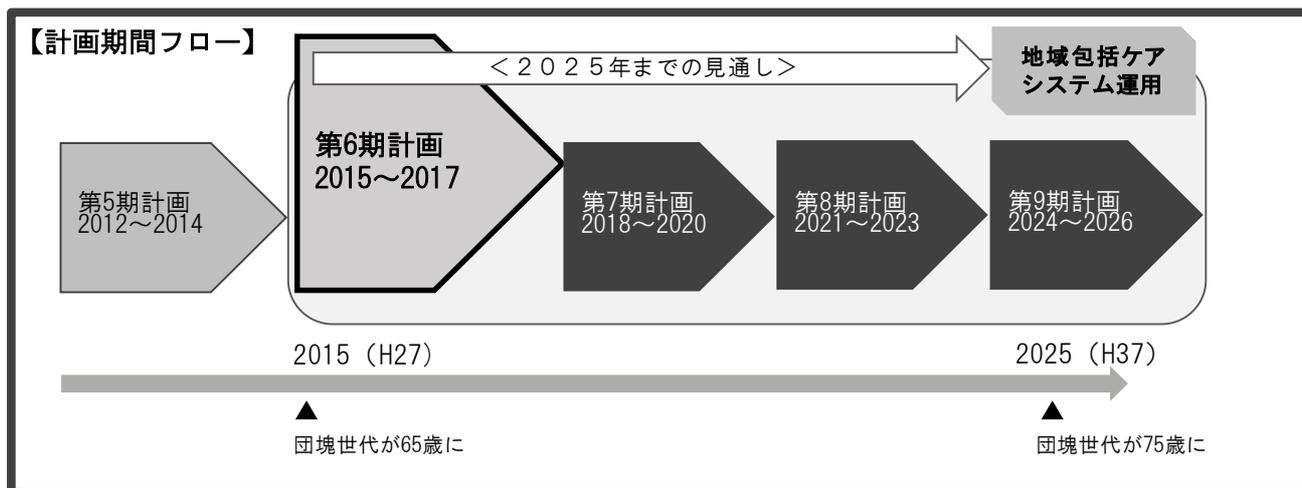
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に関し必要な事項に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。

また、この二つの計画を一体のものとして策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的・一体的な取組みを進めます。

3 計画期間及び見直し時期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第6期事業計画」という。）は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025（平成37）年の高齢者介護に対する姿及び「地域包括ケアシステム」*3の構築を念頭に、2023（平成35）年における目標を立て、そこに至る2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3年間を計画期間とします。



*3 介護保険制度改正に伴い、「地域包括ケアシステム」の構築が市町村計画に義務付け。

4 計画策定体制

1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第6期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護保険の事業所や介護支援専門員、被保険者（公募の市民）等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」（以下「専門部会」という。）において、必要な審議を行います。

2 利用者及び市民等の意見反映

第6期事業計画の策定にあたり、要介護認定者及び一般高齢者を対象にアンケート調査を行うとともに、市内の介護保険施設等を有する事業者、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、恵庭市包括ケア会議等における意見等のほか、広く市民の意見を反映させるために、第6期事業計画（案）を公開し、パブリックコメントの募集や住民説明会の開催等、第6期事業計画に反映するよう努めました。

5 計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）

第6期事業計画は、各年度においてその進捗状況等を専門部会に報告し、高齢者保健福祉の推進と介護保険制度の円滑な運営、計画の推進状況等について審議します。

6 その他計画との関係性

1 恵庭市総合計画

2006（平成18）年3月に策定した「第4期恵庭市総合計画」（以下「総合計画」という。）は、近年の社会・経済・環境の転換、急速に進む少子・高齢化社会の到来を背景に、2015（平成27）年を目標年次とした、様々な分野の施策を体系化したものです。

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合計画における高齢者を対象とした部門別計画として位置づけられます。（次期総合計画（2016（平成28）年度開始）については策定され次第、第6期事業計画の修正に着手する予定。）

2 恵庭市地域福祉計画

「恵庭市地域福祉計画」は、地域福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と住民参加による、地域づくりを進めるための個別施策などを内容としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各施策を地域で推進するための重要な役割を果たすことから、連携を図り推進します。

3 恵庭市障がい者福祉計画

「恵庭市障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画」は、高齢者を含む障がいのある人の生活全般に関わる施策を体系化し、具体的方向を示したものです。類似したサービス・施策があることから、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

4 恵庭市のその他計画

恵庭市総合計画の部門別の計画として、「恵庭市都市マスタープラン」、「恵庭市住宅政策基本計画」、「恵庭市バリアフリー基本構想」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市生涯学習基本計画」の様々な計画等があり、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

5 北海道の計画

北海道が策定した「北海道保健医療福祉計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道高齢者保健福祉計画」及び「北海道介護保険事業支援計画」は、近隣市町村が広域的な連携を図り、協力して施策の推進にあたることを目的としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、これらと調和のとれた計画となります。



第2章 高齢者の現状と将来推計



第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口の現状と将来推計

我が国は本格的な人口減少時代を迎えており、2030（平成42）年には労働力人口が1千万人以上減少するという推計もあります。

2014（平成26）年10月1日現在、住民基本台帳に基づく恵庭市の人口は68、950人であり、このうち65歳以上の高齢者は16、605人、高齢化率は24.0%となっています。

総人口は年々減少傾向となりつつありますが、高齢化率は逆に高くなっていきます。

【高齢者人口の推移】

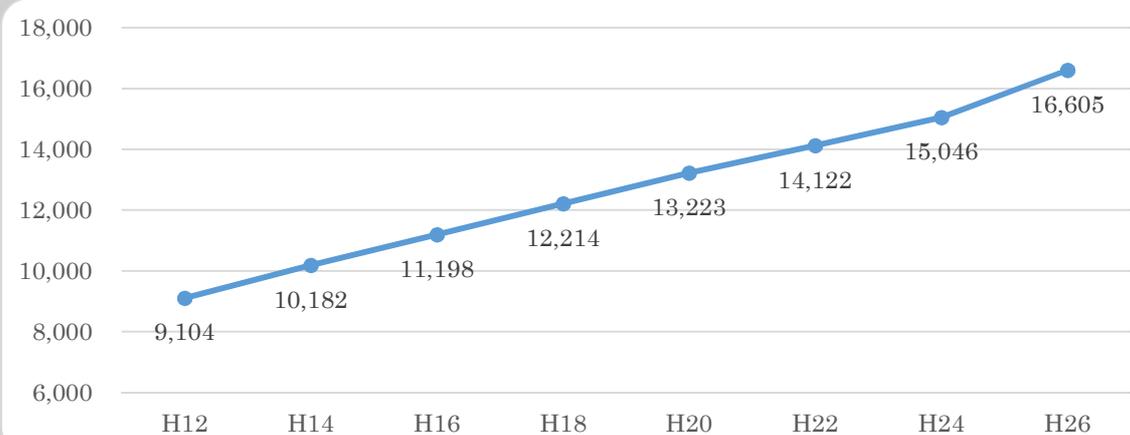
<単位：人>

計画期間	第3期計画(実績)			第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
総人口	67,942	68,417	68,685	68,608	68,809	68,938	69,126	68,876	68,950	
高齢者人口	人数	12,214	12,761	13,223	13,717	14,122	14,547	15,099	15,806	16,605
	高齢化率	18.0%	18.7%	19.3%	20.0%	20.5%	21.1%	21.8%	22.9%	24.0%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	7,228	7,446	7,528	7,690	7,668	7,666	7,836	8,214	8,719
	比率	10.6%	10.9%	11.0%	11.2%	11.1%	11.1%	11.3%	11.9%	12.6%
後期高齢者 (75歳～)	人数	4,986	5,315	5,695	6,027	6,454	6,881	7,263	7,592	7,886
	比率	7.3%	7.8%	8.3%	8.8%	9.4%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%
40～64歳人口	人数	23,089	23,197	23,346	23,402	23,650	23,838	23,917	23,844	23,662
	比率	34.0%	33.9%	34.0%	34.1%	34.4%	34.6%	34.6%	34.6%	34.3%

※各年10月1日時点

【高齢者人口の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



高齢者人口の将来推計値を算出すると、5年後（2020（平成32）年）の高齢化率は28.4%、10年後（2025（平成37）年）には30%を超え、高齢者人口も20,578人となることが予測されます。これは、恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることであり、冒頭で述べた国立社会保障・人口問題研究所の予測が証明される推計結果となりました。

【高齢者人口の将来推計】

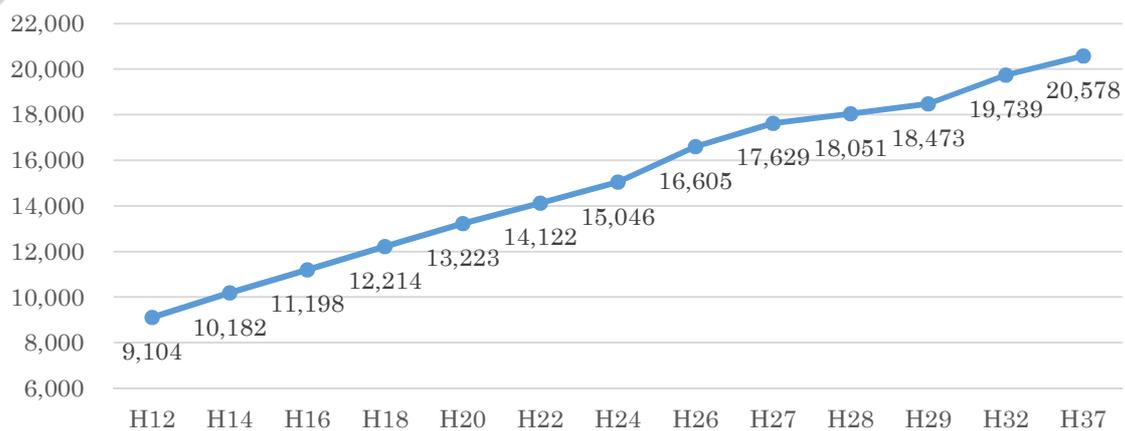
計画期間		第6期計画(推計)					将来推計①		将来推計②	
		H27	H28	H29			H32(2020)	H37(2025)		
総人口		69,985	69,902	69,819	69,569	68,566				
高齢者人口	人数	17,629	18,051	18,473	19,739	20,578				
	高齢化率	25.2%	25.8%	26.5%	28.4%	30.0%				
前期高齢者 (65～74歳)	人数	9,122	9,252	9,382	9,771	8,563				
	比率	13.0%	13.2%	13.4%	14.0%	12.5%				
後期高齢者 (75歳～)	人数	8,507	8,799	9,091	9,968	12,015				
	比率	12.2%	12.6%	13.0%	14.3%	17.5%				
40～64歳人口	人数	23,171	23,083	22,995	22,732	22,401				
	比率	33.1%	33.0%	32.9%	32.7%	32.7%				

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「介護保険事業計画用ワークシート」により算出。

【高齢者人口の将来推計グラフ】

<各年10月1日時点>



2 要支援・要介護認定者の現状と将来推計

2014（平成26）年の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は2,700人、認定率は16.3%となっており、高齢者人口と同様に認定者数も増加していることがわかります。

【要支援・要介護認定者の現況】

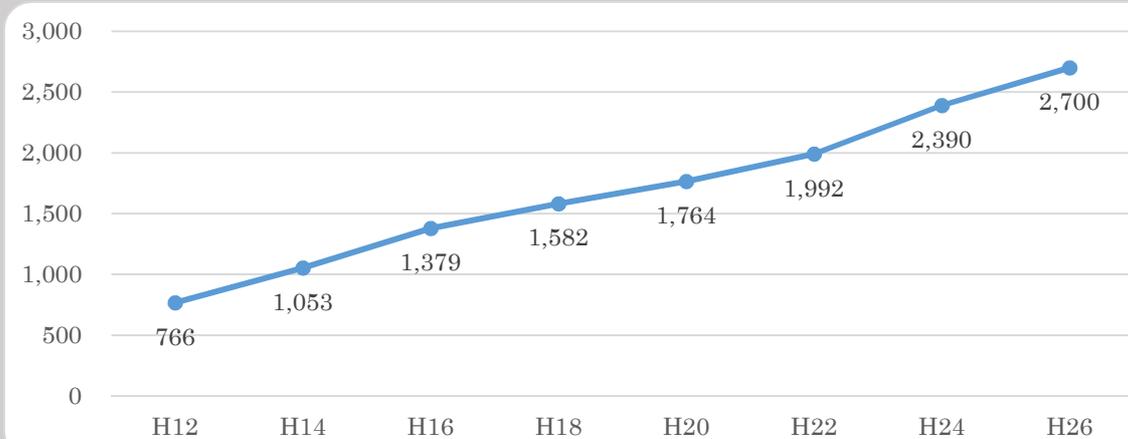
<単位：人>

計画期間	第3期計画(実績)			第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
第1号被保険者	要支援1	281	251	265	313	387	415	485	519	616
	要支援2	129	260	336	347	339	412	442	476	477
	要支援計	410	511	601	660	726	827	927	995	1,093
	要介護1	443	305	272	294	359	419	437	449	473
	要介護2	241	300	346	327	349	383	379	417	406
	要介護3	204	222	250	229	210	206	234	248	249
	要介護4	141	141	159	193	181	194	214	225	234
	要介護5	143	159	136	136	167	183	199	235	245
	要介護計	1,172	1,127	1,163	1,179	1,266	1,385	1,463	1,574	1,607
	計	1,582	1,638	1,764	1,839	1,992	2,212	2,390	2,569	2,700
認定率(高齢者に占める割合)	13.0%	12.8%	13.3%	13.4%	14.1%	15.2%	15.8%	16.2%	16.3%	
第2号被保険者	62	58	64	63	69	69	70	67	77	
合計	1,644	1,696	1,828	1,902	2,061	2,281	2,460	2,636	2,777	

※各年10月1日時点

【恵庭市の認定者数の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



高齢化の進展と共に認定者数も増加し、2025（平成37）年には4,568人、認定率は22.2%まで上昇することが予測されます。

【要支援・要介護認定者数の将来推計】

<単位：人>

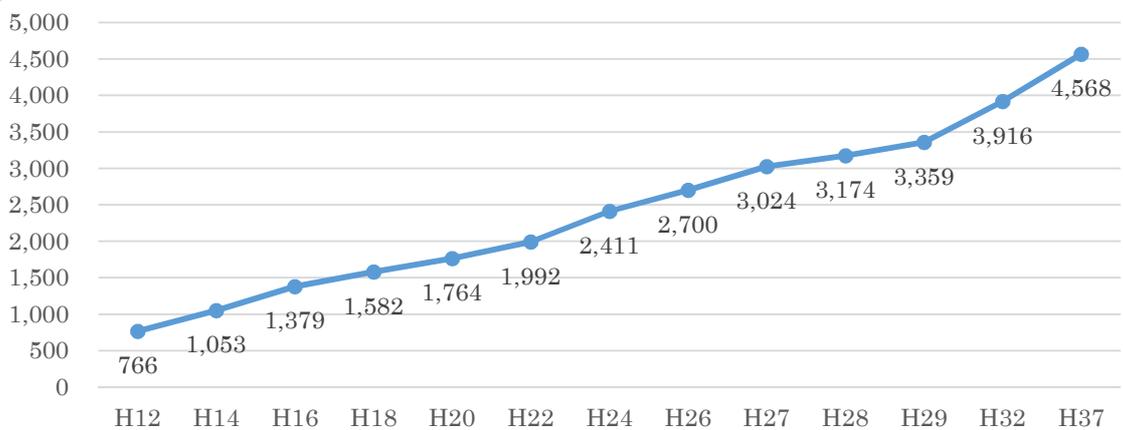
計画期間		第6期計画(予測)			将来予測① H32(2020)	将来予測② H37(2025)
		H27	H28	H29		
第1号被保険者	要支援1	762	878	999	1,202	1,382
	要支援2	523	533	546	632	733
	要支援計	1,285	1,411	1,545	1,834	2,115
	要介護1	530	552	571	646	729
	要介護2	398	368	355	396	483
	要介護3	287	305	330	414	507
	要介護4	265	276	295	335	389
	要介護5	259	262	263	291	345
	要介護計	1,739	1,763	1,814	2,082	2,453
	計	3,024	3,174	3,359	3,916	4,568
	認定率(高齢者に占める割合)	17.2%	17.6%	18.2%	19.8%	22.2%
第2号被保険者		84	92	109	114	113
合計		3,108	3,266	3,468	4,030	4,681

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「介護保険事業計画用ワークシート」により算出。

【恵庭市の認定者数の将来推計グラフ】

<各年10月1日現在>



3 日常生活圏域の現状と見直し

1 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として介護保険法で規定されており、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、学校区などを単位として想定しています。

本市においては、圏域の設定が介護保険法に規定された「第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）」より、小学校区を基本とした圏域を設定しています。

① 見直し検討の背景

高齢者人口の増加に伴い、圏域間のバランスが崩れ、一部の地域包括支援センターの業務負担が増大していることから、より適切な圏域のあり方について検討を進め、第6期事業計画期間内に日常生活圏域を見直し、高齢者人口や地域等の平準化を行うとともに、現在設定している3カ所の圏域を4ヶ所とし、併せて新たな地域包括支援センターの設置を検討することとなりました。

② 見直しの考え方

見直しにあたっての考え方を以下のとおりとします。

- ・ 地理的条件やこれまでの地域活動などを勘案し、現在の総合計画における地域区分を尊重する。
- ・ 圏域ごとの高齢者人口や地域のばらつきを解消するため、1圏域の高齢者人口が概ね6千人を超えないように設定する。

上記の考え方を踏まえ、日常生活圏域数を3圏域から4圏域とします。

③ 地域包括支援センターの新設

地域包括支援センターは、現在、各圏域に1カ所ずつ合計3カ所設置しており、漁川右岸地区に「ひがし地域包括支援センター」を、漁川左岸地区に「みなみ地域包括支援センター」を、島松・恵み野地区を「きた地域包括支援センター」が担当しています。

圏域の見直しに伴い、圏域毎の高齢者人口が概ね4千人程度と平準化されることから、第6期事業計画期間中に、新たな地域包括支援センターの設置を行い、包括間の業務バランスの適正化や業務負担の軽減を行うことにより、より効率的に身近な地域での相談体制の整備が可能となります。

このことから、市内の日常生活圏域の見直しに伴う、新たな地域包括支援センターの設置を行い、業務体制の強化を行います。

2 日常生活圏域の状況等

市内の3つの日常生活圏域の高齢者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数は次のとおりです。

【 高齢者数 】

＜平成26年10月1日現在＞

日常生活圏域		漁川右岸地区	漁川左岸地区	島松・恵み野地区	計
担当		ひがし地域包括支援センター	みなみ地域包括支援センター	きた地域包括支援センター	
人口		27,868人	19,886人	21,196人	68,950人
高齢者数	人数	5,659人	4,659人	6,287人	16,605人
	高齢化率	20.3%	23.4%	29.7%	24.1%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	2,962人	2,463人	3,294人	8,719人
	比率	10.6%	12.4%	15.5%	12.6%
後期高齢者 (75歳～)	人数	2,697人	2,196人	2,993人	7,886人
	比率	9.7%	11.0%	14.1%	11.4%

【 要支援・要介護者認定数 】

＜第1号被保険者・平成26年10月1日現在＞

日常生活圏域	住所地域特例	漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松・恵み野地区		計	
		ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター			
要支援者	2	6.5%	370	6.9%	307	6.4%	415	6.6%	1,093
要支援1	1	3.2%	183	4.2%	185	3.8%	247	3.8%	616
要支援2	1	3.3%	187	2.9%	122	2.6%	167	2.9%	477
要介護者	22	9.0%	509	9.8%	433	9.9%	643	9.7%	1,607
要介護1	9	2.9%	164	2.9%	126	2.6%	174	2.8%	473
要介護2	4	2.4%	135	2.4%	106	2.5%	161	2.4%	406
要介護3	5	1.4%	81	1.3%	58	1.6%	105	1.6%	249
要介護4	2	1.3%	72	1.5%	67	1.4%	93	1.4%	234
要介護5	2	1.0%	57	1.7%	76	1.7%	110	1.5%	245
計	24		879		740		1,057		2,700
認定率			15.5%		16.7%		16.3%		16.3%

【 サービス利用者数 】

＜第1号被保険者・平成26年10月1日現在＞

日常生活圏域	住所地域特例	漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松・恵み野地区		計		
		ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター				
利用者	居宅介護サービス	17	58.4%	513	53.7%	397	51.3%	542	54.4%	1,469
	特定入居者生活介護以外	7	57.8%	508	51.8%	383	48.0%	506	52.0%	1,404
	特定入所者生活介護	10	0.6%	5	2.0%	14	3.4%	36	2.5%	64
	地域密着型サービス	1	8.2%	73	10.1%	75	9.9%	105	9.4%	253
	小規模多機能型居宅介護	1	1.0%	9	1.4%	11	2.2%	23	1.7%	44
	認知症グループホーム	0	5.5%	48	5.0%	37	4.3%	45	4.8%	130
	地域密着型特別養護老人ホーム	0	1.8%	16	3.6%	27	3.5%	37	3.0%	80
	定期巡回・随時対応サービス	0	0.0%	0	0.0%	0	0.1%	1	0.1%	1
	施設サービス	6	10.7%	94	13.9%	103	13.3%	141	12.7%	344
	計	24	77.4%	680	77.7%	575	74.6%	788	76.5%	2,066
未利用者	0	22.6%	199	22.3%	165	25.4%	269	28.9%	779	
合計	24	100.0%	879	100.0%	740	100.0%	1,057	100.0%	2,700	



第3章 高齢者保健福祉の目標設定



第3章 高齢者保健福祉の目標設定

1 基本理念と基本目標

介護保険制度の基本的理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら2025（平成37）年の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った計画とします。

基本理念

恵庭市に住む高齢者が、ともに支えあい安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努め、明るく健やかな地域社会を実現します。

基本目標

基本理念の実現に向け、計画の基本目標は、次の4つを設定します。

I 地域における介護体制の充実

高齢者が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活がおくれるよう介護サービス等の基盤整備と充実を図ります。

II 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活をおくり、可能な限り介護や支援を必要としない状態を維持していくための介護予防、健康づくりの充実を図ります。

III 社会参加・生きがいくくりと地域ケア体制の推進

高齢者が積極的に地域づくりに参加することができる、高齢者の社会参加・生きがいくくりの施策の充実と、それらを含めた地域ケア体制の推進を図ります。

IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築

高齢化のピーク時に備え、住み慣れた地域において、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 計画推進の基本方針

基本目標を実現するため、次の9つの基本方針を掲げて計画を推進します。

基本目標

I 地域における介護体制の充実

重点 施策

1. 介護サービスの基盤整備

高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活をおくることができるように、介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

<施策メニュー>

- ① 介護保険サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの基盤整備・充実

重点 施策

2. 介護サービスの質の向上

介護保険制度の要となる介護支援専門員の質の向上やケアプラン評価等、介護給付の適正化の取組み等から、介護サービスの質の向上を図ります。

また、地域密着型サービスにおける実地指導等を行い、サービス利用者に対するサービスの質の向上を図ります。

<施策メニュー>

- ① ケアマネジメント機能の強化
- ② 介護サービスの質の向上・推進
- ③ 介護給付の適正化の推進

重点
施策

3. 認知症支援策の充実

高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者虐待防止の取組みや成年後見制度の普及や利用促進等、権利擁護についての施策の充実を図ります。

<施策メニュー>

- ① 認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実
- ② 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進
- ③ 成年後見制度の普及・促進
- ④ 認知症高齢者に対する地域ケアの推進

重点
施策

4. 低所得者対策の推進

介護サービスの利用促進に向けた取組みとして、介護保険料の減免及び低所得者の利用者負担の軽減措置を図ります。

<施策メニュー>

- ① 介護保険料の減免
- ② 介護サービス利用者負担の軽減

基本目標

Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

重点
施策

5. 介護予防と健康・元気づくりの推進

高齢者にとってできる限り介護を必要としない状態を維持しながら、生きがいを持ち、健康でいきいきと自立した生活をおくることができるよう、介護予防や健康づくりの取り組みを推進します。

<施策メニュー>

- ① 一般介護予防事業の推進
- ② 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ③ 地域支援事業・任意事業の推進
- ④ 健康診査等事業の推進
- ⑤ 生活支援サービスの充実

重点
施策

6. 地域生活を支える環境整備の推進

安心した居宅での生活を確保し、地域生活を支える生活環境の整備を住宅分野などと連携し推進します。

<施策メニュー>

- ① 地域生活を支える環境整備の推進

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがいつくりと地域ケア体制の推進

重点
施策

7. 積極的な社会参加の推進

高齢者の多様性や自発性が尊重される高齢社会を実現するため、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を生かし、積極的な役割を果たすことのできる地域社会づくりに務めます。

<施策メニュー>

- ① 地域活動等への積極的参加の推進
- ② 生涯学習の推進
- ③ 就業対策の充実
- ④ シルバー人材センター活動の充実

重点
施策

8. 地域ケア体制の推進

介護や支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、ひとり暮らしや、高齢者世帯における孤独死の防止等、保健福祉関係機関、地域団体、ボランティア、地域住民等地域全体で高齢者を支える体制を構築していきます。

高齢者に対する総合的、継続的なケアを提供するには、高齢者の生活状況を把握し、情報の共有を進め、計画に基づく適正なサービス提供（ケアマネジメント）を行う仕組みが重要となります。さらに、地域の中における地域包括支援センターが中核的な役割を担い、高齢者に対する総合相談と支援等、取組みの充実を図ります。

<施策メニュー>

- ① 地域包括支援センター機能の充実
- ② 高齢化に対する意識啓発活動の推進
- ③ 相談、情報提供等の充実
- ④ 地域における見守り、支えあいの推進
- ⑤ 自主防災活動の推進
- ⑥ 災害時要介護者支援プランの推進
- ⑦ 療養病床の円滑な再編成

基本目標

IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築

新規

重点
施策**9. 地域包括ケアシステムの構築**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めます。

<施策メニュー>

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

3 施策の体系

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の体系と内容は次のとおりです。

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業	
I 地域における介護体制の充実	1 介護サービスの基盤整備	【1】介護保険サービスの充実	28	
		1 居宅サービス(居宅・特定施設)の充実		
		2 特定施設入居者生活介護(居宅系)の整備 ★		
		3 施設サービスの充実		
		【2】地域密着型サービスの基盤整備・充実	29	
			1 認知症対応型共同生活介護(居住系)の整備 ★	
	2 介護サービスの質の向上	【1】ケアマネジメント機能の強化	1 介護職員の人材育成と確保	30
			2 介護支援専門員に対する支援・介護保険事業所等との連携	
			【2】介護サービスの質の向上・推進	30
		1 ケアプラン評価の推進		
		2 介護保険施設の適正入所の推進		
		3 地域密着型サービス等の実地指導の推進		
		【3】介護給付の適正化の推進	1 要介護認定の適正化の推進	30
			2 ケアプラン評価の推進(再掲)	
			3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進	
4 国保連の給付適正化システムの活用				
5 地域密着型サービス等の実地指導の推進(再掲)				
3 認知症支援策の充実	【1】認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実	1 認知症に対する相談体制の充実	31	
		2 認知症サポーター養成事業の推進		
		3 認知症に関する広報活動の推進		
		4 認知症初期集中支援チームの配置を検討(再掲)		
	【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進	1 高齢者虐待に関する相談窓口の充実	31	
		2 高齢者虐待防止ネットワークの推進		
		3 身体拘束ゼロ運動の推進		

※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業
Ⅰ 地域における介護体制の充実	3 認知症支援策の充実	【3】 成年後見制度の普及・促進	33
		1 成年後見制度の普及・啓発	
		2 成年後見制度利用支援事業の推進	
		3 成年後見センター（仮称）の設置 ★	
		4 日常生活自立支援事業の推進	
		【4】 認知症高齢者に対する地域ケアの推進	34
		1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進	
		2 認知症グループホームネットワークの会との連携	
		3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携	
		4 障がい老人と共に歩む会との連携	
5 恵庭市SOSネットワークの推進			
4 低所得者対策の推進	【1】 介護保険料の減免・軽減	35	
	1 介護保険料の減免・軽減 ★		
	【2】 介護サービス利用者負担の軽減	35	
	1 特定入所者介護サービス費等の支給		
	2 高額介護サービス費の支給		
3 高額介護サービス費貸付事業の推進			
4 社会福祉法人による利用者負担の軽減			
Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ★	5 介護予防と健康・元気づくりの推進 ★	【1】 一般介護予防事業の推進 ★	37
		1 介護予防把握事業の推進	
		2 介護予防普及啓発事業の推進	
		3 地域介護予防活動支援事業の推進	
		4 地域リハビリテーション活動支援事業の推進	
		5 認知症に関する相談体制の充実（再掲）	
		6 認知症サポーター養成事業の推進（再掲）	
		7 認知症に関する広報活動の推進（再掲）	
		8 高齢者虐待に関する相談窓口の充実（再掲）	
		9 高齢者虐待防止ネットワークの推進（再掲）	
		【2】 介護予防・生活支援サービス事業の推進 ★	37
1 通所型介護予防事業の推進			
2 訪問型介護予防事業の推進			

※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業
Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	5 介護予防と健康・元気づくりの推進	【3】地域支援事業・任意事業の推進	38
		1 家族介護支援事業の推進	
		2 成年後見制度利用支援事業の推進（再掲）	
		3 安否確認・見守り事業（配食サービス・訪問サービス）の推進	
		4 介護支援専門員事業の推進	
		5 社会福祉法人による利用者負担の軽減（再掲）	
		【4】健康診査等事業の推進	38
		1 健康診査の実施	
		2 脳ドック受診費用の助成	
		3 がん検診事業の実施	
		4 肝炎ウィルス検査の実施	
		5 予防接種の実施	
		【5】生活支援サービスの充実	39
		1 養護老人ホーム入所措置の実施	
		2 外出支援サービス事業の推進	
		3 除雪サービス事業の推進	
4 緊急通報サービス事業の拡大・推進			
5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進			
6 訪問理美容サービス事業の推進			
7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進			
8 福祉電話貸与事業の推進			
9 生きがい活動支援通所事業の推進			
10 日常生活用具給付事業の推進			
11 救急医療情報キット事業の推進 ★	40		

※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業
Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	6 地域生活を支える環境整備の推進	【1】 地域生活を支える環境整備の推進	40
		1 高齢者向け住宅の推進	
		2 防災・防火対策の充実	
		3 応急手当の普及推進	
		4 防犯活動の推進	
		5 悪徳商法等による消費者被害の防止	
		6 交通安全対策の推進	
		7 福祉のまちづくりの推進	
		8 施設のバリアフリー化の推進	
		9 道路、歩道等の整備推進	
		10 公園、緑地の整備推進	
		11 交通環境の利便推進	
		12 水と緑と花のある地域環境整備の推進	
		13 騒音、公害防止対策の推進	

Ⅲ 社会参加・生きがいづくりと地域ケア体制の推進	7 積極的な社会参加の推進	【1】 地域活動等への積極的参加の推進	42
		1 老人クラブ活動の充実	
		2 老人連合会との連携・強化	
		3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進	
		4 社会福祉協議会との連携・強化	
		5 ボランティアセンターとの連携・強化	
		6 介護支援ボランティアポイント制度の導入・推進 ★	
		7 福祉バスの運行	
		8 世代間交流の支援	
		9 健康づくりスポーツ活動の推進	
		10 文化伝承活動の推進	
		11 農村地区高齢者等の活動支援	
		12 公共施設等の積極的活用の推進	
		13 地域介護予防活動支援事業の推進（再掲）	
		【2】 生涯学習の推進	43
		1 生涯学習の推進	
		2 図書館の整備充実	

※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業
Ⅲ 社会参加・生きがいづくりと地域ケア体制の推進	7 積極的な社会参加の推進	【3】就業対策の充実	43
		1 就業に関する情報提供等の充実	
		2 就業機会の促進	
		【4】シルバー人材センター活動の充実	43
		1 シルバー人材センター活動の充実	
	8 地域ケアの推進	【1】地域包括支援センター機能の充実	44
		1 総合相談・支援事業の推進	
		2 介護予防ケアマネジメント事業の推進	
		3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進	
		4 権利擁護事業の推進	
		5 地域包括支援センター連絡会議の充実	
		【2】高齢化に対する意識啓発活動の推進	45
		1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進	
		2 敬老祝品贈呈事業の推進	
		3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進	
		【3】相談、情報提供等の充実	46
		1 地域における相談活動の充実	
2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実			
3 インターネット等を利用した情報提供の充実			
4 包括ケア会議の推進			
【4】地域における見守り、支えあいの推進	46		
1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進			
2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化			
3 町内会・自治会との連携・強化			
4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進			
【5】自主防災活動の推進	47		
1 自主防災活動の推進			
【6】災害時要援護者支援プランの推進	47		
1 災害時要援護者支援プランの推進			
【7】療養病床の円滑な再編成	47		
1 療養病床の円滑な再編成			

※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業

基本目標	重点施策	施策メニュー	具体的事業
IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築	9 地域包括ケアシステムの構築 ★	【1】地域包括ケア体制の整備 ★	48
		1 在宅医療・介護連携の推進	
		2 認知症施策の推進	
		3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	
		4 高齢者の居住安定に係る施策との連携	
		※「★」付きは、第6期事業計画で取組む新規事業	



第4章 施策体系別計画



第4章 施策体系別計画

基本目標

I 地域における介護体制の充実

重点施策

1. 介護サービスの基盤整備

【1】 介護保険サービスの充実

1 居宅サービス（居宅・特定施設）の充実

高齢者が可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

2 特定施設入居者生活介護（居宅系）の整備

第6期新規

■特定施設入居者生活介護の状況

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。現在市内には、第3期（H19）に整備された、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース恵み野」が100床整備されておりますが、今後、高齢期の多様な住まいの一つとして選択肢を広げるため、増床を計画するものです。増床数については、北海道の計画の範囲内となりますので、今後、北海道と協議を進め決定します。

◆居宅サービスの種類（介護予防含）

○ 居宅サービス（居宅）

- ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援・介護予防介護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所生活介護
- ・福祉用具購入
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・短期入所療養介護
- ・住宅改修

○ 特定施設（居住系）

- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）

○ その他サービス

- ・特定入所者介護サービス
- ・高額介護サービス
- ・高額医療合算介護サービス

3 施設サービス充実

高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの必要な方は増加しています。

施設入所の必要性が高い方の把握を行い、必要な方が適正に入所するよう定期的に介護保険施設と調整を図ります。

◆市内の介護保険施設

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - ・特別養護老人ホーム恵望園 71床
 - ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 50床
- 介護老人保健施設
 - ・老人保健施設 恵み野ケアサポート 100床
 - ・老人保健施設 アートライフ恵庭 100床
- 介護療養型医療施設
 - ・介護療養型医療施設 島松病院 60床

※特別養護老人ホームへの入所は、2015(平成27)年4月1日より、要介護3以上の方のみとなります。

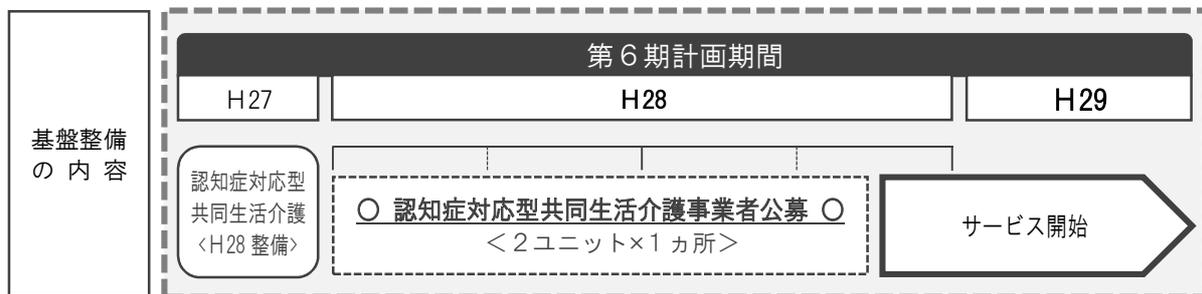
【2】 地域密着型サービスの基盤整備

1 認知症対応型共同生活介護(居住系)の整備

第6期新規

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態になっても、居宅で生活をおくれるようにするためのサービスです。

本市では、市内に3つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、2016(平成28)年度に「認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)」事業者を公募し、地域密着型サービス基盤の整備・充実を図ります。



◆市内の地域密着型サービス施設

- 地域密着型介護老人福祉施設(3施設)
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム島松ふくろうの園 29床
 - ・地域密着型特別養護老人ホームふる里えにわ 29床
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム恵望園はなえにわ 29床
 - 小規模多機能型居宅介護(2施設)
 - ・小規模多機能施設のりこハウス 25人(登録定員)
 - ・小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの園 25人(登録定員)
 - 認知症対応型共同生活介護<認知症グループホーム>(10施設)
 - ・グループホームすずらの家 9人
 - ・グループホームすまいる 18人
 - ・ぐるーぷほーむ花いちもんめ 9人
 - ・ニチイケアセンター恵庭 18人
 - ・グループホーム北のくから 18人
 - ・グループホームだんらん 18人
 - ・グループホーム恵風 9人
 - ・グループホームだんらんこがね 9人
 - ・グループホームこもればの家 18人
 - ・グループホームのりこハウス 9人
- ・2016(平成28)年度開設予定 2ユニット×1カ所 18人

※特別養護老人ホームへの入所は、2015(平成27)年4月1日より、要介護3以上の方のみとなります。

重点施策

2. 介護サービスの質の向上

【1】 ケアマネジメント機能の強化**1 介護職員の人材育成と確保**

質の高い介護保険サービスの提供には、人材育成と確保が重要です。市も保険者として介護事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。

2 介護支援専門員に対する支援と連携

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組むことが重要であることから、地域包括支援センターの機能を活用し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

また、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等と連携し、介護職員の資質向上のための取組み等を支援します。

【2】 介護サービスの質の向上・推進**1 ケアプラン評価の推進**

要介護者はケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。利用者本位のケアプラン、給付の適正化の観点からケアプラン評価の取組みを地域包括支援センターと連携し推進します。

2 介護保険施設の適正入所の推進

介護保険施設に入所が必要とされる高齢者に対して適正に入所できるよう、定期的に介護保険施設と調整を図ります。

3 地域密着型サービス等の実地指導の推進

地域密着型サービス事業所等の適正な運営と利用者へのサービスの質の向上を図りため、定期的に実地指導を行います。

【3】 介護給付の適正化の推進**1 要介護認定の適正化の推進**

要介護認定が適正に行われるよう、更新認定の訪問調査で委託している調査のチェック等、要介護認定の適正化に取り組めます。

2 ケアプラン評価の推進（再掲）**3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進**

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか実態調査などの事後調査等を行い、適正な給付サービスが図られるよう推進します。

4 国保連の給付適正化システムの活用

国保連の給付適正化システムを活用し、利用状況等の情報を把握し、事業所に対する指導と連携を強化します。

5 地域密着型サービス等の実地指導の推進（再掲）

重点施策

3. 認知症支援策の充実

【1】 認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実

1 認知症に対する相談体制の充実

認知症高齢者と暮らす家族の負担は大きく、地域全体での支援が必要となっています。認知症に対する市民の理解を深め、認知症高齢者を抱える家族がひとりで悩まないよう、問題の早期発見と認知症に対する正しい理解と知識の普及が必要です。保健センターや地域包括支援センター、関係機関等が連携し相談体制の充実に努めます。

2 認知症サポーター養成事業の推進

認知症高齢者や若年性認知症の人を地域で見守り、支援する連携体制づくりを推進する認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成します。認知症に対する正しい理解の普及や認知症となっても安心して暮らせる地域の見守り機能を強化します。

3 認知症に関する広報活動の推進

認知症高齢者及び家族に対して保健福祉・介護サービスの情報提供や地域住民に認知症の理解を深める広報活動を行います。

4 認知症初期集中支援チームの配置を検討（再掲）

第6期新規

【2】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議

【役割】

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、関係機関等の代表者レベルによる「全体会議」と実務担当者レベルによる「対応ケア会議」があります。

① 全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。

② 対応ケア会議

（総括会議）

高齢者虐待防止等の活動について、活動内容に応じた関係機関が集まり検討していきます。

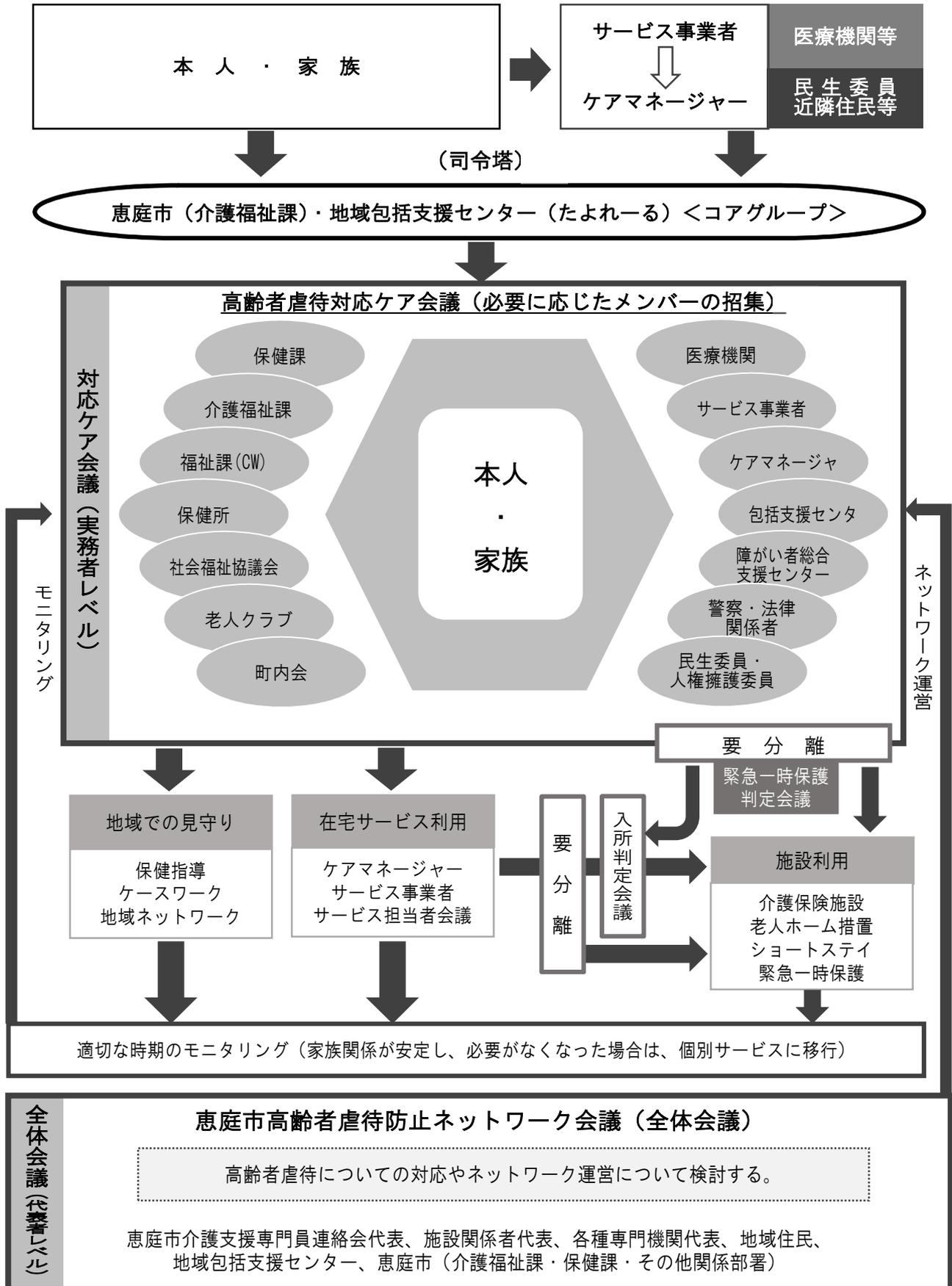
（個別会議）

個別事例についての情報交換、支援方策等について必要な関係機関の実務担当者が集まり検討していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められることもあることから、必要に応じて随時開催します。

＜全体会議＞構成機関

- ・千歳警察署・恵庭交番 ・札幌弁護士会 ・恵庭市医師会・石狩振興局保健環境部社会福祉課
- ・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（保健所） ・恵庭市消防本部 ・札幌人権擁護委員協議会
- ・恵庭市老人クラブ連合会 ・恵庭市町内会連合会 ・恵庭市社会福祉協議会 ・恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 ・特別養護老人ホーム恵望園 ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 ・介護老人保健施設恵み野ケアサポート ・介護老人保健施設アトライフ恵庭 ・恵庭消費者協会 ・恵庭市介護支援専門員連絡協議会 ・恵庭市グループホームネットワークの会 ・地域包括支援センター（たよれーる・ひがし、みなみ、きた） ・障がい者総合相談支援センター（eーふらっと）
- ・恵庭市（保健課・福祉課・障がい福祉課・介護福祉課）

● 恵庭市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ



【2】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進)**1 高齢者虐待に関する相談窓口の充実**

高齢者の虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターの機能を強化し、連携して速やかな問題発見と対応が図られるように務めます。

2 高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者が地域の中で尊厳を持って生活できる地域社会づくりを目指し、高齢者虐待への対応、支援、防止を図るため、本市では「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を平成20年10月に設立しました。

地域における高齢者虐待防止、対応への仕組みとして関係機関と連携し推進します。

3 身体拘束ゼロ運動の推進

施設サービス等は、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援していくサービスです。身体拘束の廃止は、高齢者にとってより良いケアのあり方を追及していくうえでの出発点であることから、「身体拘束ゼロ運動」を北海道や関係機関と連携し推進します。

【3】 成年後見制度の普及・促進**1 成年後見制度の普及・啓発**

認知症等により判断機能が不十分になっても地域で暮らせるよう、市民及び関係機関に対し制度の理解を促し支援体制を整備するため、平成21年3月に「成年後見ネットワーク」を発足しました。

今後、成年後見制度普及のため作成した「成年後見ネットワークガイドブック」を研修会等、様々な機会をとらえ活用していきます。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

認知症等による判断能力の低下により、成年後見制度の利用の必要な人が利用することができるよう、地域支援事業の任意事業として実施します。

認知症高齢者の財産管理などについて、後見人付与の申し立てを行う親族に対し、必要に応じ成年後見制度の利用を勧奨します。

3 成年後見センター（仮称）の設置**第6期新規**

成年後見センター（仮称）を設置し、家庭裁判所や弁護士等の専門職と連携を図り、成年後見制度、市民後見人の養成・活用等を行うことにより、高齢者や障がい者の権利擁護の推進を図ります。

4 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者等意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活サービスを提供するものです。

本事業が円滑に実施されるよう、恵庭市社会福祉協議会や民生児童委員、さらに各相談機関との連携を図るとともに、制度の周知を図ります。

【4】 認知症高齢者に対する地域ケアの推進

1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に対して、認知症高齢者が徘徊した場合にその居場所を発見できる位置検索システム端末機を貸与します。

2 認知症グループホームネットワークの会との連携

市内の認知症グループホームが連携する「恵庭市グループホームネットワークの会」と連携し、認知症高齢者に対する理解や地域で支える取組みを推進します。

3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携

市内の小規模多機能型居宅介護事業所が連携する「恵庭市小規模多機能型居宅介護ネットワークの会」と連携し、中重度の要介護者、認知症高齢者を居宅サービスとして地域で支える取組みを推進します。

4 障がい老人と共に歩む会との連携

認知症高齢者を抱えている家族、認知症について関心のある人で構成する「恵庭市障がい老人と共に歩む会」が取組んでいる託老事業、電話事業、研修事業等に対して支援し、同じ悩みを持つ仲間どうしの交流の促進を図り、住民参加による家族を支える体制として支援します。

5 恵庭市SOSネットワークの推進

高齢化が急速に進むなか認知症高齢者は確実に増加しており、全国的にも認知症高齢者の徘徊等による行方不明者（以下「未帰宅者」という。）も増加しております。

未帰宅者が発生した場合、警察や地域、行政が連携して早期発見・保護するための体制として「恵庭市SOSネットワーク」が平成21年7月に発足し、防災無線を使って市内全域に呼びかける内容を、SOSネットワーク関係機関に「FAX」を利用した情報提供を行い早期発見につなげる活動をしてきました。

平成23年8月からは、未帰宅者となる可能性のある方の名前や特徴などの情報をあらかじめ登録しておく仕組み「事前登録制」と、恵庭市のホームページを活用し、未帰宅者発生時に登録のアドレスに情報発信する「メール配信サービス」を追加しました。

地域全体で取組み、全ての住民が認知症についての理解を深め、認知症の人とその家族を支えるための地域づくりとして機能の充実を推進します。

重点施策

4. 低所得者対策の推進

【1】 介護保険料の減免・軽減**1 介護保険料の減免・軽減****第6期新規**

第1号被保険者の保険料は、所得段階別に10段階に設定され、低所得者に一定の配慮がされています。第3段階以下は世帯全員が市民税非課税ですが、収入の面で保険料の負担能力への配慮が必要な人がいることから、被保険者間の公平性や収入状況を勘案し、減免を行います。

また、低所得者に対する軽減強化として、介護保険法の改正により公費を投入することで実現することとなっています。

具体的な軽減幅については、「第7章介護保険の費用の推計と保険料」(69頁)の中で解説しております。

【2】 介護サービス利用者負担の軽減**1 特定入所者介護サービス費の支給**

施設サービス、短期入所サービスの食費と居住費(滞在費)は、利用者負担段階区分に応じた負担限度額が定められ、国が定める基準費用額と負担限度額の差額は補足給付として、特定入所者介護サービス費を支給します。

2 高額介護サービス費の支給

利用者が負担する介護サービス費用について、所得段階区分ごとに定められた利用者負担の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給します。

また、介護保険と医療保険において高額となった場合、それぞれの月額で限度額が設定されていますが、更にそれらを合算して年額で限度額を設け、限度額を超えた分は「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

3 高額介護サービス費貸付事業の推進

要介護者等を対象に高額介護サービス費貸付事業を行います。

4 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人はその社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の利用者負担を軽減することができます。社会福祉法人と連携し、軽減措置を行います。

基本目標

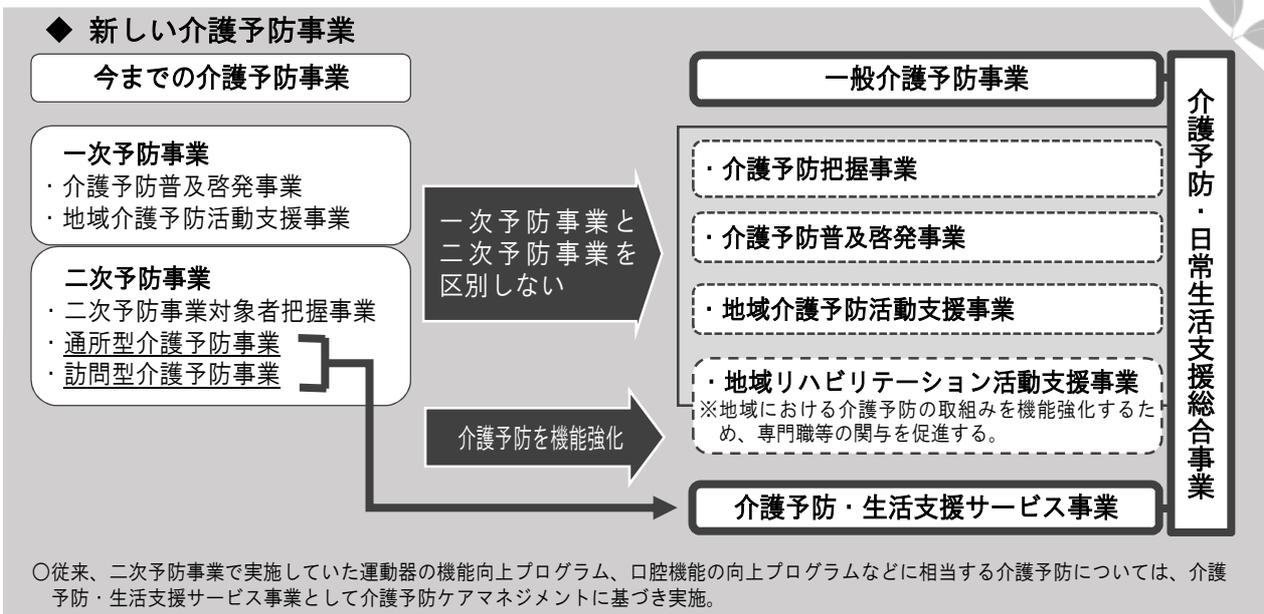
Ⅱ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

新規

重点施策

5. 介護予防と健康・元気づくりの推進

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、今までの介護予防事業（「一次予防事業」「二次予防事業」）を区別せず、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進する観点から、2015（平成27）年度の介護保険制度改正により見直され、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年に向け、高齢者の多様なニーズに対応するため、予防給付のうち訪問介護と通所介護を市町村が実施する「地域支援事業」に移行し、住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとなります。事業の実施にあたっては、予防給付の指定事業者に加え、地域住民やNPOなど、多様な主体による新たなサービス提供について検討し、提供体制の基盤整備を図るとともに、介護予防を機能強化するため、新たにリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する新たな取組みを推進します。



- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問介護・福祉用具等）は、引き続き介護予防によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防マネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合、基本チェックリストにより要介護認定を省略、「事業対象者」として迅速なサービス利用が可能。（第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。）

【1】 一般介護予防事業の推進**第6期新規**

この事業は、市町村の独自財源により行う事業や地域との連携、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進します。

1 介護予防把握事業の推進

関係機関（主治医、民生委員、町内会、保健師等）からの情報を活用し、独居や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなぎます。

2 介護予防普及啓発事業の推進

介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発等を行います。

3 地域介護予防活動支援事業の推進

身近な地域で、住民主体による介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

4 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

5 認知症に対する相談体制の充実（再掲）**6 認知症サポーター養成事業の推進（再掲）****7 認知症に関する広報活動の推進（再掲）****8 高齢者虐待に関する相談窓口の充実（再掲）****9 高齢者虐待防止ネットワークの推進（再掲）****【2】 介護予防・生活支援サービス事業の推進****第6期新規**

この事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスにより支援するものです。

事業内容は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

1 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

2 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

3 その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供。

4 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施します。

【3】 地域支援事業・任意事業の推進

1 家族介護支援事業の推進

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気を回復する事業や介護方法の指導等、家族介護支援事業を実施します。

2 成年後見制度利用支援事業の推進（再掲）

3 安否確認・見守り事業の推進

高齢者等の安否確認として、配食サービス（傷病等の理由により、食事の調理が困難な人に定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供するとともに、安否確認を行います。）と訪問サービス（ひとり暮らし高齢者に対し、電話や訪問による定期的な傾聴とともに、安否確認を行います。）を実施します。

4 介護支援専門員支援事業の推進

居宅介護支援等を利用していない場合、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成にあたり、その軽費を助成します。

5 社会福祉法人による利用者負担の軽減（再掲）

【4】 健康診査等事業の推進

1 健康診査の実施

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を内臓脂肪型肥満に着目した検査項目のほか、独自に検査項目を追加して実施し、必要に応じ生活習慣の改善につながる保健指導を行います。

また、後期高齢者医療制度加入者を対象に、国民健康保険加入者に実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施します。

2 脳ドック受診費用の助成

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者への脳ドック受診費用の助成を行います。

3 がん検診事業の実施

がんの早期発見、治療を目的に検診機関と連携を図りながら35歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に各種がん検診を実施します。

また、検診の結果を踏まえ、精密検査等が必要となった人に対し早期に適切に受診ができるよう相談に応じ、不安の解消に努めます。

4 肝炎ウイルス検査の実施

自覚症状がない肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を目的として、35歳以上の市民を対象に検査を実施します。

5 予防接種の実施

高齢者の感染症等の発症や重症化を予防するワクチン接種を実施します。

【5】生活支援サービスの充実

恵庭市では、介護保険の要介護者や要支援者、日常生活に支障のある高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉事業の充実に努めます。

1 養護老人ホーム入所措置の実施

心身機能の減退のために日常生活に支障があり、家庭の事情などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、近隣市町村の養護老人ホームと連携し、円滑に入所措置を行います。

2 外出支援サービス事業の推進

外出支援サービスは、リフト付車両により利用者の居宅と市内の医療機関等を送迎するサービスです。車椅子などを使用している高齢者等の交通手段の確保であり、社会参加と生活自立を支えています。日常的に車椅子を使用している高齢者等や歩行困難な人についても対象としており、今後も事業の啓発を行い充実に努めます。

3 除雪サービス事業の推進

冬期間の高齢者世帯の生活路の確保と安全性、利便性の向上を目的とし、ご自身で除雪することが困難な高齢者世帯または身体障がい者世帯に対し、自宅玄関から公道までの概ね1メートル幅を除雪し生活路を確保するサービスです。

高齢化の進行に伴い、除雪サービスの啓発を行い充実に努めます。

4 緊急通報サービス事業の拡大・推進

病弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害時などの緊急時対応として、緊急通報システムを設置し、安全な居宅生活の確保を行う事業です。

今後、対象者拡大の検討及びサービス内容の充実に図り、地域の社会資源と連携した高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。

5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進

要支援・要介護認定に該当しない、または日常生活に何らかの支障がある高齢者が、要介護状態等にならないように居宅での安全な生活を支えるため、必要な住宅改修工事費用の一部を助成します。

6 訪問理美容サービス事業の推進

身体の衰えや、障がい及び傷病等により寝たきりの高齢者、要介護3以上の日常的に車椅子を使用している高齢者等で、理美容院に出向くことが困難な人に対して訪問理美容を行う事業です。高齢者等の清潔の保持と快適な居宅生活の維持につながることから、関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行い、清潔の保持と快適な居宅生活の援助を図るサービスです。関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

8 福祉電話貸与事業の推進

電話を設置していないひとり暮らし高齢者に電話を貸与し、緊急時の連絡体制の確保、安否や孤立感の解消を図ることを目的に行います。

9 生きがい活動支援通所事業の推進

居宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、市内のデイサービスセンター等を活用し、高齢者どうしの交流、食事、入浴の提供等を行うサービスです。

介護予防、心身機能の維持のため関係機関と連携し、対象者へのサービスの啓発啓蒙を行います。

10 日常生活用具給付事業の推進

電磁調理器、自動消火器、火災報知機について、日常生活用具給付事業として行います。

11 救急医療情報キット事業の推進

第6期新規

ひとり暮らし高齢者の方の安心・安全を確保することを目的に、かかりつけの病院や服薬内容などの情報を専用の容器などで冷蔵庫等に保管しておくことで、救急時に適切な対応（救急搬送等）に活かすことができることから、救急医療情報キット事業の推進を図ります。

重点施策

6. 地域生活を支える環境整備の推進

【1】 地域生活を支える環境整備の推進

1 高齢者向け住宅の推進

要介護状態になっても施設に入所せずに、安心して住み続けることができるよう、緊急時の見守りや健康相談体制の充実した支援付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を誘導するよう国や道の制度の周知及び情報提供などの取組みを推進します。

2 防災・防火対策の充実

日頃から災害に備え市民が安心して快適に暮らせるよう、市及び防災関係機関、地域が一体となった総合的な防災対策の充実を図ります。また、火災を未然に防ぐため、市民が常に防火に対し関心を持つよう防火意識の高揚を図り、高齢者を火災から守るための対策を充実します。

3 応急手当の普及推進

地域住民による適切な応急手当が実施されることが救命率の向上に極めて効果的であり、関係団体等と連携の強化を図りつつ高齢者等を含めた地域住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。

4 防犯活動の推進

高齢者が安全で安心して地域社会で暮らせるよう関係機関と連携し、防犯意識の高揚と高齢者が犯罪にあわないよう防犯活動を推進します。

5 悪質商法等による消費者被害の防止

高齢者の消費生活の安定と保護を図るため、情報提供や啓発活動を充実します。

6 交通安全対策の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故から守るための施策の充実を図ります。

7 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等をはじめ、すべての市民が安全でかつ安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関団体等や市がともに連携し、福祉のまちづくりの推進を図ります。

8 施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者等にとってやさしいまちづくりを推進するため、公共公益施設（建物及び都市施設）のバリアフリー化の推進を図ります。

9 道路、歩道等の整備推進

高齢者等が自由に外出し社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差の解消など安全性、利便性、快適性に配慮した道路、歩道等の整備を図ります。

10 公園、緑地の整備推進

超高齢社会の到来を見据え、地域交流などのコミュニティ形成、レクリエーション、安らぎの場として機能する施設づくりを推進します。また、自然環境を保全し、人々の心の癒しとゆとりを与えられる空間づくりを目指します。

11 交通環境の利便性推進

閉じこもりがちな高齢者等、移動に制約のある方々の積極的な社会参加を支援するために、コミュニティバス（エコバス）やコミュニティタクシーの運行等、利用しやすい交通環境づくりを推進します。

12 水と緑と花のある地域環境整備の推進

「水と緑のやすらぎプラン」及び「花のまちづくりプラン」に基づき、水・緑・花が一体となった、美しいやすらぎのある地域環境の整備促進を図ります。

13 騒音、公害防止対策の推進

公害を未然に防止し発生源対策を強化し、市民の健康保持と良好な生活環境の保全を図ります。

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがいくくりと地域ケア体制の推進

重点施策

7. 積極的な社会参加の推進

【1】 地域活動等への積極的参加の推進

1 老人クラブ活動の充実

地域に密着した老人クラブづくりを目指し、老人クラブへの加入拡大を図り、心身の健康と生きがいくくり、地域福祉活動等を推進するための支援を行います。

また、高齢者の豊かな知識と経験とが可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

2 老人クラブ連合会との連携・強化

恵庭市老人クラブ連合会と連携し、高齢者の生きがいと社会参加活動の推進を図ります。

また、老人クラブ活性化検討委員会を設置し、老人クラブの今後の在り方や新たな事業展開を図ります。

3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進

高齢者の健康増進、生きがいくくりと社会参加活動の拠点として、小学校区を基本に「老人憩の家」が7ヶ所設置されています。憩の家では、高齢者の各種サークル活動などが行われています。憩の家を拠点に高齢者同士が日常的に集い、生きがいと学習、交流事業等の推進を図ります。

4 社会福祉協議会との連携・強化

社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加を推進する機能を担っています。

社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連携し、高齢者の地域福祉活動への参加を推進します。

5 ボランティアセンターとの連携・強化

市民に対しボランティア活動への参加を促し、ボランティア同士の交流と情報交換、地域の福祉ニーズに対するボランティアの派遣を恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターは担っています。ボランティアセンターと連携し、ボランティアの養成や地域の福祉ニーズへの対応を推進します。

6 介護支援ボランティアポイント制度の導入・推進

第6期新規

高齢者が長年培ってきた知識と経験を地域活動に生かし、ともに支えあう地域づくりを進めるため介護支援ボランティアポイント制度を導入し、高齢者のボランティア活動への参加を推進します。

7 福祉バスの運行

高齢者等の社会参加活動を促進するため、福祉バスを運行します。

8 世代間交流の支援

通学合宿における老人クラブとの交流等、高齢者と地域住民や児童・生徒との世代間交流事業を支援します。

9 健康づくりスポーツ活動の推進

高齢者が気軽に参加できるようなスポーツの場と機会の提供を図り、高齢者の健康増進、体力づくりを促進します。また、スポーツを通じて高齢者と参加者相互の交流や社会参加、地域づくりを推進します。

<【1】 地域活動等への積極的参加の推進>

1.0 文化伝承活動の推進

公民館、郷土資料館、図書館等地域の自主グループなどが高齢者と子どもたちの交流を図り、道具づくり、昔の遊び、郷土芸能など高齢者が先人たちから受け継ぎ、守ってきた文化を伝承する活動や本の読み聞かせ等、生きがいを見出しながら社会参加のできる事業を推進します。

1.1 農村地区高齢者等の活動支援

農村地区に住む高齢者等がこれまでの農業経験や技術を活かし、農産物直売所への生産物の供給、特産品化に向けた新規・振興作物の試作、市民農園の開設による利用者への栽培指導等、生きがいを持って地域活動に参加できる環境づくりを支援します。

また、グリーンツーリズム活動を推進する中で、高齢者の持つ農業の知識や経験を活かしながら都市住民とのふれあいを進めるなど、高齢者の役割を明確にした活動の充実を図ります。

1.2 公共施設等の積極的利用の推進

高齢者が身近なところで地域活動に参加できるよう、各公共施設等の有効利用を図ります。

1.3 地域介護予防活動支援事業の推進（再掲）

【2】 生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

高齢社会にふさわしい学習機会の確保と、高齢者が生きがいを見つけ、地域活動に参加し健康で有意義な生活をおくるため、長寿大学等の学習活動、高齢者個々の趣味と関心に応じた各種講座の充実を図ります。また、高齢者の学習ニーズに応えるため、大学等、高校教育機関の公開講座との連携や道民カレッジ等、他機関講座の情報提供に努めます。

2 図書館の整備充実

高齢者の幅広い学習ニーズに応えるため、読書活動を支援する図書・資料の収集、高齢者等有料宅配サービスを開始するなど、高齢者の読書機会の拡大に努めます。

【3】 就業対策の充実

1 就業に関する情報提供等の充実

高齢期における就業意欲に応えるため、ハローワーク等と連携し求人情報等の把握と提供、相談体制の充実を図ります。

2 就業機会の促進

高齢者の経験や技術等、高齢者の活躍の場をつくり高齢者の安定的就業機会の確保に努めます。

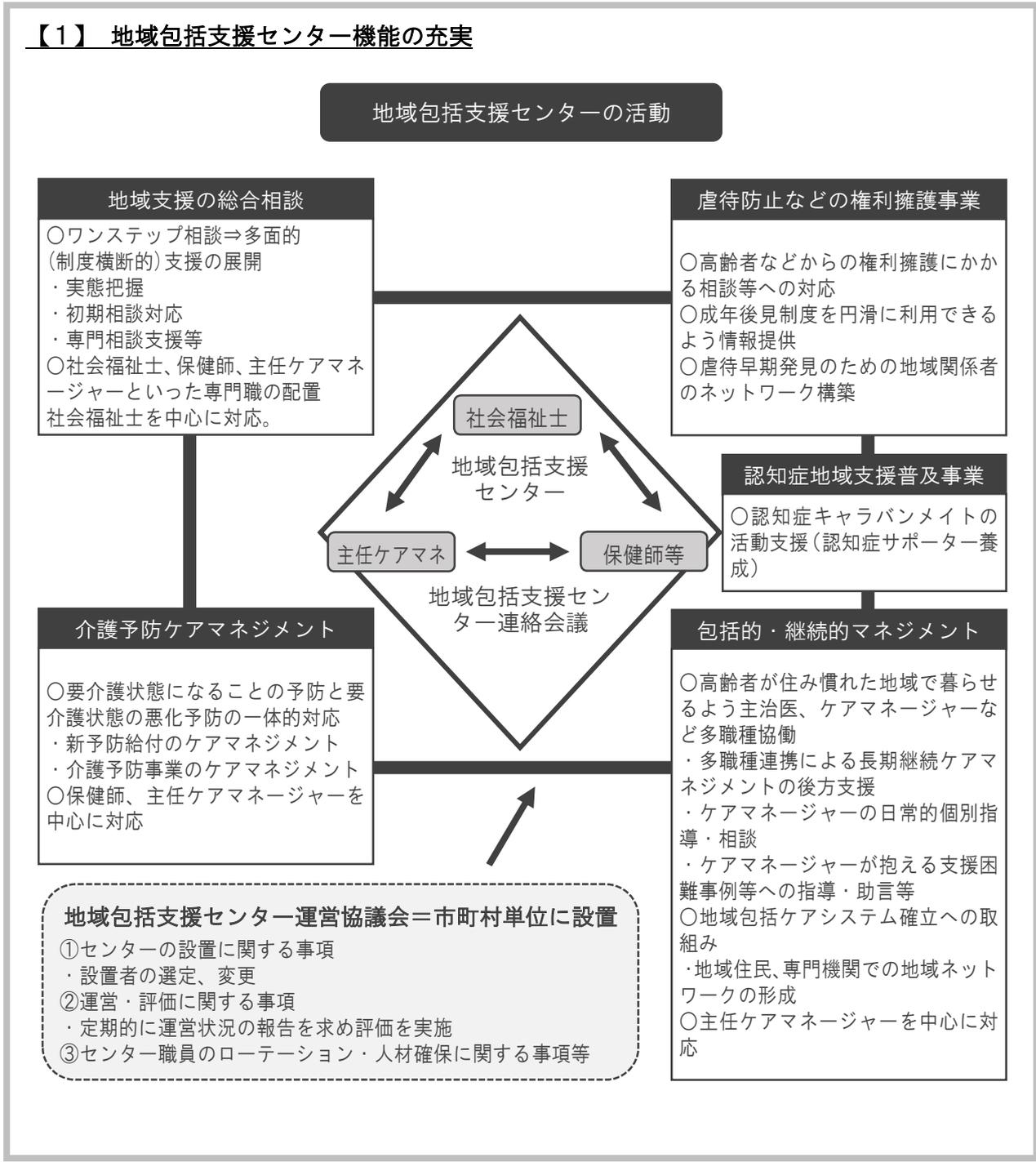
【4】 シルバー人材センター活動の充実

1 シルバー人材センター活動の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術の活用等、高齢者の生きがいづくりとしての場を提供するシルバー人材センターの果たす役割には大きなものがあります。シルバー人材センターの活動を、高齢者をはじめとした市民に周知し、会員の加入拡大や組織体制の充実を図り、地域に密着した活動ができるよう支援します。

重点施策 8. 地域ケアの推進

【1】 地域包括支援センター機能の充実



<【1】 地域包括支援センター機能の充実>

1 総合相談・支援事業の推進

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応するため、専門職員を配置し、相談に対応します。

また、日常生活圏域については「地域包括ケアシステム」の構築のため、第6期計画中に圏域ごとの現状を考慮し、バランスの取れた日常生活圏域の再編成を行い、総合相談・支援体制の充実のため、新たな地域包括支援センターの設置を行います。

2 介護予防ケアマネジメント事業の推進

介護予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者）が、要介護状態になることを予防するため、生活機能低下を早期改善に必要な地域支援事業の介護予防事業が効果的に実施されるよう支援します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが介護支援専門員、医療や地域の関係機関等との連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援します。

4 権利擁護事業の推進

高齢者が虐待防止や早期発見に努め、成年後見制度の普及や利用促進、消費者被害の防止など、人権や財産を守る権利擁護のため、地域関係者のネットワークと連携しながら高齢者権利擁護の取組みを推進します。

5 地域包括支援センター連絡会議の推進

地域包括支援センターの連絡会議を定期的に開催し、包括的支援事業を円滑に推進するための方策等について、情報交換、連絡調整を行います。

【2】 高齢化に対する意識啓発活動の推進

1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識し、それぞれの役割の理解や地域福祉の定着を図るため、市広報誌をはじめとした関係機関の広報啓発活動の充実を図ります。また、マスコミなどの活用やホームページ等、情報媒体の利用を図ります。

2 敬老祝品贈呈事業の推進

長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献した労をねぎらい、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝品贈呈事業を実施します。

3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進

児童・生徒が子どものときから超高齢社会の問題を理解できるよう、恵庭市社会福祉協議会、学校関係者などと連携し、ボランティア体験事業の実施や福祉教育指定校の推進、老人クラブとの交流等、福祉教育の推進を図ります。

【3】 相談、情報提供等の充実

1 地域における相談活動の充実

身近な地域で気軽に相談が受けられるよう、民生委員・児童委員の活動がより一層活用されるよう周知を図るとともに、適切な相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実

高齢者等に対する保健福祉・介護サービスの利用の促進を図るため、広報啓発活動の充実を図ります。

3 インターネット等を利用した情報提供の充実

市ホームページを活用し、介護サービス利用の促進を図るための介護保険施設や短期入所等の利用状況やサービス、高齢者福祉の制度等について情報提供に努めます。

4 包括ケア会議の推進

市内の介護保険事業所、地域包括支援センター、医療機関等と行政による包括ケア会議において、制度等に対する周知や機関同士の情報交換等を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

【4】 地域における見守り、支えあいの推進

1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進

社会福祉協議会では、町内会単位での日常生活の手助けや見守りによる安否確認といった活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を結びつけながら、地域住民が安心して暮らすことができるような取り組みとして、小地域ネットワーク活動を実施しています。

また、地域では自主的な高齢者との交流や見守り等の活動が取組まれています。社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進を図ります。

2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化

地域住民の生活状況や福祉ニーズを把握している民生委員・児童委員と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、より一層取り組みを強化・推進します。

3 町内会・自治会との連携・強化

高齢化が進む中、地域の中でお互いに支えあい、助けあい、安心して暮らせる仕組みづくりのため、地域住民の生活と密接な関わりを持っている町内会・自治会との連携を強化します。

また、町内会・自治会が実施する高齢者を対象とした、敬老会事業など地域活動と連携した取り組みを推進します。

4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進

認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護施設では、地域等との連携を図るため、利用者や家族、町内会、民生委員・児童委員等地域の代表、地域包括支援センター、消防職員、市職員が参加した運営推進会議を定期的開催しています。

この運営推進会議は、各サービス事業者で提供しているサービス内容を明らかにし、地域との連携が確保され、地域の開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としており、適切な運営が行われるよう関係機関等と連携し推進します。

【5】 自主防災活動の推進**1 自主防災活動の推進**

災害等が発生した場合、住民自らが命を守る努力は必要ですが、個人や家族の力が及ばないとき、地域の命は地域で守る自主防災活動が必要となります。

災害等による被害を最小限に食い止めるために、地域で災害に立ち向かうという意識を持ち、地域住民が連携した防災活動を推進します。

【6】 災害時要援護者支援プランの推進**1 災害時要援護者支援プランの推進**

本市では、災害発生時に自力困難な人を対象とした「災害時要援護者支援プラン」を作成し、高齢者や障がい者等の災害時に自力での避難等が困難な人が、災害等が発生し被害が広がった場合、地域の特性を活用し的確かつ迅速に対応できるよう、町内会や福祉関係団体等と連携し、福祉的な支援や安否確認等地域が主体となった取組みを推進します。

【7】 療養病床の円滑な再編成**1 療養病床の円滑な再編成**

介護療養型医療施設については、医療制度改革の一環として2017（平成29）年度末をもって廃止を含めた再編成が予定されていることから、現在、市内にある60床の施設と連携し、円滑な再編成を取進めます。

基本目標

IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築

重点施策

9. 地域包括ケアシステムの構築

新規

【1】 地域包括ケア体制の整備

1 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、地域の課題や特性に合わせ、既存の資源を活用しながら地域の医師会等と協働し、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ります。

◆在宅医療・介護連携推進事業の内容

- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付
- 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- 在宅医療・介護関係者の研修
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 地域住民への普及啓発
- 二次医療圏内・関係市区町村の連携

2 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、早期からの適切な対応が図れる体制の構築を図ります。

- 地域ケア会議の開催
- 標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の構築
- 認知症初期集中支援チームの配置を検討

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備し、地域の生活支援コーディネーターを通じ、生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努めます。



第5章 新しい介護予防・

日常生活支援総合事業



第5章 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

1 総合事業の趣旨

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとして、2015（平成27）年4月1日に施行された改正介護保険法の中に位置づけられたものです。

2 新しい総合事業実施に向けた本市の考え方

(1) 実施に向けた準備等

介護予防訪問介護等を地域支援事業に移行し、新しい総合事業として実施するためには、その準備のために、次の取組みを要することが想定されます。

ア 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

地域住民をはじめ、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進するため、次の取組みを推進します。

- 地域に不足するサービスの創出や、サービスの担い手の養成を行い、従来の介護事業者による既存のサービスに加え、ボランティアやNPO法人、民間企業など地域の方々による多様なサービス提供が可能な体制づくりを推進します。
- 関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携体制づくりを推進します。
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を推進します。

イ 新しい総合事業の構築等

国から示されるガイドラインを踏まえ、本市における新しい総合事業の構築、サービスの基準・単価・利用者負担の設定等を行います。

(2) 実施時期等

このように新しい総合事業は、要支援者等利用者に安心してサービスを利用していただけるよう、事業の円滑な実施に向け他市町村の動向も注視しつつ、十分に時間をかけて準備に取り組む必要があることから、新しい総合事業の実施は経過措置期間を活用し、2017（平成29）年4月からスタートすることを予定します。

(3) 移行スケジュール

	第6期			第7期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	準備期間（経過措置期間）		新しい総合事業へ移行	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護	・第6期中は介護予防訪問介護等を継続 ・平成29年度末で介護予防訪問介護等は終了			
地域ケア会議	本格実施			
移行に向けた準備作業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業スキームの構築、サービス類型に応じた基準・単価等の設定 ○地域住民をはじめ多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが提供されるための基盤整備を促進 ○新しい総合事業の実施に関する市民・事業者等への十分な周知期間の確保等 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業移行後も、必要に応じた体制整備を図る 	

※ 既にサービスを受けている方については、事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能

※ 新しくサービスを受ける方については、多様なサービスの利用を促進（必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可）



第6章 介護保険サービスの実績
と見込み



第6章 介護保険サービスの実績と見込み

1 居宅サービス

1 居宅サービス【居宅】

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、訪問介護員が要介護者の居宅を訪問して、身体介護や生活援助等の日常生活上の支援を行うサービスです。介護予防訪問介護は、要支援者が自力では困難な行為に家族等からの支援が受けられない場合、訪問介護員が行うサービスです。

※介護予防訪問介護については、2017（平成29）年度から開始される、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されます。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	206	213	231	247	234	217	323	361	377	320	437
	回数	21,492	21,765	22,732	36,430	36,712	40,932	66,792	78,852	78,912	72,180	127,764
介護予防	人数	129	136	156	173	180	196	262	284	120	0	0
計	人数	335	349	387	420	414	413	585	645	497	320	437
	回数	21,492	21,765	22,732	36,430	36,712	40,932	66,792	78,852	78,912	72,180	127,764

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※H26は見込み数

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者の居宅を訪問して、入浴の介護を行うことで身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るサービスです。介護予防訪問入浴介護は、要支援者が疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要な場合に、訪問による入浴介護を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	11	12	13	16	18	28	35	49	76	114	127
	回数	563	677	771	755	891	1,692	1,752	3,144	4,836	7,308	8,160
介護予防	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	人数	11	12	13	16	18	28	35	49	76	114	127
	回数	563	677	771	755	891	1,692	1,752	3,144	4,836	7,308	8,160

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、看護師等が要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。介護予防訪問看護は、介護予防を目的に看護師等が要支援者の居宅療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	75	74	84	88	86	85	109	120	126	149	159
	回数	5,266	4,988	5,773	6,866	6,234	6,372	8,592	10,176	12,240	18,924	27,588
介護予防	人数	34	36	38	33	28	21	22	23	32	35	39
	回数	1,551	1,810	1,834	2,053	2,024	1,632	1,884	2,256	2,544	3,228	4,344
計	人数	109	110	122	121	114	106	131	143	158	184	198
	回数	6,817	6,798	7,607	8,919	8,258	8,004	10,476	12,432	14,784	22,152	31,932

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士等が要介護者の居宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、介護予防を目的に理学療法士等が要支援者の居宅を訪問し、短期集中的なりハビリテーションを行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	31	24	28	29	33	34	43	44	46	54	68
	回数	1,596	1,240	1,671	3,184	3,559	4,128	5,520	6,432	7,908	11,244	18,132
介護予防	人数	2	4	5	4	5	7	13	21	25	28	32
	回数	98	216	277	684	662	576	888	1,296	1,392	1,704	2,076
計	人数	33	28	33	33	38	41	56	65	71	82	100
	回数	1,694	1,456	1,948	3,868	4,221	4,704	6,408	7,728	9,300	12,948	20,208

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師等が要介護者の居宅を訪問して、療養上の管理、指導を行うサービスです。介護予防居宅療養管理指導は、介護予防を目的に医師等が要支援者の居宅を訪問して、療養上の管理、指導を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	31	47	58	57	49	45	45	47	48	54	64
介護予防	人数	6	5	6	2	3	3	3	7	11	16	19
計	人数	37	52	64	59	52	48	48	54	59	70	83

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

⑥通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に要介護者が通い、入浴の介護、食事の提供、生活等についての相談・助言、日常生活の世話をを行うサービスです。介護予防通所介護は、通所介護施設での食事提供等の基本サービスや要支援者の目標にあわせた選択的サービスを行います。

※介護予防通所介護については、2017（平成29）年度から開始される、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されます。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	258	274	295	323	341	349	506	546	617	663	688
	回数	26,308	28,468	30,817	32,770	35,082	37,728	58,668	68,736	85,800	104,592	140,220
介護予防	人数	220	220	247	280	335	412	540	624	250	0	0
計	人数	478	494	542	603	676	761	1,046	1,170	867	663	688
	回数	26,308	28,468	30,817	32,770	35,082	37,728	58,668	68,736	85,800	104,592	140,220

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※H26は見込み数

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設等に要介護者が通い、心身の機能回復等を図るため、必要なりハビリテーションを行うサービスです。介護予防通所リハビリテーションは、心身の機能等のリハビリテーションのほか、要支援者の目標にあわせた選択的なサービスを行います。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	155	151	157	153	157	153	230	284	319	380	531
	回数	14,836	14,776	15,556	14,816	15,386	14,748	21,948	27,252	30,648	35,460	45,792
介護予防	人数	58	58	59	62	54	44	47	48	49	72	125
計	人数	213	209	216	215	211	197	277	332	368	452	656
	回数	14,836	14,776	15,556	14,816	15,386	14,748	21,948	27,252	30,648	35,460	45,792

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※H26は見込み数

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に要介護者が短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話をを行うサービスです。介護予防短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に要支援者が短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の世話をを行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	回数	5,439	5,823	5,867	6,583	6,401	8,460	15,240	20,040	27,588	31,488	37,272
介護予防	回数	534	541	407	559	682	480	408	408	408	408	408
計	回数	5,973	6,364	6,274	7,142	7,083	8,940	15,648	20,448	27,996	31,896	37,680

※回数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、老人保健施設等に要介護者が短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を行うサービスです。介護予防短期入所療養介護は、老人保健施設等に要支援者が短期間入所し、介護予防を目的とした看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	回数	3,035	2,818	2,195	2,177	2,258	2,670	3,108	3,420	3,708	5,844	10,296
介護予防	回数	89	54	48	83	54	36	24	24	24	24	24
計	回数	3,124	2,872	2,243	2,260	2,312	2,706	3,132	3,444	3,732	5,868	10,320

※回数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具は、要介護者に日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸出するサービスです。介護予防福祉用具貸与は、福祉用具のうち、介護予防に資するものについて要支援者に貸出するサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	214	246	276	296	322	337	424	606	718	1,045	1,240
介護予防	人数	75	102	150	191	201	230	305	419	622	746	828
計	人数	289	348	426	487	523	567	729	1,025	1,340	1,791	2,068

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の入浴や排泄に使用する福祉用具を販売するサービスです。

特定介護予防福祉用具販売は、介護予防に資する入浴や排泄に使用する福祉用具を要支援者に販売するサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	102	105	106	110	115	72	120	120	120	132	156
介護予防	人数	68	78	97	92	95	108	156	240	288	432	492
計	人数	170	183	203	202	210	180	176	360	408	564	648

※人数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護者が手摺りや段差解消等の改修を行ったとき、介護保険から改修費が支給されます。介護予防住宅改修は、要支援者が介護予防に資する手摺りや段差解消等の改修を行ったとき、介護保険から改修費が支給されます。また、住宅改修の上乗せサービスとして、在宅支援住宅改修費助成事業を実施します。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	99	128	108	92	109	96	144	168	228	300	396
介護予防	人数	86	97	130	138	151	132	204	204	216	240	336
計	人数	185	225	238	230	260	228	348	372	444	540	732

※人数は「年間」の数となります。※H26は見込み数

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅介護サービスを適切に利用できるよう、「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、事業者等との調整を行うサービスです。介護予防支援は、要支援者が適切に介護予防サービスを利用できるよう、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成し、事業者等との調整を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	519	537	582	611	631	636	729	750	792	875	986
介護予防	人数	392	420	482	541	589	662	816	1,107	396	521	570
計	人数	911	957	1,064	1,152	1,220	1,298	1,545	1,857	1,188	1,396	1,556

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

2 特定施設入居者生活介護【居住系】

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」に基づき、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	33	41	44	45	51	61	75	122	122	192	192
介護予防	人数	28	24	24	19	16	13	8	12	12	19	19
計	人数	61	65	68	64	67	74	83	134	134	211	211

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床)	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床)	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床) ※既存施設の特定化

2 施設サービス

1 介護老人福祉施設【施設】

介護老人福祉施設は、要介護者に対し入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話・機能訓練・健康管理等、療養上の世話を行う施設です。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	131	131	133	107	103	105	105	105	105	105	105
計	人数	131	131	133	107	103	105	105	105	105	105	105

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設	恵望園 100床	恵望園 71床	恵望園 71床
	恵庭ふくろうの園 50床	恵庭ふくろうの園 50床	恵庭ふくろうの園 50床

2 介護老人保健施設【施設】

介護老人保健施設は、要介護者に対し看護・医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療・日常生活上の世話を行う施設です。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	165	159	161	169	187	198	198	198	198	198	297
計	人数	165	159	161	169	187	198	198	198	198	198	297

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設	恵み野ケアサポート 100床	恵み野ケアサポート 100床	恵み野ケアサポート 100床
	アートルाइフ恵庭 100床	アートルाइフ恵庭 100床	アートルाइフ恵庭 100床

3 介護療養型医療施設【施設】

介護療養型医療施設は、要介護者に対し療養中の管理・看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	37	41	47	50	54	53	53	53	53	53	53
計	人数	37	41	47	50	54	53	53	53	53	53	53

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画		第5期計画		第6期計画	
市内施設	島松病院	60床	島松病院	60床	島松病院	60床

3 地域密着型サービス

1 小規模多機能型居宅介護【居宅】

小規模多機能型居宅介護は、通所や訪問または短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	0	12	28	27	27	35	44	48	55	78	90
介護予防	人数	0	7	12	11	10	12	13	14	14	14	17
計	人数	0	19	40	38	37	47	57	62	69	92	107

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画		第5期計画		第6期計画	
市内施設	のりこハウス	25人	のりこハウス	25人	のりこハウス	25人
	島松ふくろうの園	25人	島松ふくろうの園	25人	島松ふくろうの園	25人

※人数は「登録定員」の数となります。

2 認知症対応型共同生活介護【居住系】

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	111	120	129	130	126	127	135	153	153	171	189
介護予防	人数	1	2	2	1	0	0	1	1	1	1	1
計	人数	112	122	131	131	126	127	136	154	154	172	190

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設	GHすずらんの家 9人	GHすずらんの家 9人	GHすずらんの家 9人
	GHだんらん 18人	GHだんらん 18人	GHだんらん 18人
	GHすまいる 18人	GHすまいる 18人	GHすまいる 18人
	GH恵風 9人	GH恵風 9人	GH恵風 9人
	GH花いちもんめ 9人	GH花いちもんめ 9人	GH花いちもんめ 9人
	GHだんらんこがね 9人	GHだんらんこがね 9人	GHだんらんこがね 9人
	ニチケアセンター恵庭 18人	ニチケアセンター恵庭 18人	ニチケアセンター恵庭 18人
	GHこもれびの家 18人	GHこもれびの家 18人	GHこもれびの家 18人
	GH北のくにかから 18人	GH北のくにかから 18人	GH北のくにかから 18人
	GHのりこハウス 9人	GHのりこハウス 9人	GHのりこハウス 9人
			※H28 新設1カ所 2ユニット×1カ所 18人

※GHとは「グループホーム」の略称となります。

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【施設】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話・機能訓練・健康管理と療養上の世話を行うサービスです。

※地域密着型介護老人福祉施設とは、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	0	24	28	85	83	86	86	86	86	115	143
計	人数	0	24	28	85	83	86	86	86	86	115	143

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設	島松ふくろうの園 29床	島松ふくろうの園 29床	島松ふくろうの園 29床
		ふる里えにわ 29床	ふる里えにわ 29床
		恵望園はなえにわ 29床	恵望園はなえにわ 29床

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【居宅】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で介護を受けている方に対して、日中・夜間を通じて、一つの事業所から定期的な巡回訪問介護・訪問看護サービスを行うことができ、訪問介護と訪問看護の密接な連携により、短時間の定期的な巡回と随時の対応ができるサービスです。

区分		第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(推計)			将来推計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
介護	人数	0	0	0	0	0	7	12	23	35	46	47
計	人数	0	0	0	0	0	7	12	23	35	46	47

※人数は「月平均」の数となります。※H26は見込み数

基盤	第4期計画	第5期計画	第6期計画
市内施設		24ヶアステーション ノテ恵庭	

4 介護保険サービスの利用促進

居宅サービスは年々利用者が増加し、市内のサービス事業所数も増加していることから、より質の高いサービスが提供されるよう質の確保に努めます。また、利用者がサービスを自由に選択でき、サービス利用が円滑に図られるよう努めます。

施設サービスについては、利用の必要性の高い人が利用できるよう、介護保険施設との連携を強化します。特に、地域密着型サービスは、身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地理的条件等を踏まえつつ、圏域毎のバランスを考慮し基盤整備を図ります。



第7章 介護保険の費用の推計と
保険料



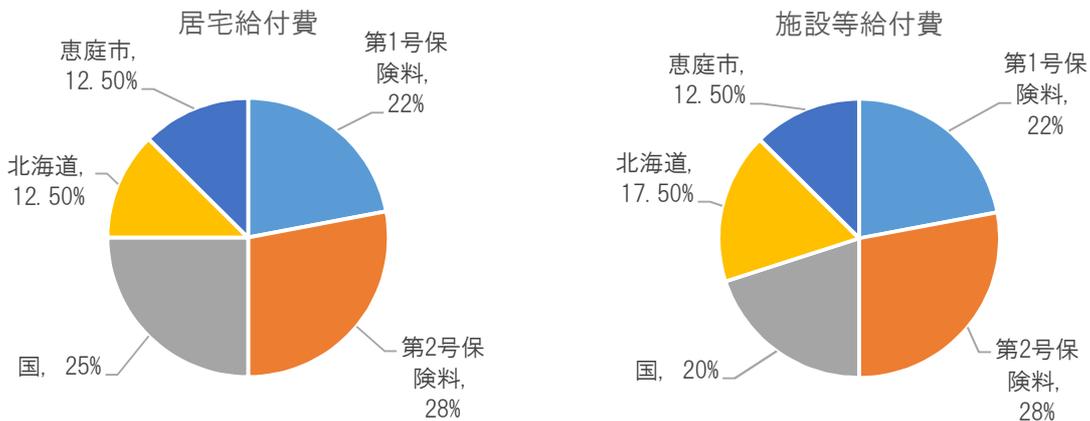
第7章 介護保険の費用の推計と保険料

1 保険給付費の見込み

1 保険給付費の財源構成

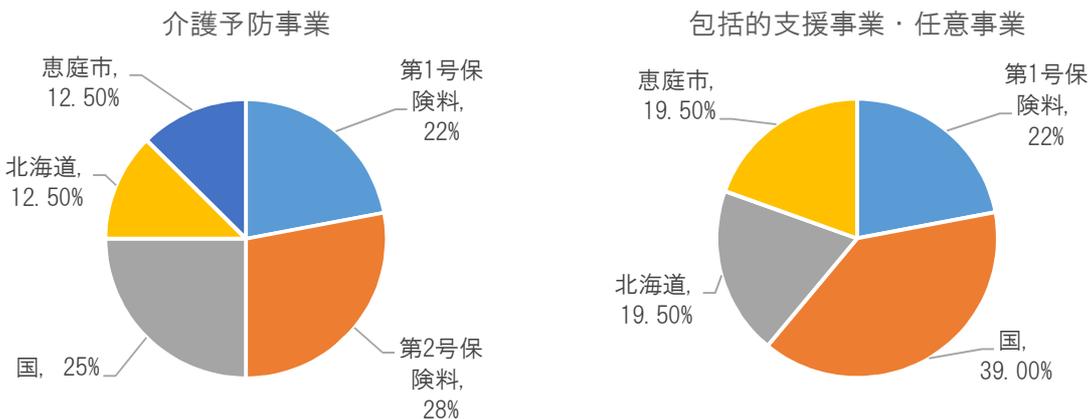
介護サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担（2015（平成27）年8月より、所得や資産等の状況により、自己負担が2割となる方もいます。）となり、残りは介護保険から給付されます。介護給付費は、その財源の半分が保険料（65歳以上＝第1号被保険者22%、40歳～64歳＝第2号被保険者28%）であり、残りの半分の半分を国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）の負担（公費）で賄います。

第1号被保険者が負担する保険料は、介護サービスの利用量に応じて決まります。



2 地域支援事業の財源構成

地域支援事業は、各年度の介護給付費見込額の3.0%の範囲内で行うこととされています。その財源構成は、介護予防事業は半分が国（25%）、北海道（12.5%）、市（12.5%）の負担、残りの半分の半分を保険料（65歳以上＝第1号被保険者22%、40歳～64歳＝第2号被保険者28%）で賄います。包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、国（39%）、北海道（19.5%）、市（19.5%）の公費の占める割合が高くなっています。



3 第5期保険給付費等の実績と見込み

2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までの、第5期介護保険事業運営期間における保険給付費の実績と見込みは次のとおりです。

（千円）

サービスの種類		平成24年度 （実績）	平成25年度 （実績）	平成26年度 （見込み）	合計
居宅サービス	訪問介護	129,181	132,137	149,173	410,491
	訪問入浴介護	8,681	10,228	13,665	32,574
	訪問看護	51,233	47,225	45,192	143,650
	訪問リハビリテーション	11,245	12,155	15,058	38,458
	居宅療養管理指導	7,910	6,536	6,508	20,954
	通所介護	330,614	369,494	400,033	1,100,141
	通所リハビリテーション	165,952	168,219	168,177	502,347
	短期入所生活介護	57,557	56,641	58,728	172,926
	短期入所療養介護	24,493	25,629	27,599	77,721
	福祉用具貸与	48,539	51,932	58,389	158,860
	特定福祉用具販売	5,135	5,420	4,862	15,417
	住宅改修	22,960	25,711	27,570	76,242
	居宅介護支援・介護予防支援	117,353	122,826	129,502	369,681
	特定施設入所者生活介護【居住系】	115,926	130,129	140,098	386,153
計	1,096,779	1,164,283	1,244,554	3,505,616	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	379,383	380,410	378,666	1,138,459
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	61,950	59,824	69,582	191,356
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	0	0	639	639
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	210,051	234,071	229,297	673,419
	計	651,385	674,304	678,184	2,003,873
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	308,453	304,076	318,163	930,691
	介護老人保健施設【施設】	535,995	603,078	629,220	1,768,293
	介護療養型医療施設【施設】	217,723	242,106	219,461	679,290
	計	1,062,171	1,149,260	1,166,844	3,378,274
特定入所者サービス費		131,653	142,784	169,009	443,447
高額サービス費		60,509	65,964	72,138	198,610
高額医療合算サービス費		6,255	8,263	10,692	25,210
審査支払手数料		3,170	3,331	3,007	9,508
保険給付費計		3,011,920	3,208,189	3,344,429	9,564,537
地域支援事業費		97,313	85,021	96,157	278,491
介護保険費計		3,109,233	3,293,210	3,440,586	9,843,028

4 第6期保険給付費等の見込み

2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの、第6期介護保険事業運営期間における保険給付費の見込みは次のとおりです。

（千円）

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	訪問介護	216,259	261,413	234,025	711,697
	訪問入浴介護	29,595	37,143	58,723	125,461
	訪問看護	58,227	68,763	81,509	208,499
	訪問リハビリテーション	18,040	21,412	25,667	65,119
	居宅療養管理指導	5,765	6,837	7,705	20,307
	通所介護	492,585	667,318	683,811	1,843,714
	通所リハビリテーション	222,831	274,627	309,978	807,436
	短期入所生活介護	79,765	103,552	144,860	328,177
	短期入所療養介護	39,093	46,702	56,001	141,796
	福祉用具貸与	66,842	92,676	112,790	272,308
	特定福祉用具販売	7,279	9,296	10,244	26,819
	住宅改修	36,260	37,854	45,743	119,857
	居宅介護支援・介護予防支援	146,788	164,363	134,769	445,920
	特定施設入所者生活介護【居住系】	171,316	238,499	279,595	689,410
計	1,590,645	2,030,455	2,185,420	5,806,520	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	387,867	432,737	439,225	1,259,829
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	85,278	92,118	102,637	280,033
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	15,223	29,071	44,238	88,532
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	239,021	246,342	256,334	741,697
	計	727,389	800,268	842,434	2,370,091
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	317,667	322,442	330,707	970,816
	介護老人保健施設【施設】	634,902	653,099	678,206	1,966,207
	介護療養型医療施設【施設】	230,624	232,665	237,107	700,396
	計	1,183,193	1,208,206	1,246,020	3,637,419
特定入所者サービス費		171,837	178,671	198,689	549,197
高額サービス費		77,665	84,732	92,443	254,840
高額医療合算サービス費		20,327	28,035	38,660	87,022
審査支払手数料		3,580	3,786	4,006	11,372
保険給付費計		3,774,636	4,334,153	4,607,672	12,716,461
地域支援事業費		97,123	109,166	387,201	593,490
介護保険費計		3,871,759	4,443,319	4,994,873	13,309,951

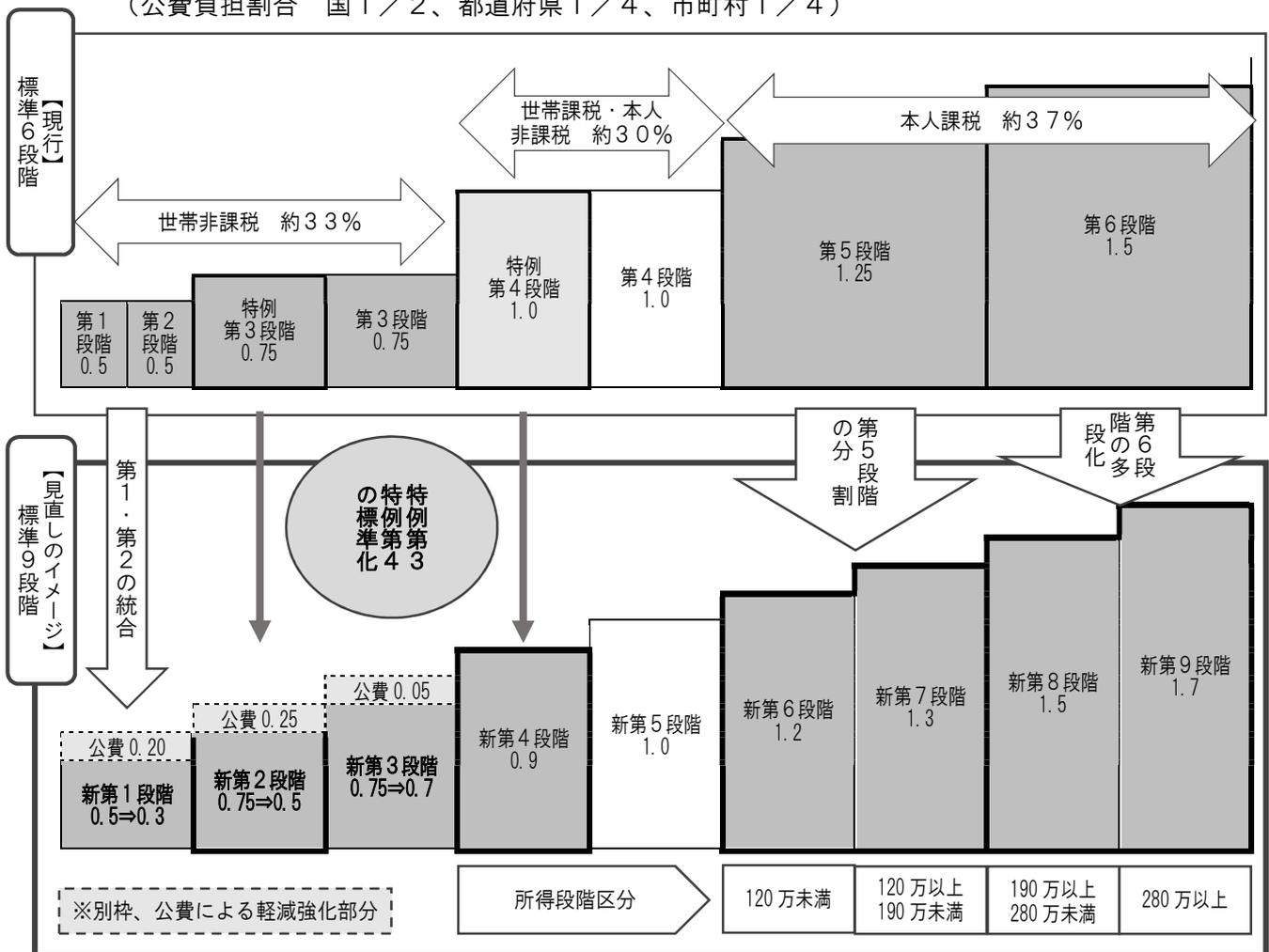
2 第1号被保険者の保険料設定

1 保険料段階及び保険料率の設定

第6期事業計画における保険料段階については、被保険者の所得水準に応じたきめ細やかな保険料段階を設定することとし、国が示した標準段階例や、本市のこれまでの保険料段階及び保険料率の設定状況を鑑みた設定を行います。

○ 国が示す保険料標準段階の見直し

介護保険給付費に対する5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減を強化する。
(公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



低所得者に対する軽減強化については、介護保険法の改正により、公費を投入することで実現することになっており、具体的な軽減幅(負担軽減表は71頁に掲載)については、2015(平成27)年度予算編成において最終的に決定され、政令に規定されることとなります。

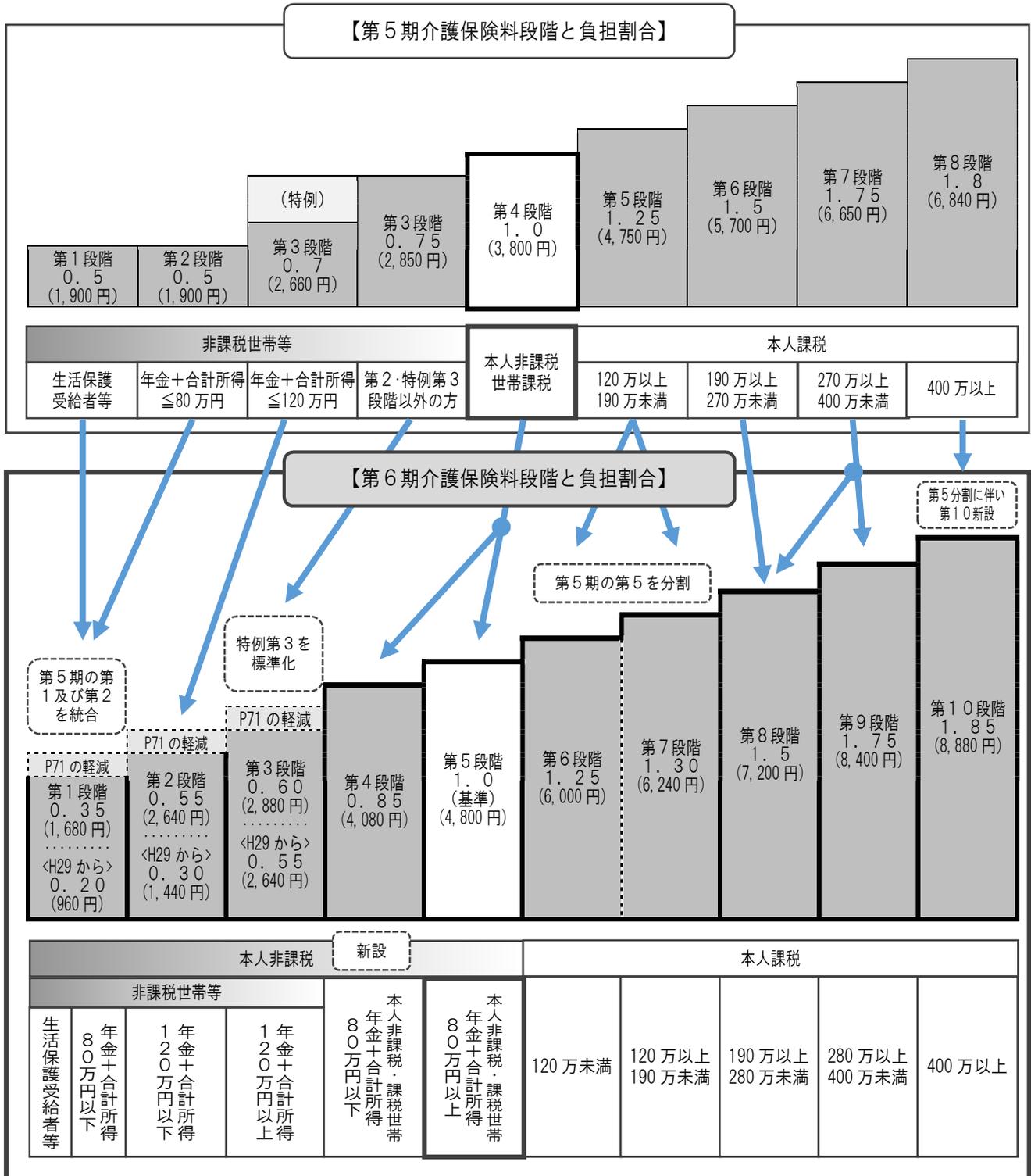
これらを踏まえ、第6期介護保険料の保険料段階及び保険料率については、次頁のとおり設定します。

2 第6期介護保険料段階及び保険料率について

第6期介護保険料段階については、国の示した所得段階を参考に、第5期計画で導入した9段階の保険料段階をさらに多段階化を図ります。

具体的には、第5期で導入した軽減策（特例段階）の標準化を行い、より細分化した新たな保険料段階を設定することにより、低所得者に配慮したきめ細やかな保険料段階となります。

これらにより、第6期事業計画中の「保険料段階と負担割合」を次のとおり設定します。



3 第1号被保険者の保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、保険料はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービス水準を反映した金額となります。

第6期の介護保険料の設定にあたっては、国のワークシートにより高齢者人口の伸びや、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、国の制度改正に伴う新しい総合事業を充実させていくこと等を勘案し決定されます。

その結果、第6期の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、4,800円（年額：57,600円）となります。

ただし、消費税を財源とした低所得者に対する軽減強化については、増税時期の延期に伴い、第6期の1～2年目においては、第1段階の一部軽減を行い、3年目の2017（平成29）年度から第3段階までの負担軽減を行うこととなります。

<低所得者に対する負担軽減表>

保険料段階	負担割合	2015（平成27）年		2016（平成28）年		2017（平成29）年	
		公費負担	個人負担	公費負担	個人負担	公費負担	個人負担
第1段階	0.40	(0.05)	0.35	(0.05)	0.35	(0.20)	0.20
第2段階	0.55	—	0.55	—	0.55	(0.25)	0.30
第3段階	0.60	—	0.60	—	0.60	(0.05)	0.55

4 2025（平成37）年度の保険料推計

介護保険給付費見込み等の推計による、2025（平成37）年度における第1号被保険者の介護保険料は、次のとおり見込まれます。

		2016（平成28）年度	2025（平成37）年度
総人口		69,902人	68,566人
第1号被保険者数		18,051人	20,578人
65歳～74歳		9,252人	8,563人
75歳～		8,799人	12,015人
要介護認定者数		3,266人	4,681人
年度給付費（地域支援事業含む）		4,443,319千円	7,070,768千円
保険料（基準月額）		4,800円	7,500円

5 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、65歳以上の被保険者の保険料の剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。なお、この基金は、介護保険事業以外に使うことはできません。



資料編

1 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の設置

恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員名簿

任期：平成25年7月31日～平成27年5月26日

区分	氏名	団体名	備考
知識経験者	杉岡 直人	北星学園大学	
福祉・介護関係	西根 輝雄	恵庭市民生委員・児童委員連絡協議会	副部会長
	中村 正人	恵庭市老人クラブ連合会	部会長
	齊藤 英樹	介護老人保健施設アートルライフ恵庭	
	海老 厚志	恵庭市介護支援専門員連絡協議会	
	米地 崇	社会福祉法人 恵望会	
医療・保健関係	島田 道朗	恵庭市医師会	
	村松 宏之	恵庭市歯科医師会	
	樋口 秋緒	恵み野病院訪問看護室「はあと」	
各種団体	三浦 功	恵庭市町内会連合会	
	広橋 幸枝	恵庭市地域女性連絡会	

3 計画策定体制

(1) 社会福祉審議会の開催

・平成26年4月24日 ・平成27年3月3日

(2) 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の開催

・平成26年6月25日 ・平成26年9月5日 ・平成26年11月5日
 ・平成26年11月28日 ・平成27年2月6日

(3) 利用者等及び市民の意見反映

・要介護認定者アンケート（平成26年3月14日～3月28日）
 ・一般高齢者アンケート（平成26年7月30日～8月15日）
 ・介護事業者ヒアリング調査（平成26年6月2日～8月28日）
 ・恵庭市包括ケア会議（平成26年4月15日・9月2日・12月19日）
 ・パブリックコメント（平成27年1月9日～2月9日）
 ・住民等説明会（平成27年1月20日・22日・23日・2月4日・9日）
 ※対象：地域住民・老人クラブ・民生委員等

(4) 厚生消防常任委員会の開催

・平成26年5月23日 ・平成26年6月18日 ・平成26年8月27日
 ・平成26年10月1日 ・平成26年11月21日 ・平成26年12月10日
 ・平成27年2月13日 ・平成27年3月11日

平成25年度 介護アンケート調査報告書

平成26年3月実施

恵庭市保健福祉部 介護福祉課

目次

I 介護アンケート調査の概要	80
II 介護アンケート調査結果	
1. ご自身のことについて	
(1) 性別	81
(2) 年齢構成	81
(3) 世帯構成	81
(4) 世帯人数	82
(5) 現在の要介護度	82
2. 外出の頻度について	
(1) 普段の買い物、散歩などで外出する頻度	83
(2) 定期的な医療機関への通院の頻度	84
3. お住まいの状況について	
(1) 現在の住まいについて	85
(2) 現在の住まいについて困っていること（複数回答）	85
4. 介護している人について	
(1) 介護している人の有無	86
(2) 介護している人との続柄	86
(3) 介護している人との同居・別居の状況	87
(4) 介護している人の性別	87
(5) 介護している人の年齢構成	87
(6) 介護している人を支援するために必要なこと（複数回答）	88
5. 介護保険サービスの利用の有無について	
(1) 介護保険サービスの利用の有無	89
(2) 介護保険サービスを利用していない理由（複数回答）	89
(3) もしも、介護度が重度になった場合の介護を受ける場所	90
(4) 施設などでの介護の希望	91
(5) 在宅での介護の希望（複数回答）	91
6. 高齢者福祉サービスの利用について	
(1) 今後利用したいサービス高齢者福祉サービスについて（複数回答）	92

7. 介護保険サービスの内容について	
(1) ケアプランの満足度	94
(2) ケアプランに満足していない理由（複数回答）	94
(3) 利用している介護保険サービスに対する満足度	95
(4) 利用している介護保険サービスに満足していない理由（複数回答）	95
(5) 今後利用したい介護保険サービス（複数回答）	96
Ⅲ 介護アンケート調査票	98

I 介護アンケート調査の概要

1. 目的

第6期介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）の策定にあたり、居宅の要介護者を対象に介護者の状況や介護保険サービスの満足度、利用意向等を把握し、第6期計画策定の基礎資料を得るため、郵送による調査を行う。

2. 調査時点 平成26年2月1日時点

3. 調査期間 平成26年3月14日～3月28日

4. 調査対象 65歳以上の居宅にいる要支援1～要介護2の認定者から504人抽出

5. 実施方法 調査対象者に対する郵送による調査

6. 調査項目

(1) 属性

・性別、年齢構成、世帯構成等

(2) 外出の頻度について

・普段の生活での外出の頻度、通院の頻度

(3) 住宅の状況について

・住宅で困っていること、住宅改修の意向等

(4) 介護者について

・介護者の有無、続柄、性別、年齢構成等

(5) 介護保険サービスの利用の有無

・利用の有無、未利用の場合の理由と今後の意向、今後の介護についての希望等

(6) 高齢者福祉サービスについて

・今後のサービス利用意向等

(7) 介護保険サービスの利用状況

・ケアプランや介護保険サービスの満足度、今後の利用意向等

7. 調査票の回収状況

323人の要支援・要介護認定者から回答があり、調査時点の平成26年2月1日に施設や病院等に入院している回答者23人を除いた300人が、本調査の集計の対象者である。

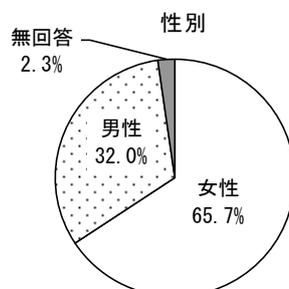
65歳以上の居宅の要支援1～要介護2の認定者数	1,665人
調査票送付数（抽出）	504人
回収数（調査回答者数） ①	323人
調査の回収率	64.1%
病院等に入院している回答者数 ②	23人
本調査の集計等の対象者（①－②）	300人

Ⅱ 要介護認定者アンケート調査結果

1. ご自身のことについて

(1) 性別

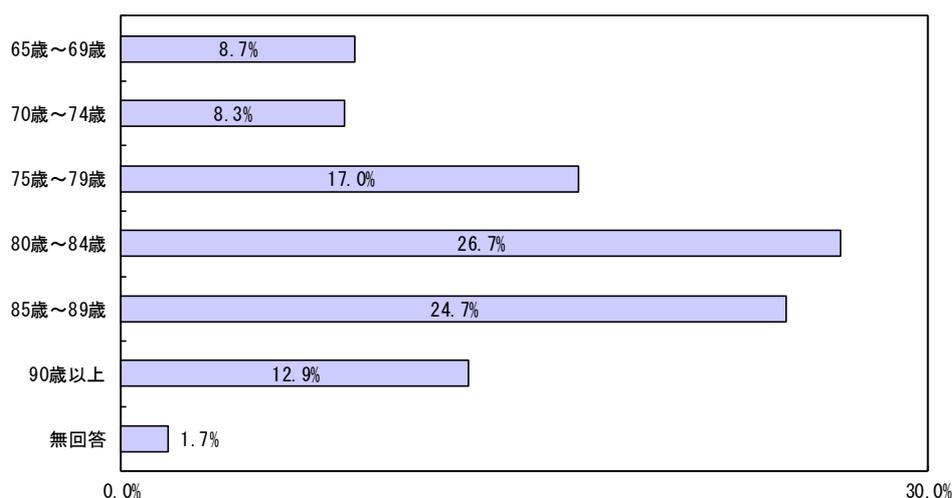
回答者の性別は、「男性」が32.0%、「女性」が65.7%となっており、女性の割合が高い。



(2) 年齢構成

年齢構成は、「75歳以上」の後期高齢者の割合が高く、全体の68.4%を占めている。

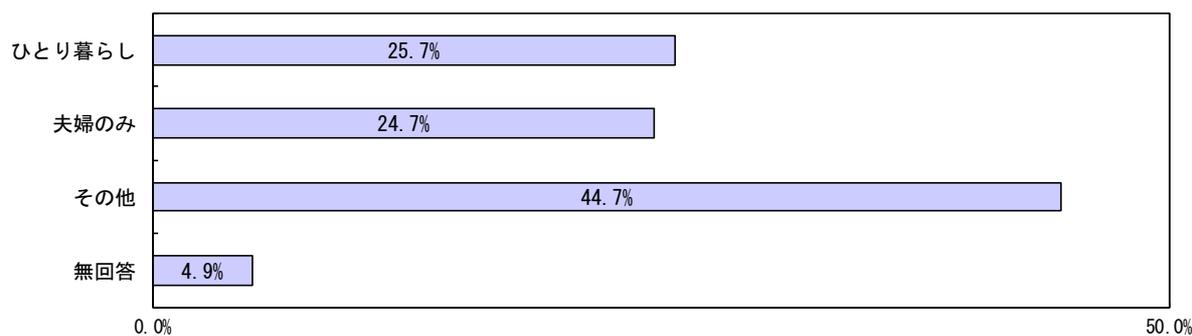
年齢構成



(3) 世帯構成

世帯構成は、「ひとり暮らしの世帯」25.7%、次いで「夫婦のみの世帯」が24.7%となっている。「その他」と回答(44.7%)した方は、問4-2の結果にあるとおり、「子(子の配偶者含)」との同居が多くを占めていることが回答より読み取れる。

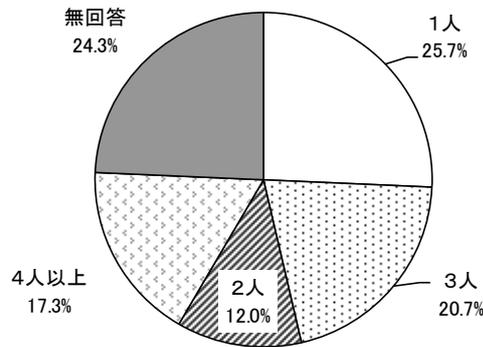
世帯構成



(4) 世帯人数

世帯人数は、「1人」が25.7%、次いで「3人」が20.7%、「4人以上」が17.3%となっており、家族等との同居率が高い。また、問1-3及び問4-2の回答結果と一致している。

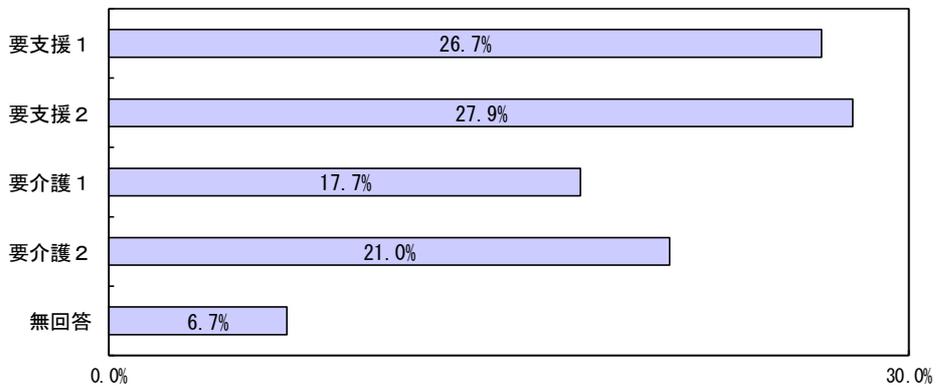
世帯人数



(5) 現在の要介護度

現在の要介護度は、「要支援2」が27.9%、次いで「要支援1」が26.7%となっている。認定区分別では、「要支援者」が54.6%、「要介護者」は38.7%となり、「要支援者」が半数以上を占めている。

現在の要介護度

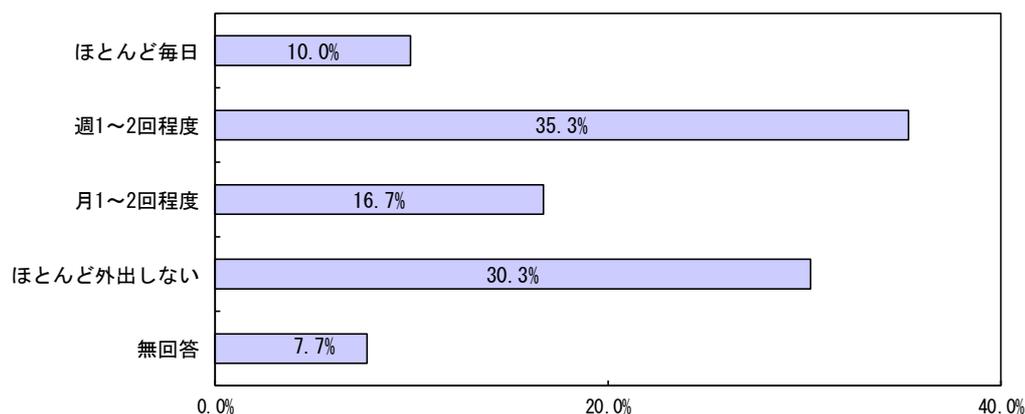


2. 外出の頻度について

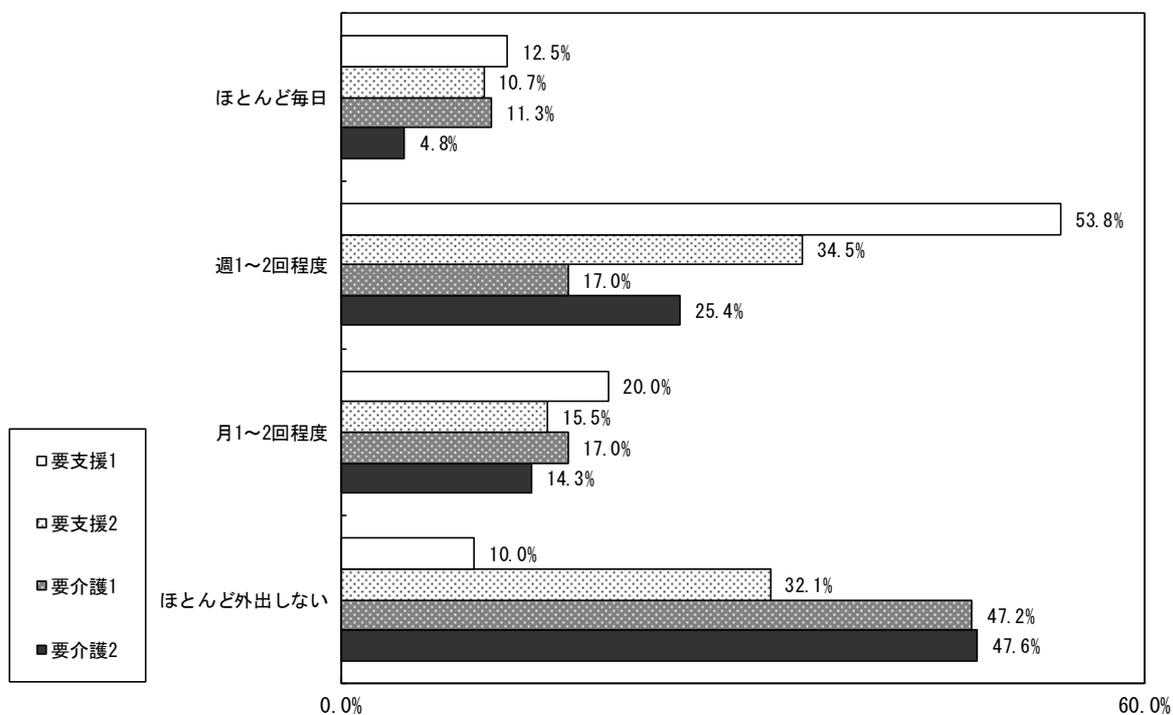
(1) 普段の買い物、散歩などで外出する頻度

普段の買い物、散歩などで外出する頻度は、「週1～2回程度」が35.3%、次いで「ほとんど外出しない」が30.3%となっている。また、要介護度別では、要介護度が重くなるに従い「ほとんど外出しない」と回答した方の割合が多くなっている。

外出する頻度



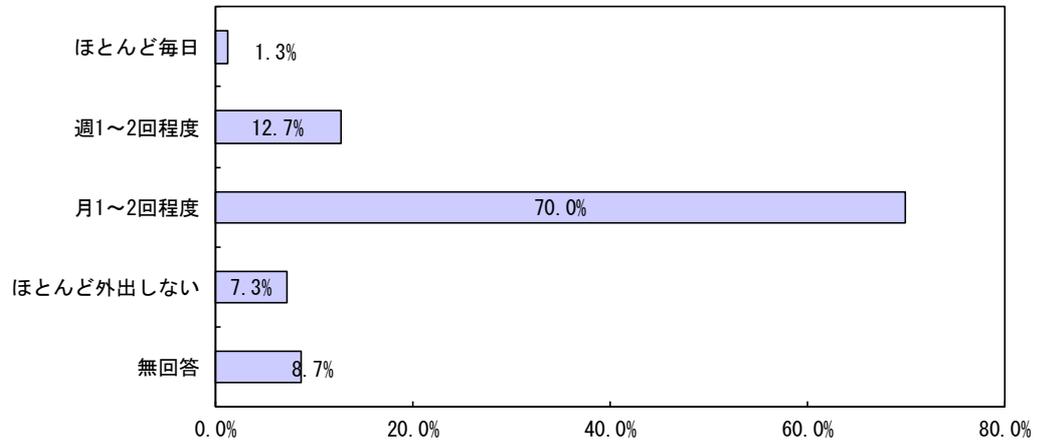
外出する頻度（要介護度別）



(2) 定期的な医療機関への通院の頻度

定期的な医療機関への通院の頻度は、「月1～2回程度」と回答した方が70.0%と大半を占め、次いで「週1～2回程度」が12.7%となっている。

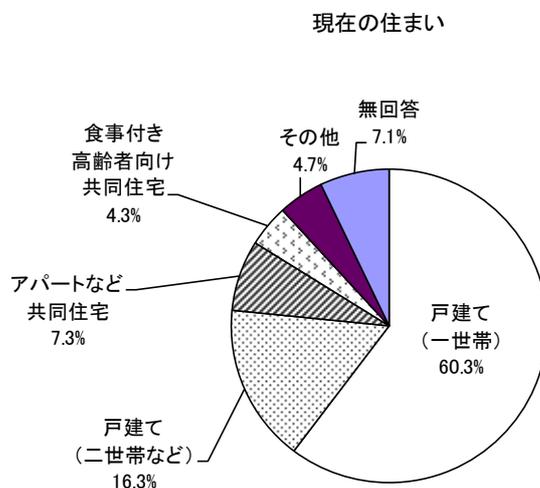
定期的な通院頻度



3. お住まいの状況について

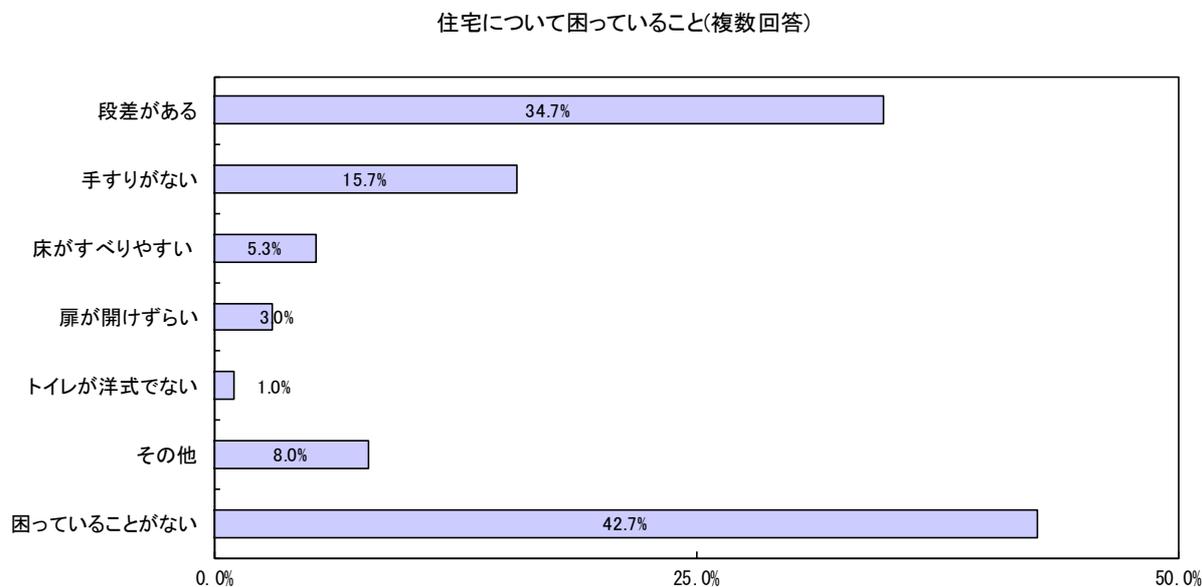
(1) 現在の住まい

現在の住まいについて聞いたところ、「戸建て(一世帯)」が60.3%、次いで「戸建て(二世帯など)」が16.3%となっており、戸建て住宅の割合が高いことがわかる。



(2) 現在の住まいについて困っていること (複数回答)

困っていることについては、「困っていない」と回答された方が42.7%と一番多く、次いで「廊下やトイレ、浴室、玄関などに段差がある」が34.7%、「廊下やトイレ、浴室、玄関などに手すりがない」と回答した方が15.7%となっている。



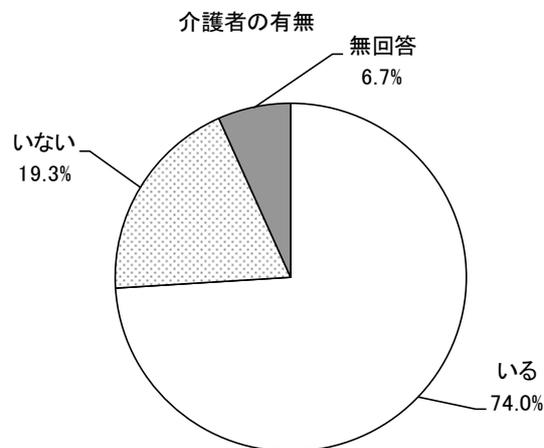
その他の意見の主なもの

- ・お風呂が入りづらい
- ・浴室が狭い
- ・車椅子が通れない
- ・家が広いので寒い
- ・トイレが遠い
- ・トイレが狭い

4. 介護している人について

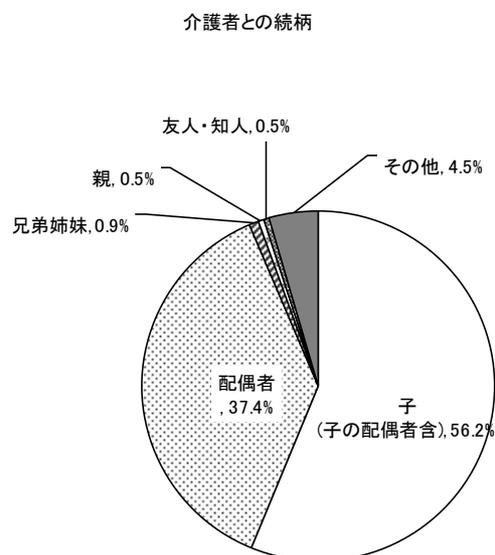
(1) 介護している人の有無

「(自分を)介護している人がいる」と回答した方は74.0%と高く、「いない」と回答した方(19.3%)を大きく上回っている。



(2) 介護している人との続柄

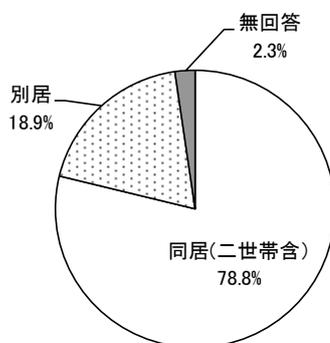
「(自分を)介護している人がいる」と回答(222人)した方に、介護者との続柄についてお聞きしたところ、「子(子の配偶者含)」が56.2%、「配偶者」が37.4%と回答され、9割以上の方が「身内(家族)」から介護を受けていることがわかる。



(3) 介護している人との同居・別居の状況

「(自分を)介護している人がいる」と回答(222人)した方に、介護者との同居・別居の状況についてお聞きしたところ、「同居(二世帯含)」が78.8%、「別居」が18.9%と回答された。

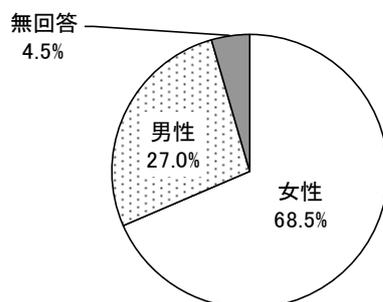
介護者との同居・別居の状況



(4) 介護している人の性別

「(自分を)介護している人がいる」と回答(222人)した方に、介護している人の性別についてお聞きしたところ、「女性」が68.5%、「男性」が27.0%となり、介護者は女性の割合が高いことがうかがえる。

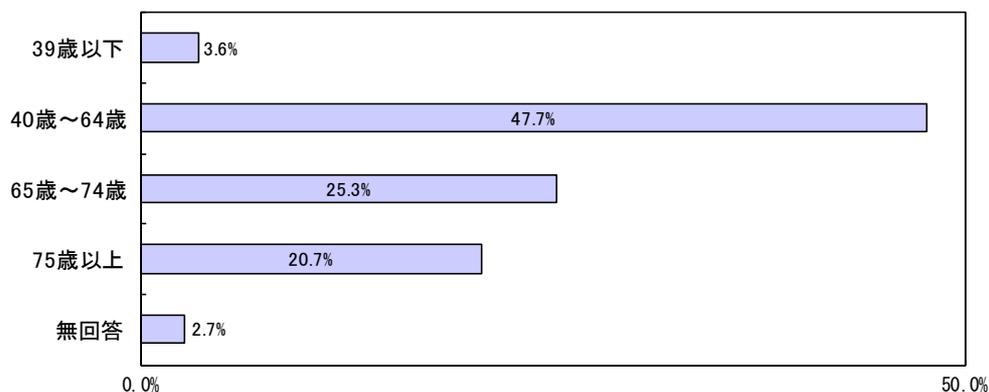
介護者の性別



(5) 介護している人の年齢構成

「(自分を)介護している人がいる」と回答(222人)した方にお聞きました。介護者の年齢構成は、「40～64歳未満」が47.7%、次いで「65～74歳」が25.3%となっている。

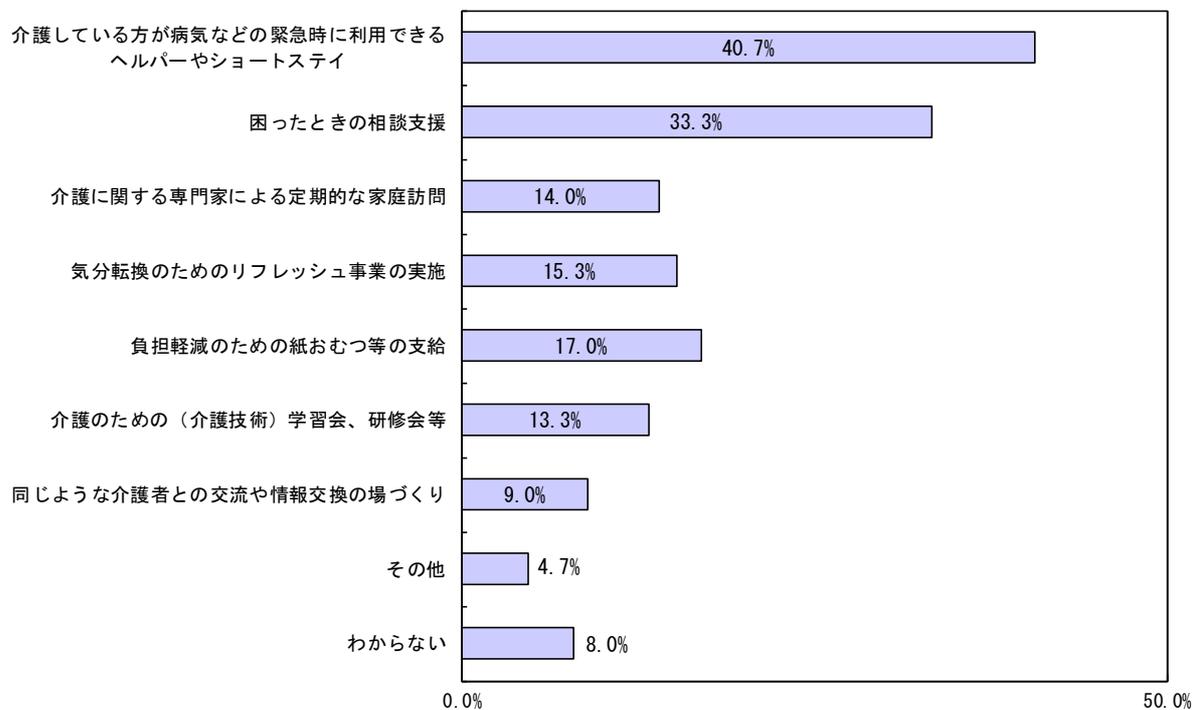
介護者の年齢構成



(6) 介護している人を支援するために必要なこと（複数回答）

介護している方を支援するために必要なことについては、「介護している方が病気などの緊急時に利用できるヘルパーやショートステイ」が40.7%、次いで「困ったときの相談支援」が33.3%と多くなっている。

介護している方を支援するための方策（複数回答）

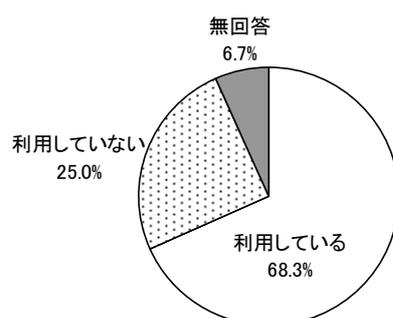


5. 介護保険サービスの利用の有無について

(1) 介護保険サービスの利用の有無

介護保険サービスの利用については、68.3%の方が「利用している」と回答し、「利用していない」25.0%を大きく上回っている。

介護保険サービスの利用の有無

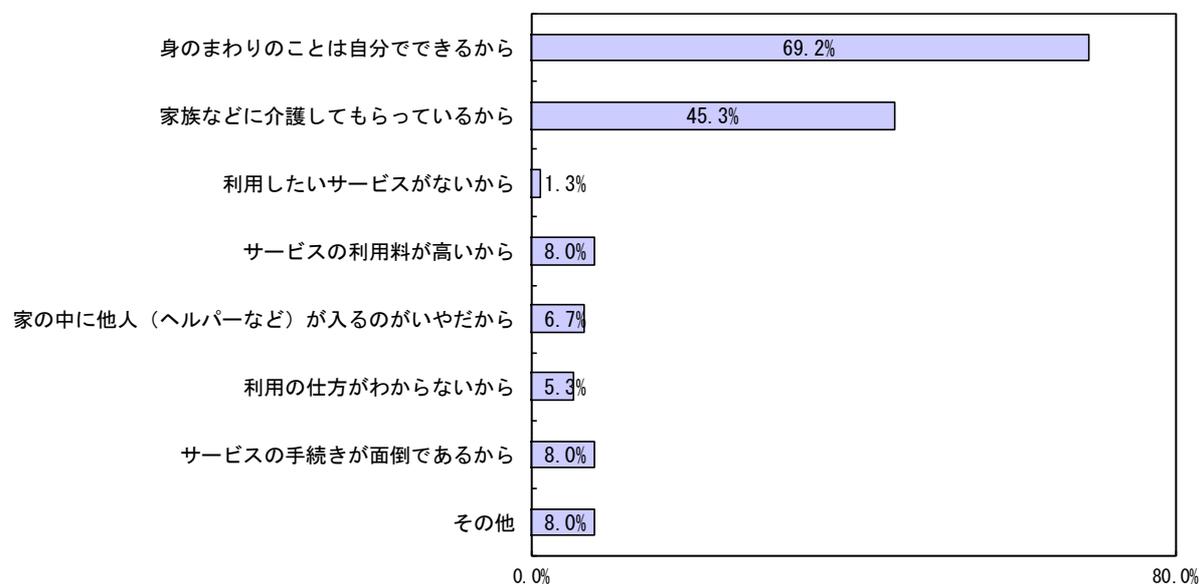


(2) 介護保険サービスを利用していない理由（複数回答）

介護保険サービスを利用していない75人にお聞きしています。

利用していない理由は、「身のまわりのことは自分でできるから」が69.2%、次いで「家族などに介護してもらっているから」が45.3%となっている。

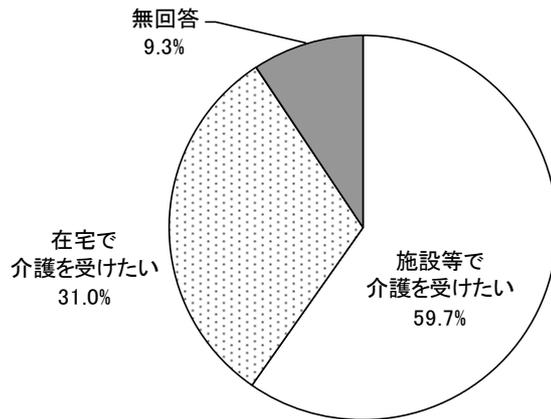
介護保険サービスを利用していない人の今後の利用



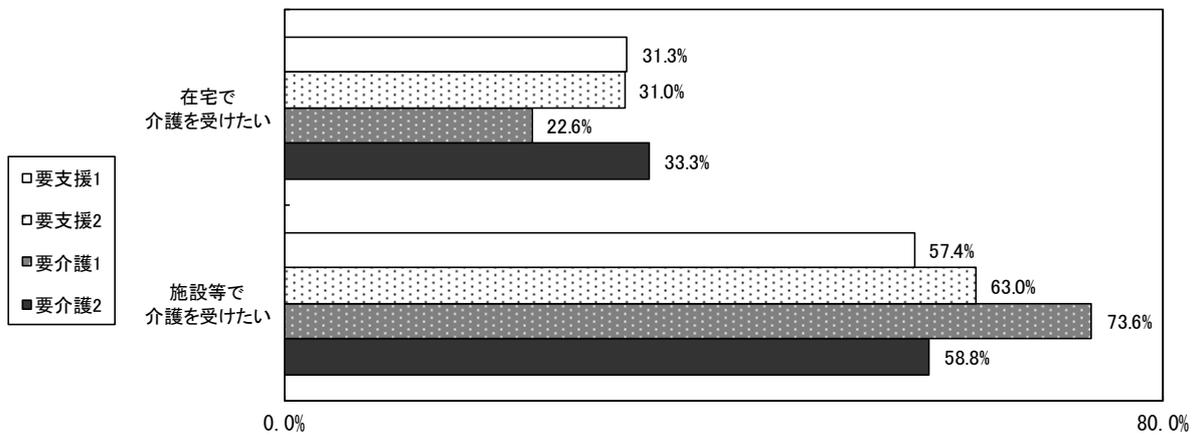
(3) もしも、介護度が重度になった場合の介護を受ける場所

介護を受ける場所の希望は、「施設などに入って介護を受けたい」が59.7%となっており、「在宅で介護を受けたい」(31.0%)を上回っている。要介護度別では、「在宅希望」が高いのは要介護2、「施設希望」が高いのは要介護1であり、介護度が重い方のほうが「在宅」を希望しているのがわかる。

介護度が重度になった場合



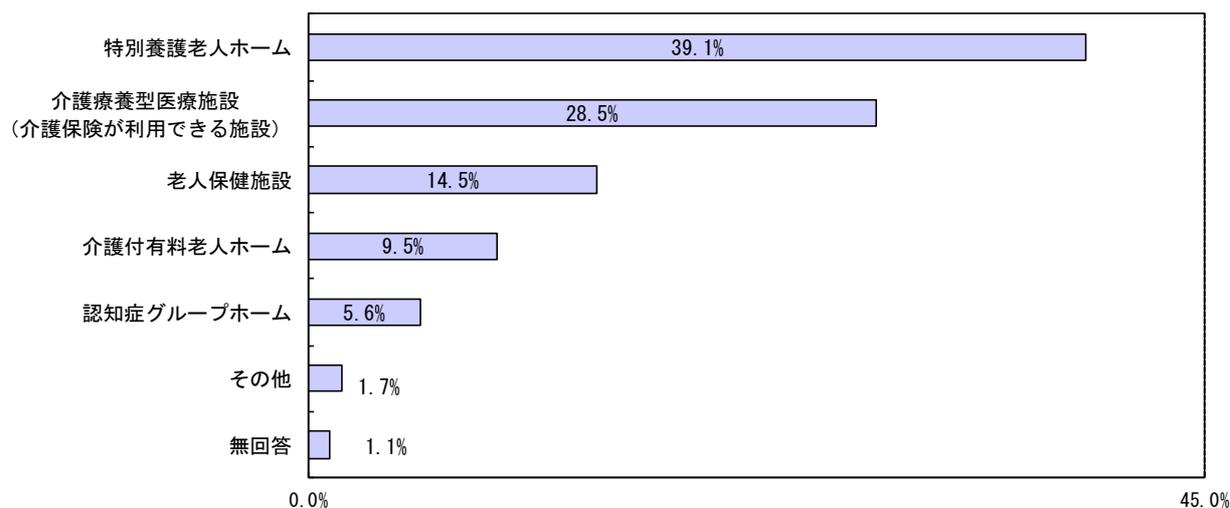
今後の介護の希望(要介護度別)



(4) 施設などでの介護の希望

「施設などに入って介護を受けたい」と回答した179人について、施設の種別をお聞きました。
 「特別養護老人ホームに入所し、介護を受けたい」が39.1%、次いで「介護保険で利用する病院に入所し、介護を受けたい」が28.5%、「老人保健施設」が14.5%となっています。
 「療養型医療施設」及び「老人保健施設」の割合が、合わせて43.0%にのぼることから、療養介護を受けられる施設を望んでいることが推察される。

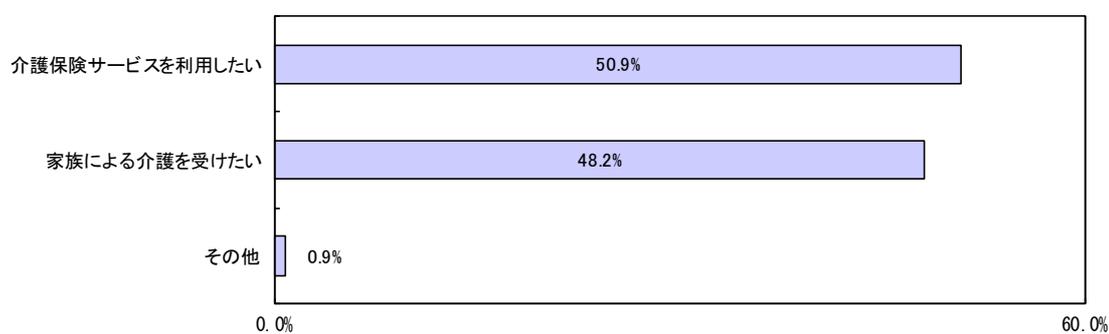
施設などでの介護の希望



(5) 在宅での介護の希望 (複数回答)

「在宅で介護を受けたい」と回答した93人について、在宅介護の内容をお聞きました。
 「介護保険サービスを利用したい」が50.9%、「家族による介護を受けたい」が48.2%となっており、半数の方が介護保険サービスの利用を希望し、家族からの介護を受けたいと望んでいるのがわかる。

在宅での介護の希望



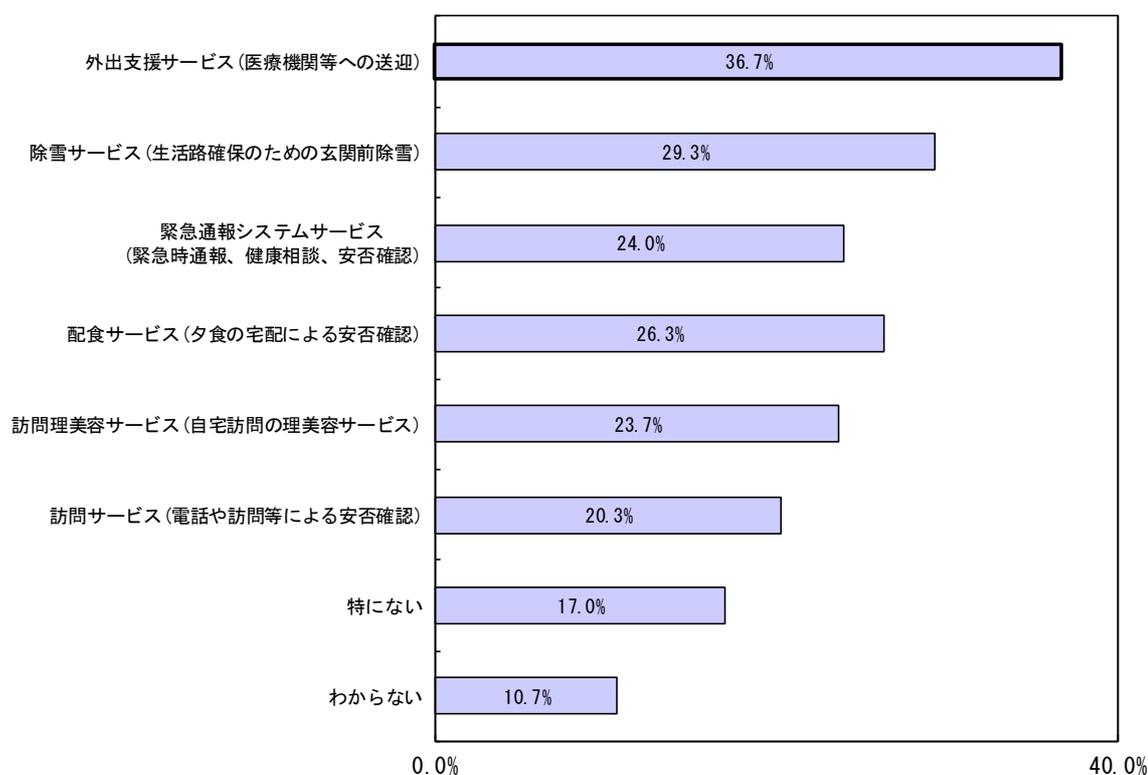
6. 「高齢者福祉サービスの利用」について

(1) 今後利用したいサービス高齢者福祉サービスについて（複数回答）

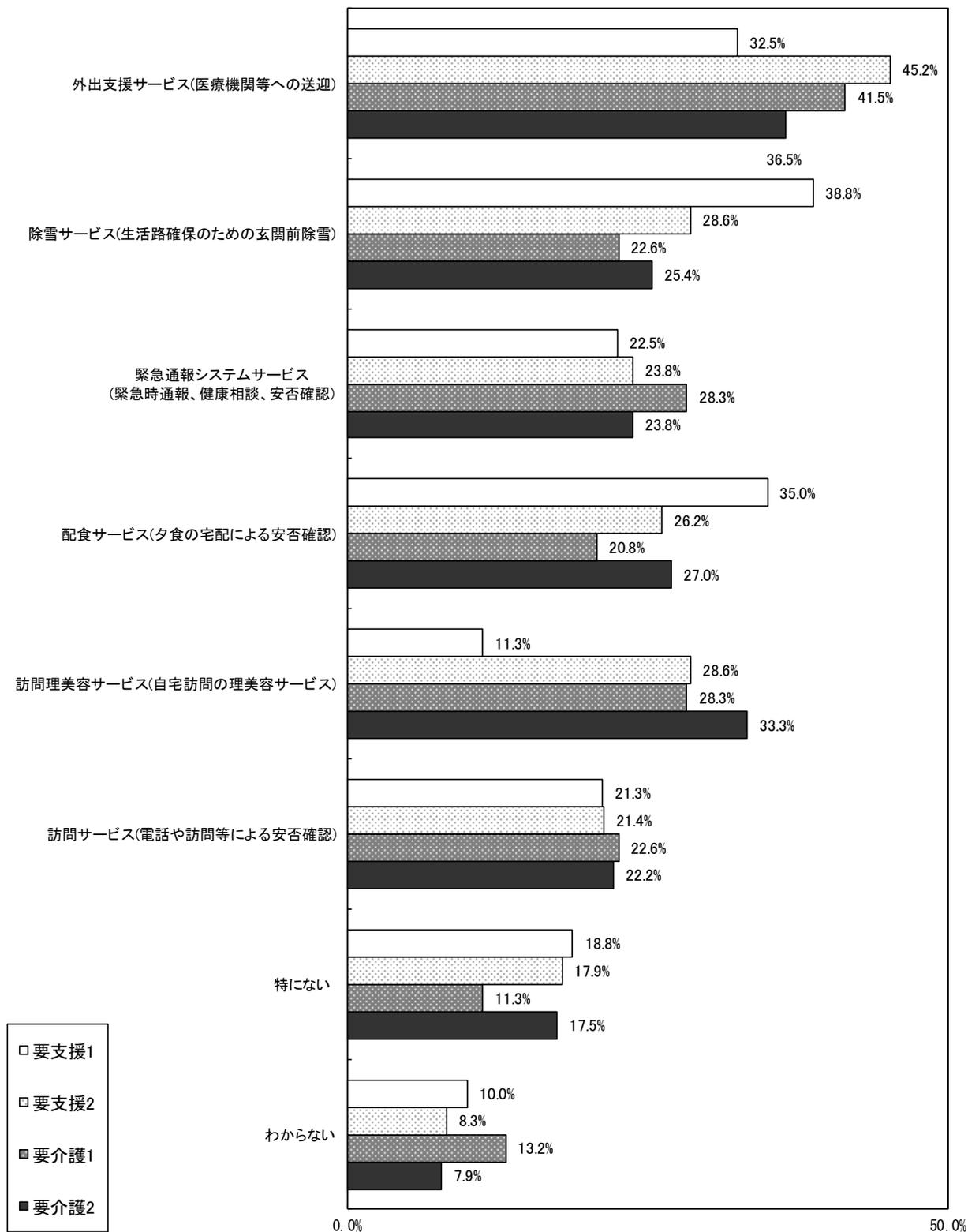
今後利用したい(現在利用している場合も含む)サービスは、「外出支援サービス(医療機関等への送迎)」が36.7%、次いで「除雪サービス(生活路確保のための玄関前除雪)」が29.3%となっている。

また、「配食サービス」や「緊急通報システムサービス」等、安否確認に繋がるサービスについては、共に24%台となっていることから、興味の高さがうかがえる。

今後利用したい高齢者福祉サービス（複数回答）



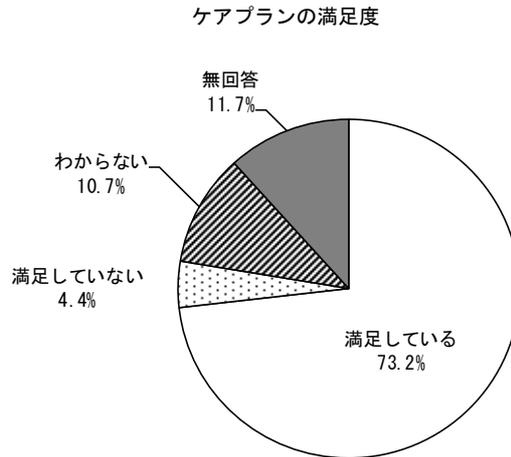
今後利用したい高齢者福祉サービス(要介護度別・複数回答)



7. 介護保険サービスの内容について

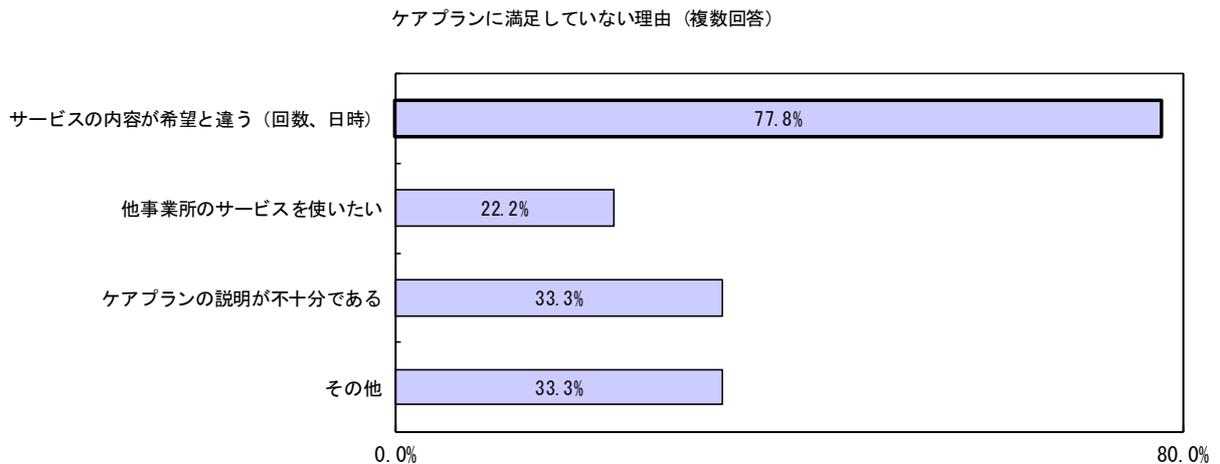
(1) ケアプランの満足度

ケアプランの満足度は、「満足している」が73.2%となっており、概ね良好と思われるものの、「わからない」10.7%、「無回答」11.7%あることから、これらはケアプランに対する理解不足ひいては、ケアマネ等のプランに対する説明不足が原因の可能性も疑われる。



(2) ケアプランに満足していない理由（複数回答）

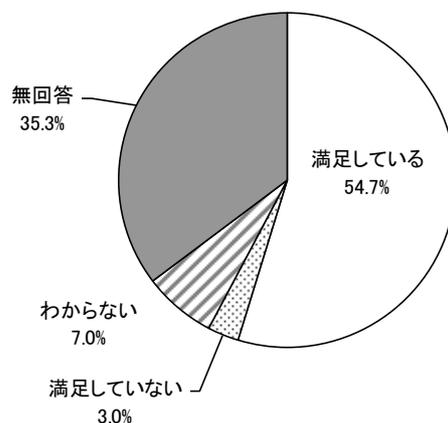
ケアプランに「満足していない」と回答(9人)した方に、満足していない理由をお聞きしています。満足していない理由は、「サービスの内容が希望と違う(回数、日時)」が77.8%となっており、次いで「ケアプランの説明が不十分である」が33.3%である。



(3) 利用している介護保険サービスに対する満足度

利用している介護保険サービスに対する満足度は、「満足している」が54.7%、となっており、「満足していない」の3%を大きく上回っており、概ね満足しているものと思われる。

利用している介護保険サービスに対する満足度

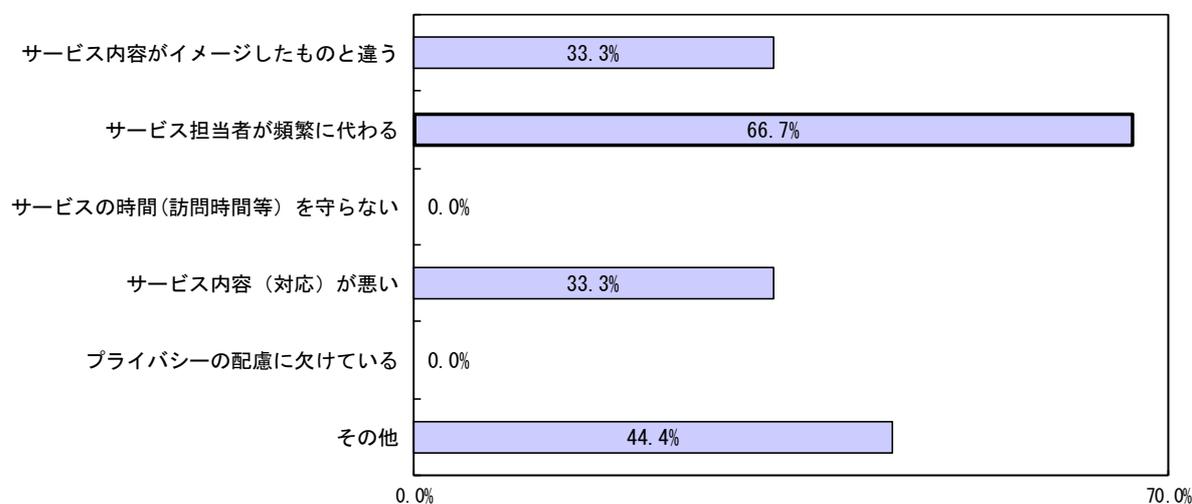


(4) 利用している介護保険サービスに満足していない理由（複数回答）

利用している介護保険サービスに「満足していない」と回答(9人)した方にお聞きしています。

満足していない理由は、「サービス担当者が頻繁に代わる」が66.7%、次いで、イメージした内容と違う、内容(対応)が悪いと回答した方が、共に33.3%となっている。

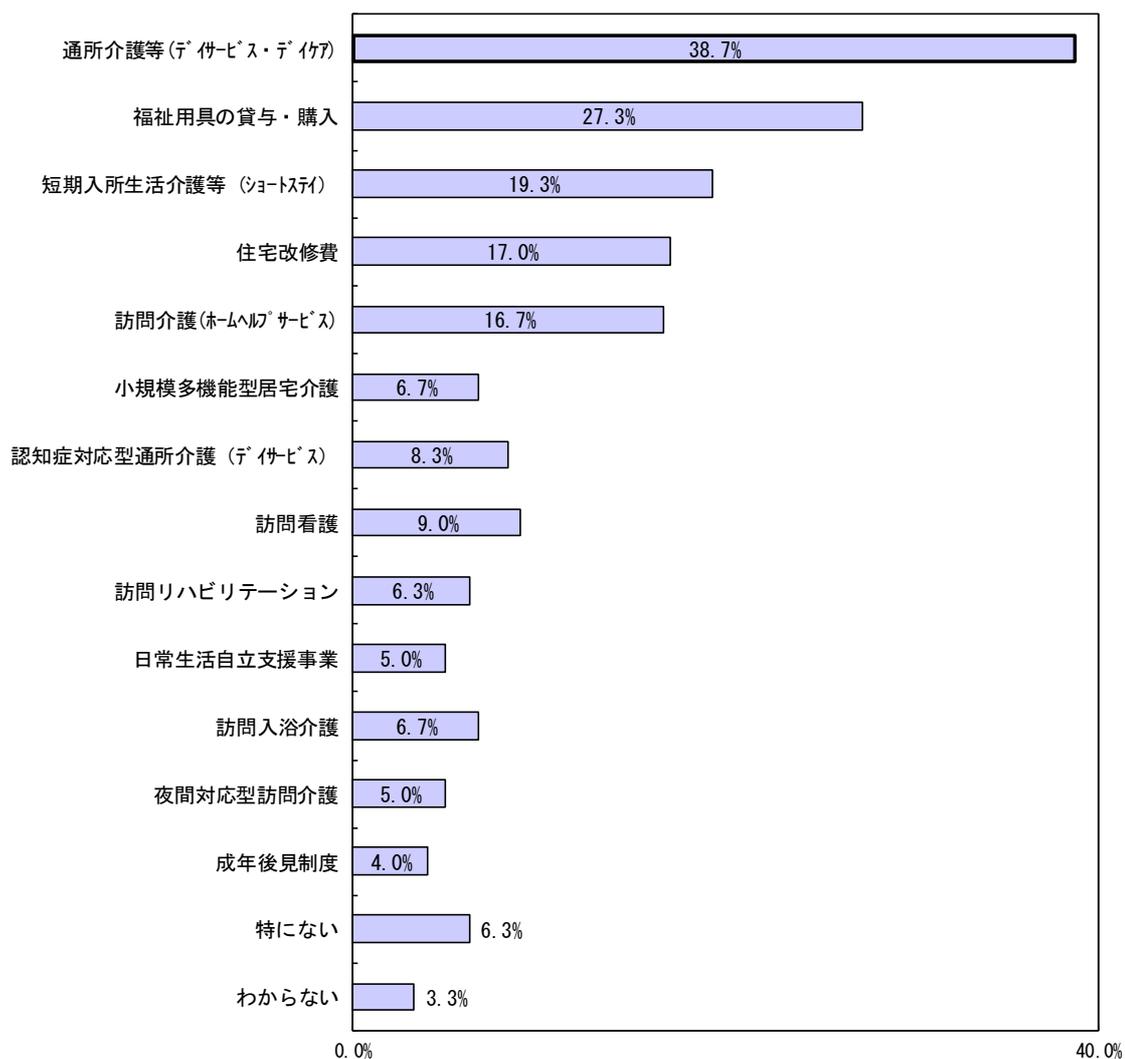
利用している介護保険サービスに満足していない理由（複数回答）



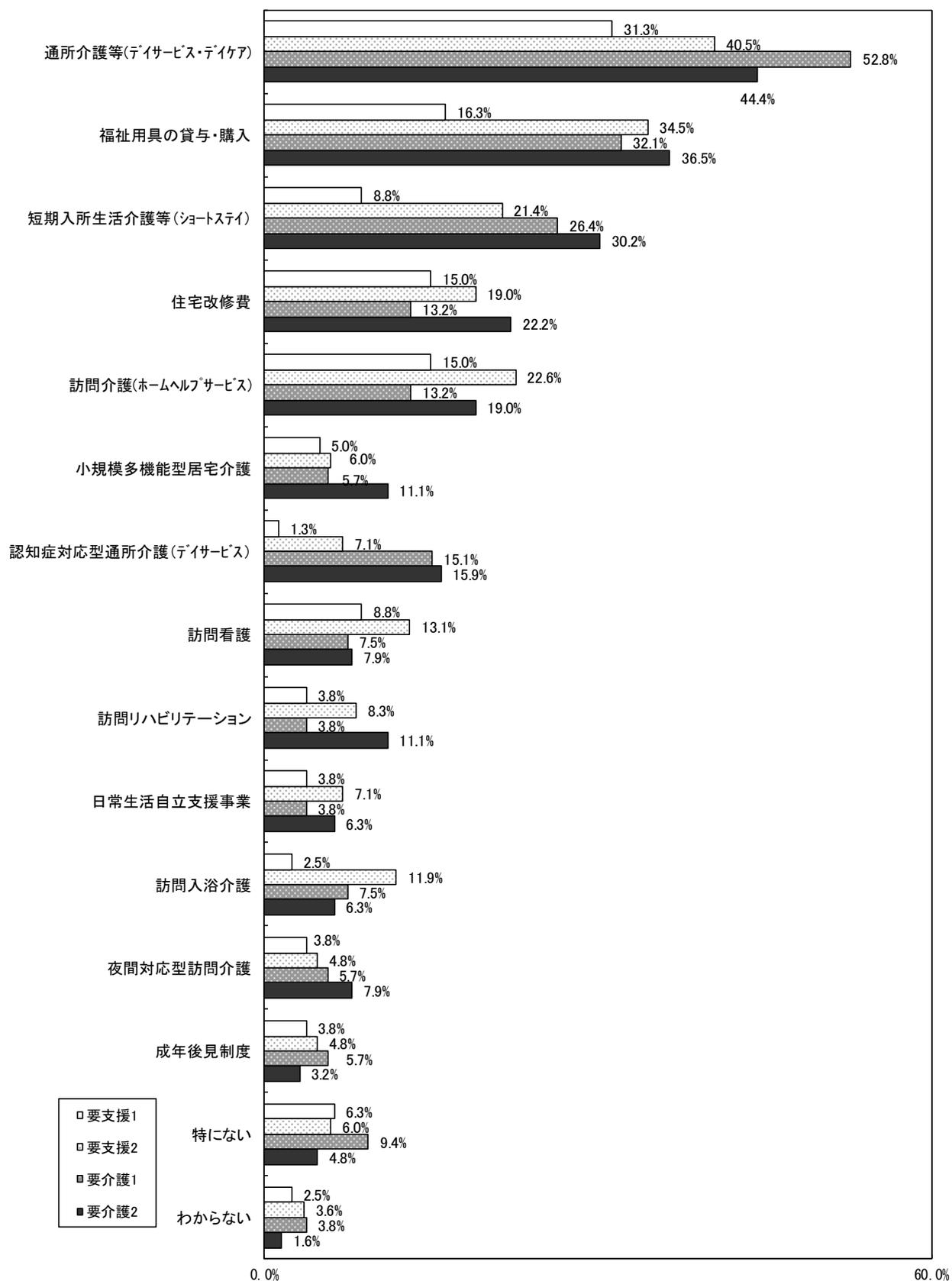
(5) 今後利用したい介護保険サービス（複数回答）

今後利用したい（現在利用していて、今後も引き続き利用したい場合も含む）サービスとして、「通所介護（デイサービス）」が38.7%と高く、次いで「福祉用具の貸与・購入」27.3%、「短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）」が19.3%となっている。また、「住宅改修」と「訪問介護」についても、17%程度を示しており、興味の高さがうかがえる。

今後利用したい介護保険サービス（複数回答）



今後利用したい介護保険サービス(要介護度別・複数回答)



介護アンケート調査票

【平成26年 2月 1日現在でお答えください。】

1. 「ご自身のこと」について

問 1 性別について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問 2 年齢について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 64歳以下 | 2. 65歳～69歳 | 3. 70歳～74歳 |
| 4. 75歳～79歳 | 5. 80歳～84歳 | 6. 85歳～89歳 |
| 7. 90歳以上 | | |

問 3 世帯について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. ひとり暮らしの世帯 | → 問5からお答えください。 |
| 2. 夫婦のみの世帯 | |
| 3. その他 | → 問4からお答えください。 |

※病院等の施設に3ヶ月以上入院されている方は世帯人数に入れないでください。

問 4 問3で「3. その他」に○をつけた方のみお答えください。

世帯の人数について、あなたを含めて何人ですか。

あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 2人 | 2. 3人 | 3. 4人以上 |
|-------|-------|---------|

※病院等の施設に3ヶ月以上入院されている方は世帯人数に入れないでください。

問 5 現在の要介護度について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 要支援 1 | 2. 要支援 2 | |
| 3. 要介護 1 | 4. 要介護 2 | 5. 要介護 3 |
| 6. 要介護 4 | 7. 要介護 5 | |

2. 「外出の頻度」について

問 6 普段の買い物、散歩などで外出する頻度について
あてはまる番号にひとつ〇をつけてください。

1. ほとんど毎日
2. **週に** 1～2回程度
3. **月に** 1～2回程度
4. ほとんど外出しない

問 7 定期的な医療機関への通院などの頻度について
あてはまる番号に〇をつけてください。

1. ほとんど毎日
2. **週に** 1～2回程度
3. **月に** 1～2回程度
4. ほとんど外出しない

3. 「お住まいの状況」について

問 8 現在どこにお住まいですか。あてはまる番号に〇をつけてください。

1. 戸建て（一軒家で一世帯のみ）
2. 戸建て（二世帯住宅など）
3. アパートなど共同住宅
4. 食事付き高齢者向け共同住宅
5. その他（）

問9 現在のお住まいについて、困っていることはありますか。
あてはまる番号に**すべて**○をつけてください。

1. 廊下やトイレ、浴室、玄関などに**段差**がある
2. 廊下やトイレ、浴室、玄関などに**手すり**がない
3. 廊下やトイレ、浴室、玄関などの**床がすべり**やすい
4. トイレが**洋式**でない
5. **扉**が開けずらい
6. その他 ()
7. 困っていることはない

4. 「あなたを介護している方」について

問10 同居・別居を問わず、あなたを介護している方はいますか。
あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------|-------|----------------------------|
| 1. いる | | ▶ 問11からお答えください。 |
| 2. いない | | ▶ 問16(5頁)からお答えください。 |

問11 問10で「1. いる」に○をつけた方のみお答えください。
あなたを介護している方は、あなたとどのような関係ですか。
あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 配偶者(夫又は妻) | 2. 子(子の配偶者含) | 3. 兄弟姉妹 |
| 4. 親 | 5. 友人・知人 | 6. その他 () |

問12 介護している方と同居していますか。
あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 同居している(二世帯含む) | 2. 同居していない |
|------------------|------------|

5. 「介護保険サービスの利用」について

問16 現在、介護保険サービスを利用していますか。

あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 利用している | → <u>問18(6頁)からお答えください。</u> |
| 2. 利用していない | → <u>問17からお答えください。</u> |

問17 問16で「2. 利用していない」に○をつけた方のみお答えください。

その理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 身のまわりのことは 自分でできる から |
| 2. 家族などに介護 してもらっているから |
| 3. 家の中に 他人 （ヘルパーなど） が入る のがいやだから |
| 4. 利用したい サービスがない から |
| 5. サービスの 利用料が高い から |
| 6. サービスの 手続きが面倒 であるから |
| 7. 利用の仕方 がわからないから |
| 8. その他（ ） |



問18 もしも介護度が重度になった時に、どこで介護を受けたいですか。
あてはまる番号にひとつ〇をつけてください。

1. 施設等	▶ <u>問19からお答えください。</u>
2. 在宅(自宅)	▶ <u>問20(7頁)からお答えください。</u>

問19 問18で「1. 施設等」に〇をつけた方のみお答えください。
その施設はどのような施設ですか。
あてはまる番号にひとつ〇をつけてください。

1. 特別養護老人ホーム
2. 老人保健施設
3. 介護療養型医療施設（介護保険が利用できる施設）
4. 認知症グループホーム
5. 介護付有料老人ホーム
6. その他（ ）

《施設等の説明》

特別養護老人ホーム	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所し生活する施設。 市内では、 恵望園、恵庭みどりの園、島松みどりの園、ふる里えにわ があります。
老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心としたケアと介護が必要とする場合に入所する施設。 市内では、 恵み野ケアサポート、アートライフ恵庭 があります。
介護療養型医療施設 (介護保険が利用できる病院)	長期にわたって療養を必要とする高齢者等が入所する施設。 市内には、 島松病院（ファミリア） があります。
認知症グループホーム	認知症のため介護を必要とする高齢者等が、9人単位で共同生活を営む住居で介護が受けられます。 市内には 10グループホーム があります。
介護付有料老人ホーム	食事の提供など日常生活上、必要なサービスが提供される老人ホームです。 市内には、 ラ・デュース恵み野 があります。

問20 問18(6頁)で「2. 在宅(自宅)」に○をつけた方のみお答えください。
在宅で、どのような介護を希望しますか。
あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 家族による介護を受けたい
2. 介護保険サービスを利用したい
3. その他 ()

6. 「高齢者福祉サービスの利用」について

問21 今後利用したい(現在利用している場合も含みます)と思うサービスは、何ですか。
あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 配食サービス(夕食の宅配による安否確認)
2. 外出支援サービス(医療機関等への送迎)
3. 訪問理美容サービス(自宅訪問の理美容サービス)
4. 除雪サービス(生活路確保のための玄関前除雪)
5. 緊急通報システムサービス(緊急時通報、健康相談、安否確認)
6. 訪問サービス(電話や訪問等による安否確認)
7. 特にない
8. わからない



問22 介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどにご意見・要望などを自由にご記入ください。



現在、介護保険サービスを

利用していない方

はここで終了です

同封の返信用封筒に調査票を入れて、
平成26年3月28日（金）までに
切手をはらずに投かんください。
ご協力ありがとうございました。

ここからは現在、介護保険サービスを

利用している方

のみ お答えください



7. 「介護保険サービスの内容」について

問23 現在のケアプラン（内容）に満足していますか。
あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| 1. 満足している | → | 問25(10頁)からお答えください。 |
| 2. 満足していない | → | 問24からお答えください。 |
| 3. わからない | → | 問25(10頁)からお答えください。 |

※ケアプラン… 介護保険サービスが適切に利用できるよう、認定者の心身の状況や意向などを考慮し、利用する介護保険サービスの種類や内容などを定めた計画です。

問24 問23で「2. 満足していない」に○をつけた方のみお答えください。
その理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. サービスの内容(回数、日時)が 希望と違う
2. 他事業所 のサービスを使いたい
3. ケアプランの 説明が不十分 である
4. その他 () |
|---|

問25 現在利用しているサービスの内容に満足していますか。

あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| 1. 満足している | → | 問27(11頁)からお答えください。 |
| 2. 満足していない | → | 問26からお答えください。 |
| 3. わからない | → | 問27(11頁)からお答えください。 |

問26 問25で「2. 満足していない」に○をつけた方のみお答えください。

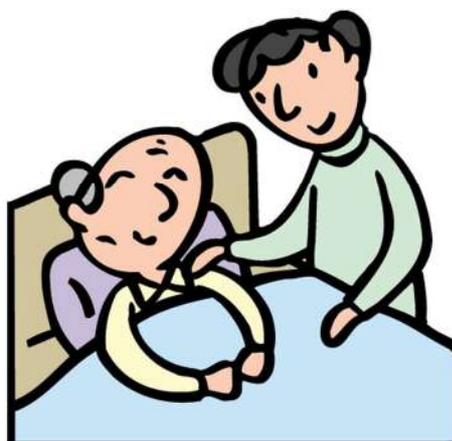
その理由について、あてはまる番号にすべて○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス内容がイメージしたものと違う 2. サービス担当者が頻繁に代わる 3. サービスの時間(訪問時間等)を守らない 4. サービス内容(対応)が悪い 5. プライバシーの配慮に欠けている 6. その他 () |
|--|



シフト表

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							



問27 今後利用したい（現在利用している場合も含みます）と思うサービスなどについてあてはまる番号に**すべて〇**をつけてください。

サービス名	サービスの説明
1. 通所介護等(デイサービス・デイケア)	デイサービスセンター等で行う、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練
2. 認知症対応型通所介護 (デイサービス)	認知症の利用者が通い、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練を行う
3. 訪問介護(ホームヘルプサービス)	ヘルパーにより身体介護・家事援助のサービス
4. 夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回又は通報により、訪問し日常生活の世話、緊急時の対応を行うサービス
5. 訪問リハビリテーション	理学・作業療法士の訪問によるリハビリテーション
6. 訪問看護	看護師等が訪問し、療養上のお世話をするサービス
7. 訪問入浴介護	移動入浴車等による自宅での入浴サービス
8. 短期入所生活介護等 (ショートステイ)	特別養護老人ホームや老人保健施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等を受けるサービス
9. 小規模多機能型居宅介護	通いを中心として利用者の身体の状態や希望に応じて訪問や宿泊組み合わせた一体的なサービス
10. 福祉用具の貸与・購入	福祉用具の貸与や、購入費の支給
11. 住宅改修費	手すりの取付け、段差の解消、床材の変更などの住宅改修費にかかる費用の支給
12. 成年後見制度	認知症高齢者等、精神上の障害によって判断能力が十分でない人たちの判断能力を補い、権利を保護する制度
13. 日常生活自立支援事業	認知症高齢者等、精神上の障害によって判断能力が不十分な人の福祉サービス利用を援助し、自立した生活を送れるよう支援するもの
14. 特にない	
15. わからない	

＜ご協力ありがとうございました＞

提出期限：平成26年3月28日（金）

※ 回答いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ切手をはらずに投かんください

平成26年度 介護アンケート調査報告書

平成26年8月実施

恵庭市保健福祉部 介護福祉課

目次

I 介護アンケート調査の概要	111
II 介護アンケート調査結果	
1. ご自身のことについて	
(1) 性別	112
(2) 年齢構成	112
(3) 世帯構成	112
(4) 世帯人数	113
2. 外出の頻度について	
(1) 普段の買い物、散歩などで外出する頻度	114
(2) 定期的な医療機関への通院の頻度	114
3. お住まいの状況について	
(1) 現在の住まいについて	115
(2) 現在の住まいについて困っていること（複数回答）	115
(3) もしも、介護度が重度になった場合の介護を受ける場所	116
(4) 施設などでの介護の希望	117
(5) 在宅での介護の希望（複数回答）	117
4. 高齢者福祉サービスの利用について	
(1) 今後利用したいサービス高齢者福祉サービスについて（複数回答）	118
(2) 今後利用したい介護保険サービス（複数回答）	119
(3) 10年後を見据えて不安に思うこと（複数回答）	120
III 介護アンケート調査票	121

I 介護アンケート調査の概要

1. 目的

第6期介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）の策定にあたり、要介護認定を受けていない者を対象に生活状況、高齢者福祉サービスの利用状況や意向などを、第6期計画策定の基礎資料を得るため、郵送による調査を行う。

2. 調査時点 平成26年7月1日時点

3. 調査期間 平成26年7月30日～8月15日

4. 調査対象 65歳以上の、介護認定を受けていない一般高齢者から504人抽出

5. 実施方法 調査対象者に対する郵送による調査

6. 調査項目

(1) 属性

- ・性別、年齢構成、世帯構成等

(2) 外出の頻度について

- ・普段の生活での外出の頻度、通院の頻度

(3) 住宅の状況について

- ・住宅で困っていること、住宅改修の意向等
- ・今後の介護についての希望等

(4) 高齢者福祉サービスについて

- ・今後のサービス利用意向等
- ・将来、不安に思うこと

7. 調査票の回収状況

353人のアンケート対象高齢者から回答があり、調査時点の平成26年7月1日に施設や病院等に入院している回答者4人を除いた349人が、本調査の集計の対象者である。

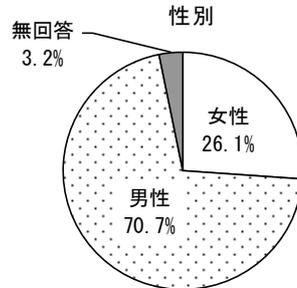
65歳以上の介護認定を受けていない高齢者数	13,708人
調査票送付数（抽出）	504人
回収数（調査回答者数） ①	353人
調査の回収率	70.0%
病院等に入院している回答者数 ②	4人
本調査の集計等の対象者（①－②）	349人

Ⅱ 介護アンケート調査結果

1. ご自身のことについて

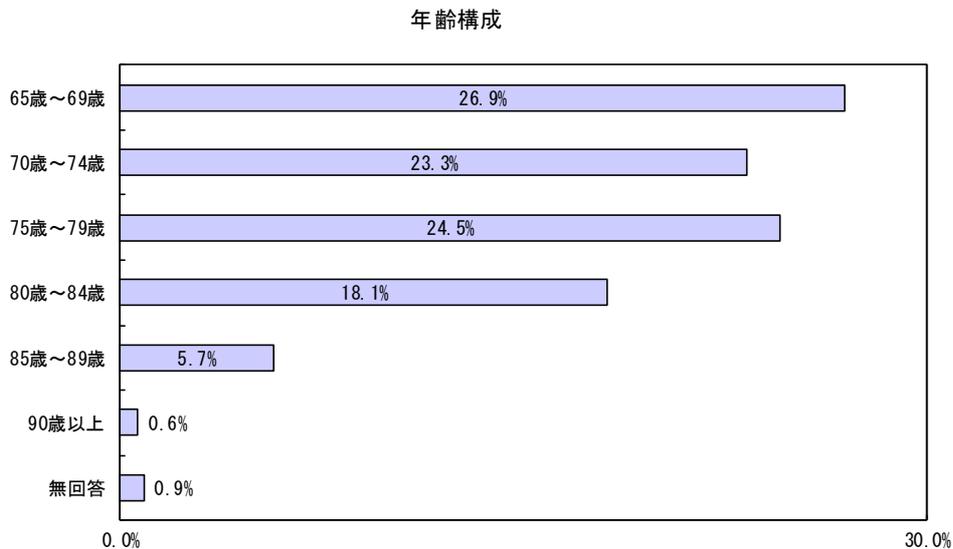
(1) 性別について

回答者の性別は、「男性」が70.7%、「女性」が26.1%となっており、男性の割合が高い。



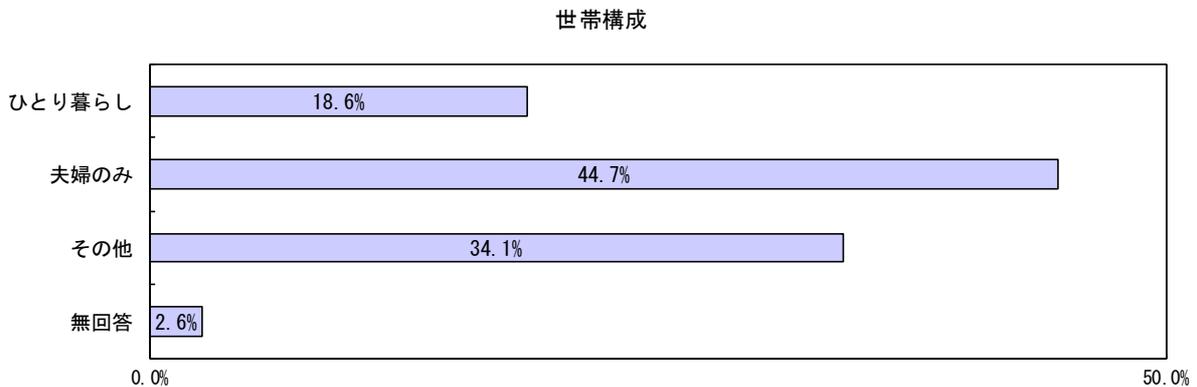
(2) 年齢について

年齢構成は、「前期高齢者(65～74歳)」が50.2%、「後期高齢者(75歳以上)」は48.9%であり、ほぼ半数の構成となっている。



(3) 世帯について

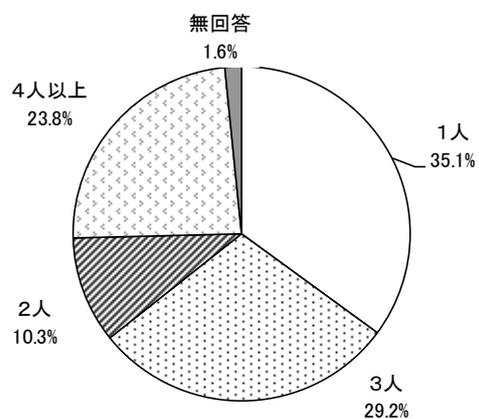
世帯構成は、「夫婦のみの世帯」が44.7%と多くを占め、次いで「その他」が34.1%となっている。
 なお、「その他」の回答率が高い理由は、(4)世帯人数の回答結果でわかるとおり、同居人数が比較的多いことが要因と思われる。また、「ひとり暮らし」と回答したのは、18.6%であった。



(4) 世帯についての回答で、「その他」と回答した方に世帯の人数をお聞きしました

世帯人数は、「1人」が35.1%、次いで「3人」が29.2%、「4人以上」が23.8%となっており、家族等との同居率が高いことがわかる。

世帯人数

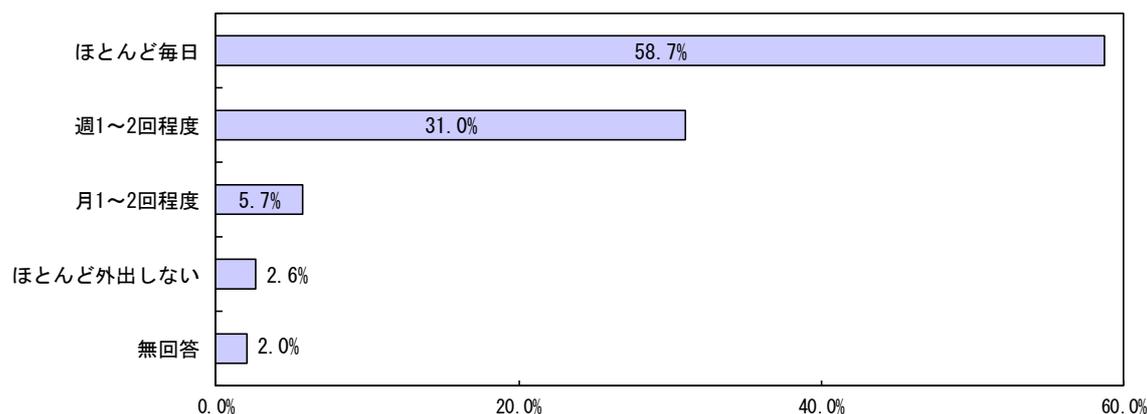


2. 外出の頻度について

(1) 普段の買い物、散歩などで外出する頻度について

普段の買い物、散歩などで外出する頻度は、「ほとんど毎日」と回答した割合が58.7%であり、「ほとんど外出しない」(2.6%)を大幅に上回っている。また、「週1~2回程度」を含めると、実に89.7%の方が週に1回以上外出していることとなり、元気な高齢者の割合が高いことがわかる。

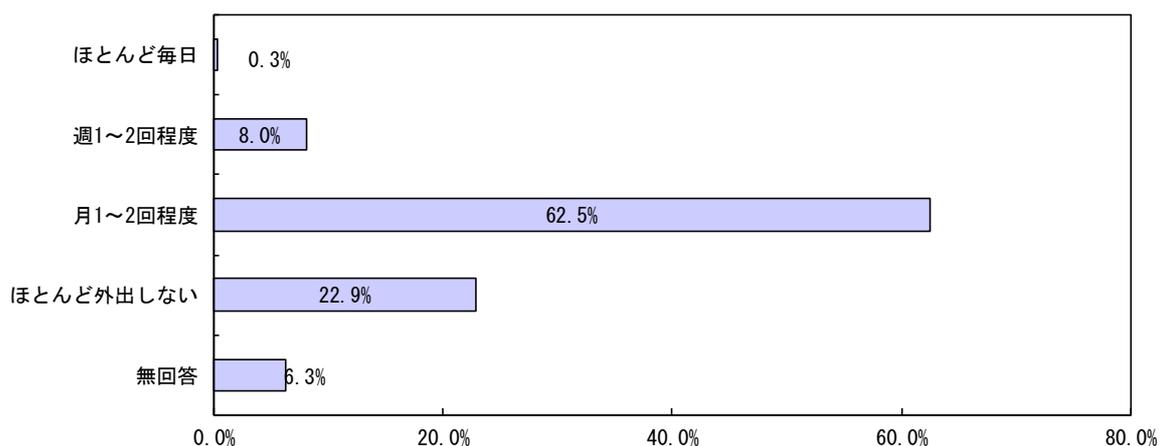
外出する頻度



(2) 定期的な医療機関への通院の頻度について

定期的な医療機関への通院の頻度は、「月1~2回程度」と回答した方が62.5%と大半を占め、次いで「ほとんど外出(通院)しない」が22.9%となっている。これら結果から、週に1~2回程度と回答した方を含め、全体の7割の方が定期的に通院していることがわかる。

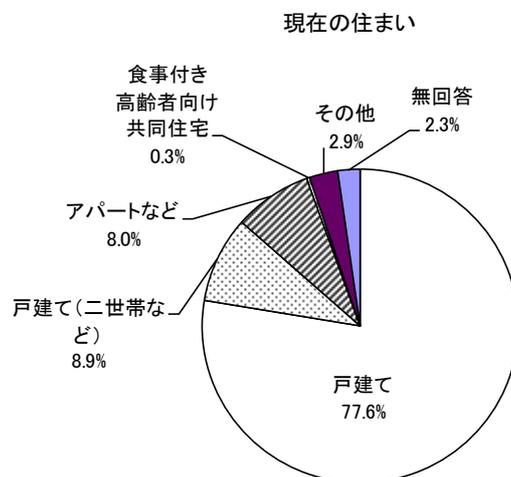
定期的な通院頻度



3. お住まいの状況について

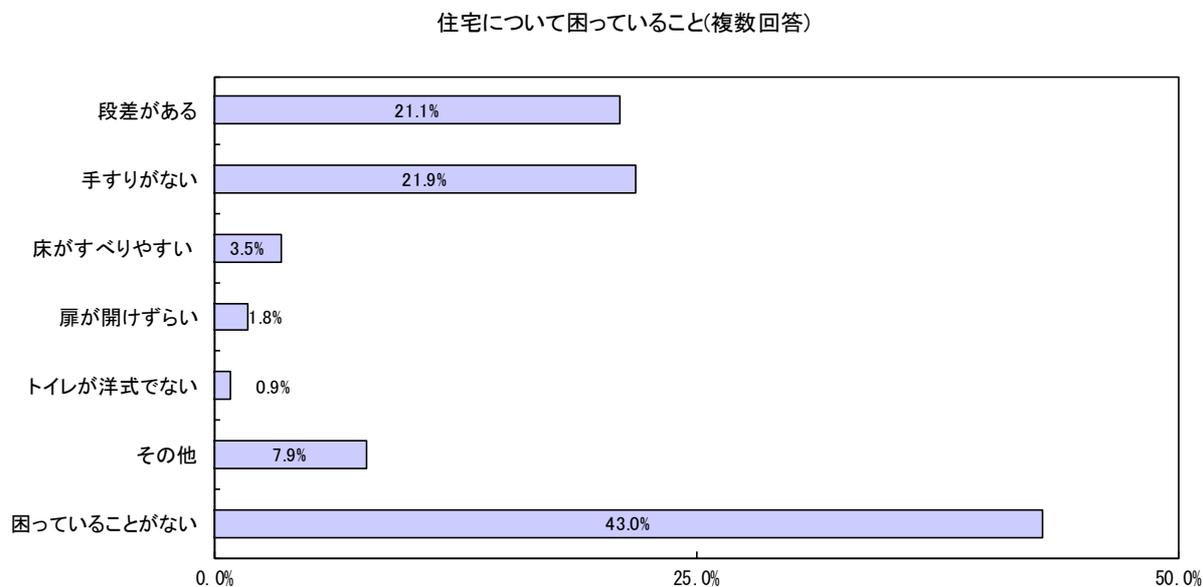
(1) 現在どこにお住まいですか

現在の住まいについて聞いたところ、「戸建て(一世帯)」が77.6%、次いで「戸建て(二世帯など)」が8.9%となっており、戸建て住宅の割合が高い。



(2) 現在のお住まいについて困っていること (複数回答)

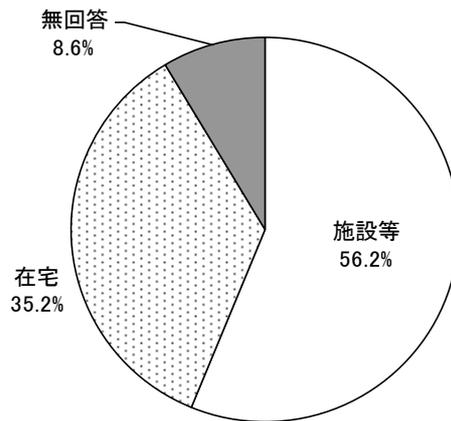
困っていることについては、「困っていない」と回答された方が43.0%と一番多く、次いで「廊下やトイレ、浴室、玄関などに手すりがない」が21.9%、「廊下やトイレ、浴室、玄関などに段差がある」と回答した方が21.1%となっている。



(3) もしも介護度が重度になった時に、どこで介護を受けたいですか

介護を受ける場所の希望は、「施設などに入って介護を受けたい」が56.2%となっており、「在宅で介護を受けたい」(35.2%)を上回っている。

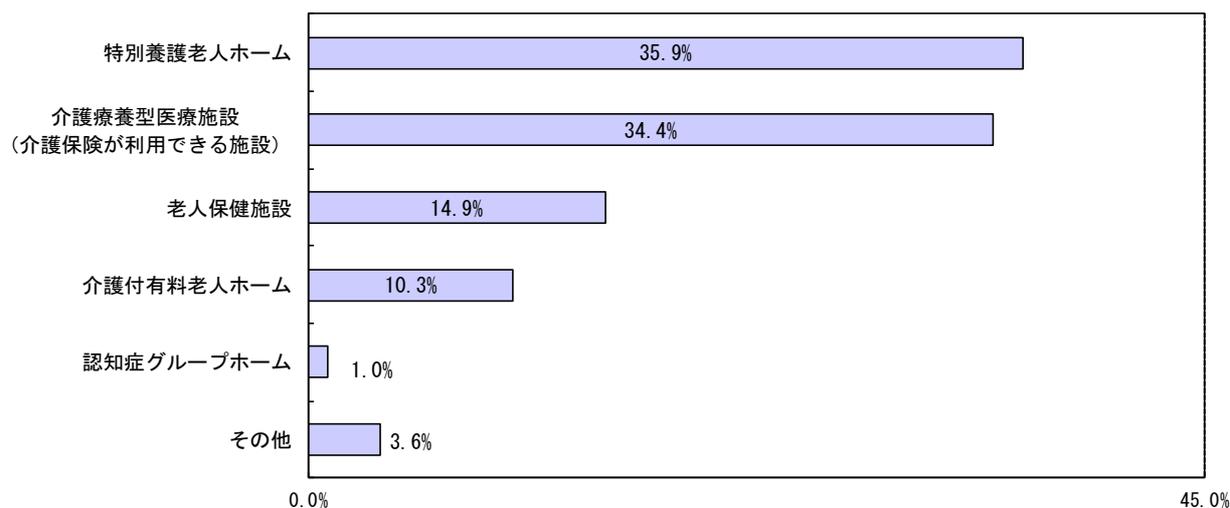
介護度が重度になった場合



(4) 施設などでの介護の希望

「施設などに入って介護を受けたい」と回答した方に、施設の種別をお聞きました。
 「特別養護老人ホームに入所し、介護を受けたい」が35.9%、次いで「介護療養型医療施設(介護保険が利用できる施設)」に入所し、介護を受けたい」が34.4%となっている。
 「介護療養型医療施設」及び「老人保健施設」の割合が、合わせて49.3%にのぼることから、療養介護を受けられる施設を望んでいることが推察される。

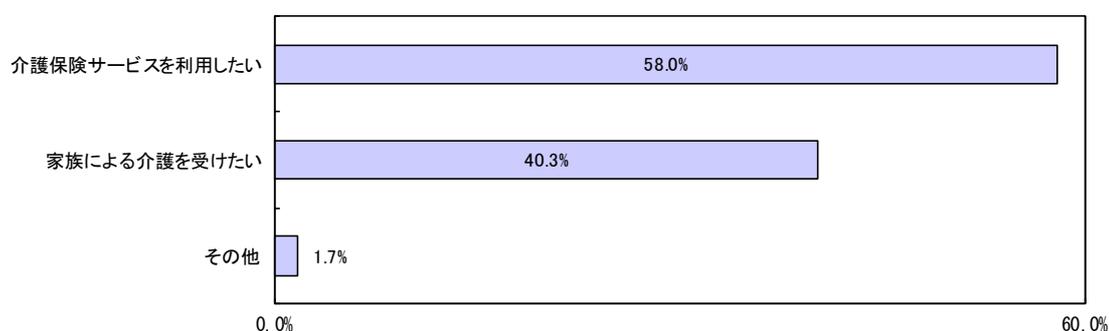
施設などでの介護の希望



(5) 在宅での介護の希望 (複数回答)

「在宅で介護を受けたい」と回答した方に、在宅介護の内容をお聞きました。
 「介護保険サービスを利用したい」が58.0%、「家族による介護を受けたい」が40.3%となっており、半数以上の方が介護保険サービスの利用を希望していることがわかる。

在宅での介護の希望



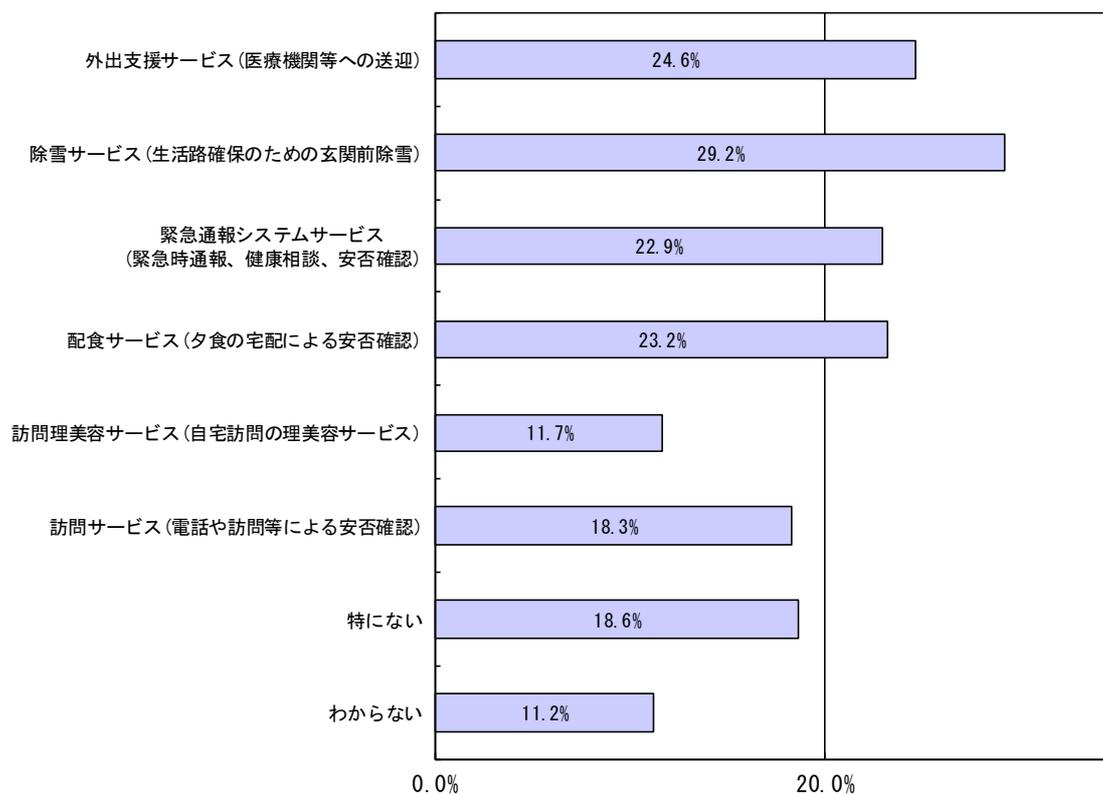
4. 高齢者福祉サービスの利用について

(1) 今後利用したいと思う高齢者福祉サービスは何ですか（複数回答）

今後利用したい(現在利用している場合も含む)サービスは、「除雪サービス(生活路確保のための玄関前除雪)」が29.2%、次いで「外出支援サービス(医療機関等への送迎)」が24.6%となっている。

また、「配食サービス」や「緊急通報システムサービス」等、安否確認に繋がるサービスについては、共に22%を超える回答結果となっていることから、興味の高さがうかがえる。

今後利用したい高齢者福祉サービス（複数回答）

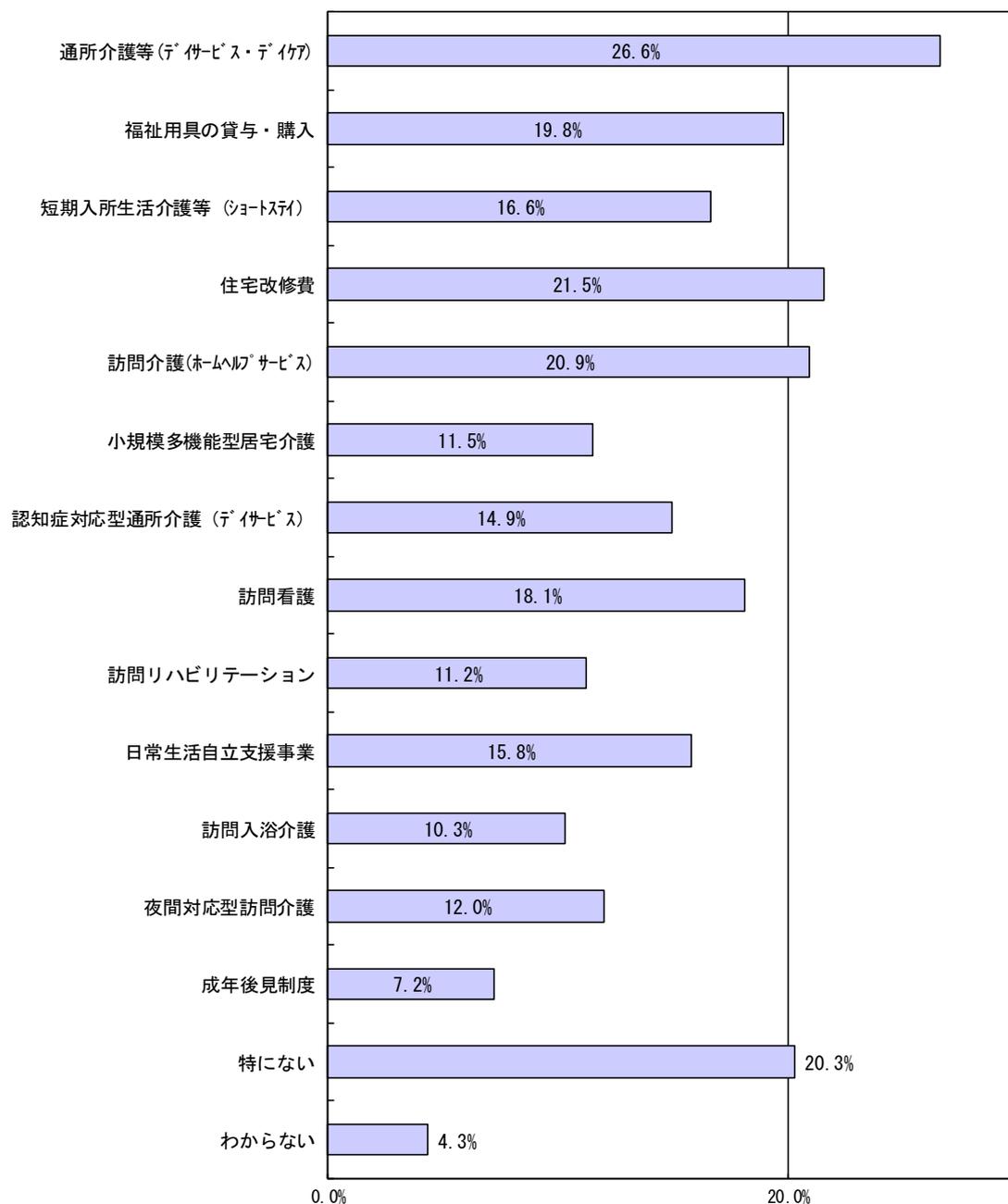


(2) 今後利用したいと思う介護保険サービスは何ですか（複数回答）

今後利用したい（現在利用していて、今後も引き続き利用したい場合も含む）サービスとして、「通所介護（デイサービス）」が26.6%と高く、次いで「住宅改修費」21.5%、「訪問介護」20.9%となっている。

なお、「特にない」と回答した方も20.3%いることから、今後、介護保険制度やサービス内容についての周知強化が必要と思われる。

今後利用したい介護保険サービス（複数回答）

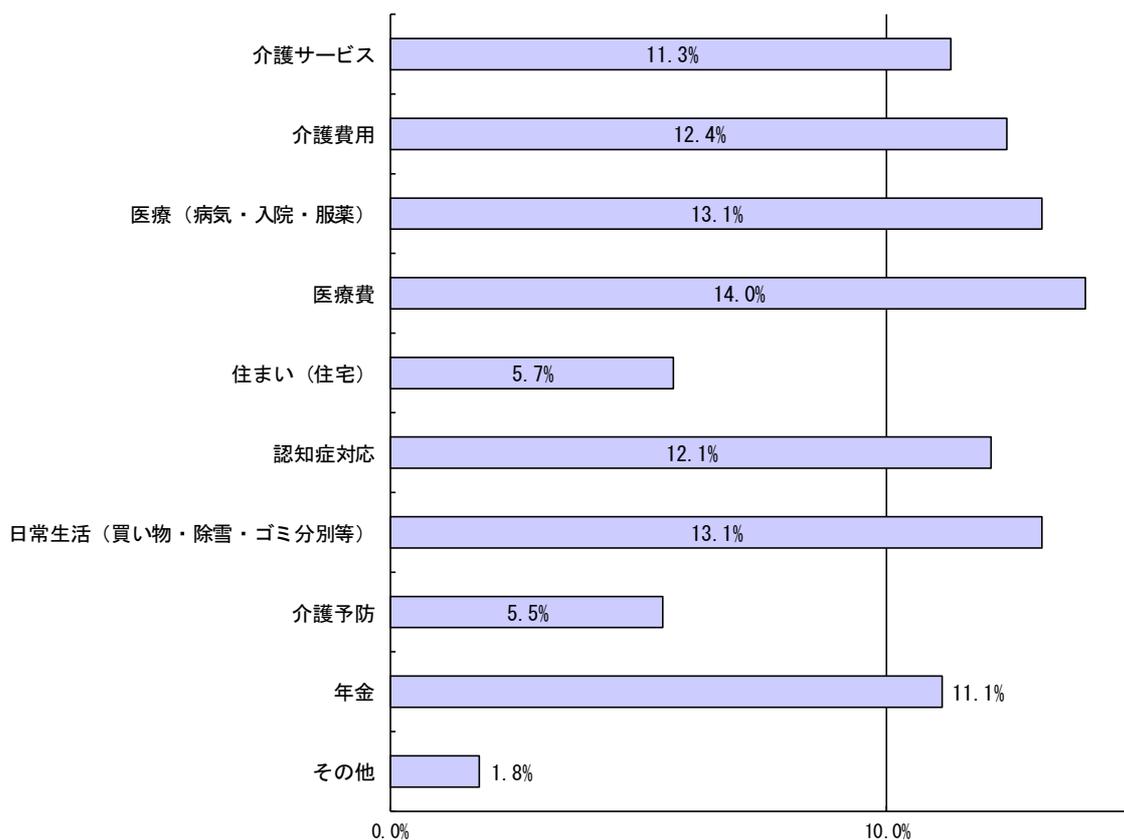


(3) 10年後を見据えて不安に思うこと（複数回答）

将来(10年後)を見据え、不安に思うことをお聞きしたところ、「医療費(14.0%)」、「医療(病気・入院・服薬)(13.1%)」、「介護費用(12.4%)」、「年金(11.1%)」等、費用負担に関する項目に関心の高さが伺える。

また、「日常生活(買い物・除雪・ゴミ分別等)(13.1%)」、「認知症対策(12.1%)」に対しても、費用負担同様の割合を示しており、不安の高さがうかがえる。

今後利用したい介護保険サービス（複数回答）



高齢者一般アンケート調査票

【平成26年 7月 1日現在でお答えください。】

1. 「ご自身のこと」について

問1 性別について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2 年齢について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 64歳以下 | 2. 65歳～69歳 | 3. 70歳～74歳 |
| 4. 75歳～79歳 | 5. 80歳～84歳 | 6. 85歳～89歳 |
| 7. 90歳以上 | | |

問3 世帯について、あてはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1. ひとり暮らしの世帯 | } → <u>問5からお答えください。</u> |
| 2. 夫婦のみの世帯 | |
| 3. その他 | → <u>問4からお答えください。</u> |

※病院等の施設に3ヶ月以上入院されている方は世帯人数に入れないでください。

問4 問3で「3. その他」に○をつけた方のみお答えください。

世帯の人数について、あなたを含めて何人ですか。
あてはまる番号に○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 2人 | 2. 3人 | 3. 4人以上 |
|-------|-------|---------|

※病院等の施設に3ヶ月以上入院されている方は世帯人数に入れないでください。

問8 現在のお住まいについて、困っていることはありますか。
あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 困っていることはない
2. 廊下やトイレ、浴室、玄関などに段差がある
3. 廊下やトイレ、浴室、玄関などに手すりがない
4. 廊下やトイレ、浴室、玄関などの床がすべりやすい
5. トイレが洋式でない
6. 扉が開けづらい
7. その他 ()



問9 もしも介護度が重度になった時に、どこで介護を受けたいですか。
あてはまる番号にひとつ〇をつけてください。

1. 施設等→	<u>問10からお答えください。</u>
2. 在宅(自宅)→	<u>問11(5頁)からお答えください。</u>

問10 問9で「1. 施設等」に〇をつけた方のみお答えください。
その施設はどのような施設ですか。
あてはまる番号にひとつ〇をつけてください。

1. 特別養護老人ホーム
2. 老人保健施設
3. 介護療養型医療施設（介護保険が利用できる施設）
4. 認知症グループホーム
5. 介護付有料老人ホーム
6. その他（ ）

《施設等の説明》

特別養護老人ホーム	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所し生活する施設。 市内では、恵望園、恵庭みどりの園、島松ふくろうの園(旧名称：みどりの園)、ふる里えにわがあります。
老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心としたケアと介護が必要とする場合に入所する施設。 市内では、恵み野ケアサポート、アートライフ恵庭があります。
介護療養型医療施設 (介護保険が利用できる病院)	長期にわたって療養を必要とする高齢者等が入所する施設。 市内には、島松病院（ファミリア）があります。
認知症グループホーム	認知症のため介護を必要とする高齢者等が、9人単位で共同生活を営む住居で介護が受けられます。 市内には10グループホームがあります。
介護付有料老人ホーム	食事の提供など日常生活上、必要なサービスが提供される老人ホームです。 市内には、ラ・デュース恵み野があります。

問11 問9(4頁)で「2. 在宅」に○をつけた方のみお答えください。
在宅で、どのような介護を希望しますか。
あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 家族による介護を受けたい
2. 介護保険サービスを利用したい
3. その他 ()

4. 「高齢者福祉サービスの利用」について

問12 今後利用したい（現在利用している場合も含みます）と思うサービスは、何ですか。
あてはまる番号にすべて○をつけてください。

1. 配食サービス(夕食の宅配による安否確認)
2. 外出支援サービス(医療機関等への送迎)
3. 訪問理美容サービス(自宅訪問の理美容サービス)
4. 除雪サービス(生活路確保のための玄関前除雪)
5. 緊急通報システムサービス(緊急時通報、健康相談、安否確認)
6. 訪問サービス(電話や訪問等による安否確認)
7. 特にない
8. わからない



問13 今後利用したい（現在利用している場合も含みます）と思うサービスなどについてあてはまる番号にすべて○をつけてください。

サービス名	サービスの説明
1. 通所介護等(デイサービス・デイケア)	デイサービスセンター等で行う、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練
2. 認知症対応型通所介護(デイサービス)	認知症の利用者が通い、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練を行う
3. 訪問介護(ホームヘルプサービス)	ヘルパーにより身体介護・家事援助のサービス
4. 夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回又は通報により、訪問し日常生活の世話、緊急時の対応を行うサービス
5. 訪問リハビリテーション	理学・作業療法士の訪問によるリハビリテーション
6. 訪問看護	看護師等が訪問し、療養上のお世話をするサービス
7. 訪問入浴介護	移動入浴車等による自宅での入浴サービス
8. 短期入所生活介護等(ショートステイ)	特別養護老人ホームや老人保健施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等を受けるサービス
9. 小規模多機能型居宅介護	通いを中心として利用者の身体の状況や希望に応じて訪問や宿泊組み合わせた一体的なサービス
10. 福祉用具の貸与・購入	福祉用具の貸与や、購入費の支給
11. 住宅改修費	手すりの取付け、段差の解消、床材の変更などの住宅改修費にかかる費用の支給
12. 成年後見制度	認知症高齢者等、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人たちの判断能力を補い、権利を保護する制度
13. 日常生活自立支援事業	認知症高齢者等、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人の福祉サービス利用を援助し、自立した生活を送れるよう支援するもの
14. 特にない	
15. その他	

問14 今後、高齢化が進むと、医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、将来（10年後）を見据えて不安に思うことについて、あてはまる番号にすべて〇をつけてください。また、要望などありましたら自由にご記入ください。

10年後不安なこと	要望など（自由に記入ください）
例 認知症対応	将来、認知症になったら、1人で生活するには不安がある。グループホームに入所したい。
1. 介護サービス	
2. 介護費用	
3. 医療（病気・入院・服薬）	
4. 医療費	
5. 住まい（住宅）	
6. 認知症対応	
7. 日常生活（買い物・除雪・ゴミ分別等）	
8. 介護予防	
9. 年金	
10. その他	

問15 介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどにご意見・要望などを自由にご記入ください。

A large, empty, rounded rectangular box with a dotted border, intended for handwritten input of opinions and requests.



ご協力ありがとうございました。

第6期

(平成27年度～平成29年度)

恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

平成27年3月

発行：北海道恵庭市

編集：恵庭市保健福祉部介護福祉課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（代表）

FAX：0123-39-2715

E-MAIL：kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp